

第3次青梅市環境基本計画

Zero Carbon city 0ME



第2次青梅市地球温暖化対策
実行計画(区域施策編)

「美しい自然のふるさと青梅」 ～持続可能な未来を共創するまち～

このたび、持続可能な未来を共創するまちを目指し、「第3次青梅市環境基本計画」および「第2次青梅市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。私たち一人ひとりの意識と行動が、地域全体の環境保全に大きな影響を与えることを再確認し、これらの計画を通じて皆さまと共に歩んでいきたいと考えております。

近年、世界的な気候変動や生物多様性の減少といった環境課題が深刻化しており、本市も例外ではありません。

私たちは、地球温暖化を防止するため、地域に根ざした具体的な行動を起こしていくことが重要であります。

「第3次青梅市環境基本計画」では、これまでの第1次、第2次環境基本計画でも掲げた「美しい自然のふるさと青梅」を計画全体の望ましい環境像とする中で、「みどり」、「水」、「大気」、「ごみと資源」、「エネルギー」、「ひととくらし」の6つの環境テーマにもとづいて、市民、事業者、市が一体となって推進していく取組事例を、示しております。

また、「第2次青梅市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」では、2022（令和4）年2月に「青梅市ゼロカーボンシティ宣言」を表明したことから、二酸化炭素排出量

実質ゼロ（カーボンニュートラル）の実現を目指すため青梅市の地域特性に応じた地球温暖化対策を推進する5つの方針と各施策を定めております。

この2つの計画を推進し、今を生きる私たちが責任を持って行動することで、未来のこどもたちに自然豊かな青梅の環境を引き継いでいきたいと考えておりますので、今後とも御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見や御提言をいただきました環境審議会委員および環境基本計画等懇談会委員の皆様、ならびにご協力いただきました市民の皆様と関係各位に心から感謝申し上げます。

令和7年3月
青梅市長 大勢待 利明



目次

第1部 第3次青梅市環境基本計画.....	5	第4章 目標達成に向けた施策および環境行動指針	29
第1章 計画の基本的事項	6	1. 第3次青梅市環境基本計画の基本的な考え方	29
1. 環境基本計画の改定について	6	(1) 地球温暖化や気候変動による災害に対する高いレジリエンス(強靱性) を有する環境対策の推進	29
2. 計画の範囲、対象地域	6	(2) 豊かな自然環境の維持、生物多様性の向上	30
3. 計画の期間	6	(3) SDGsの取組の推進	30
第2章 本市の環境を取り巻く動向	7	(4) 市民、事業者、市、各主体の共創による環境対策の推進	31
1. 国内外の動向	7	(5) SMARTな指標と目標の設定	32
2. 第2次青梅市環境基本計画の評価	9	2. 第3次青梅市環境基本計画施策体系図	33
3. 本市の現状	12	3. 目標達成に向けた施策および取組事例	34
(1) 社会環境	12	(1) みどり	34
(2) 生活環境	18	(2) 水	43
(3) 自然環境	19	(3) 大気	50
4. 市民、事業者の環境に対する意識	22	(4) ごみと資源	56
(1) 市民アンケート結果	22	(5) エネルギー	62
(2) 事業者アンケート	24	(6) ひととくらし	67
第3章 望ましい環境像	26	第5章 計画推進のしくみ	73
1. 基本理念	26	1. 計画の推進・進行管理組織	73
2. 望ましい環境像	26	2. 環境指標および目標	74
3. 望ましい環境像を支える6つの環境テーマ	26	【コラム1 令和5年度小学生オンライン交流会】	25
4. 環境のテーマごとの望ましい環境像	27	【コラム2 令和5年度中学生オンライン交流会】	32
		【コラム3 令和6年度小学生オンライン交流会】	45
		【コラム4 令和6年度中学生オンライン交流会】	71

第2部 第2次青梅市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	77	(4) 二酸化炭素削減量および森林吸収量	90
第1章 計画の基本的事項	78	(5) まとめ	90
1. 第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について	78	5. カーボンニュートラルの実現に向けた方針および施策	91
2. 計画の位置づけ	78	第5章 気候変動適応策	114
3. 計画の対象地域、対象とする温室効果ガス	78	1. 気候変動適応策とは	114
4. 計画の期間	79	2. 影響に対する適応策	114
第2章 計画策定の背景	80	第6章 計画推進のしくみ	119
1. 地球温暖化と温室効果ガス	80	1. 計画の推進・進行管理組織	119
2. 気候変動の緩和と適応	80	2. 環境指標および目標	120
3. 本市のこれまでの取組	81		
4. 地球温暖化対策等の動向	82		
第3章 青梅市の現状	83	第3部 資料編	121
1. 気象	83		
2. エネルギー消費量	84		
3. 再生可能エネルギーの導入量と導入ポテンシャル	84		
4. 温室効果ガス排出量の現状	85		
(1) 全体	85		
(2) 二酸化炭素の排出量	85		
第4章 気候変動緩和策～2050年カーボンニュートラルの実現に向けて～	86		
1. 気候変動の緩和策とは	86		
2. 二酸化炭素排出量削減目標	86		
3. 目標達成に向けた考え方	86		
4. 温室効果ガス排出量の将来推計	87		
(1) 現状維持ケース（BAU）の二酸化炭素排出量	87		
(2) 削減対策後の二酸化炭素排出量	87		
(3) 再生可能エネルギー導入後の二酸化炭素排出量	88		

※本文中に*が付いている用語は、資料の用語集に解説があります。

青梅のみどりから地球のみどりへ



澄んだ空気と思いやりのあるまち



流域市民を結ぶ、水の生まれるまち



創造に満ちあふれる循環型社会のまち



市民が作る未来のふるさと＝循環と共生のまち



持続可能で環境負荷の少ないまち



第1部 第3次青梅市 環境基本計画



第1章 計画の基本的事項

1. 環境基本計画の改定について

青梅市環境基本計画*は、青梅市環境基本条例第8条にもとづく環境面における最上位の計画です。市が策定する個別計画や事業等に対して、環境の保全および創出に関する基本的方向性を示し、同条例第9条にもとづく青梅市環境行動指針を包含しています。また、本市における最上位計画である青梅市総合長期計画を環境面から実現する計画としても位置づけられます。

本市では、2015（平成27）年3月に「第2次青梅市環境基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、『美しい自然のふるさと青梅～豊かな環境を未来に引き継げるまち～』を望ましい環境像として環境施策を展開してきました。

第2次計画の策定から10年が経過し、地球温暖化*対策、生物多様性*の保全、循環型社会*の構築等の環境に関する課題は、ますます重要度が増しており、SDGs*、気候変動への適応、災害に対するレジリエンス（強靱性）*、マイクロプラスチック*、食品ロスといった環境問題も注目されてきています。

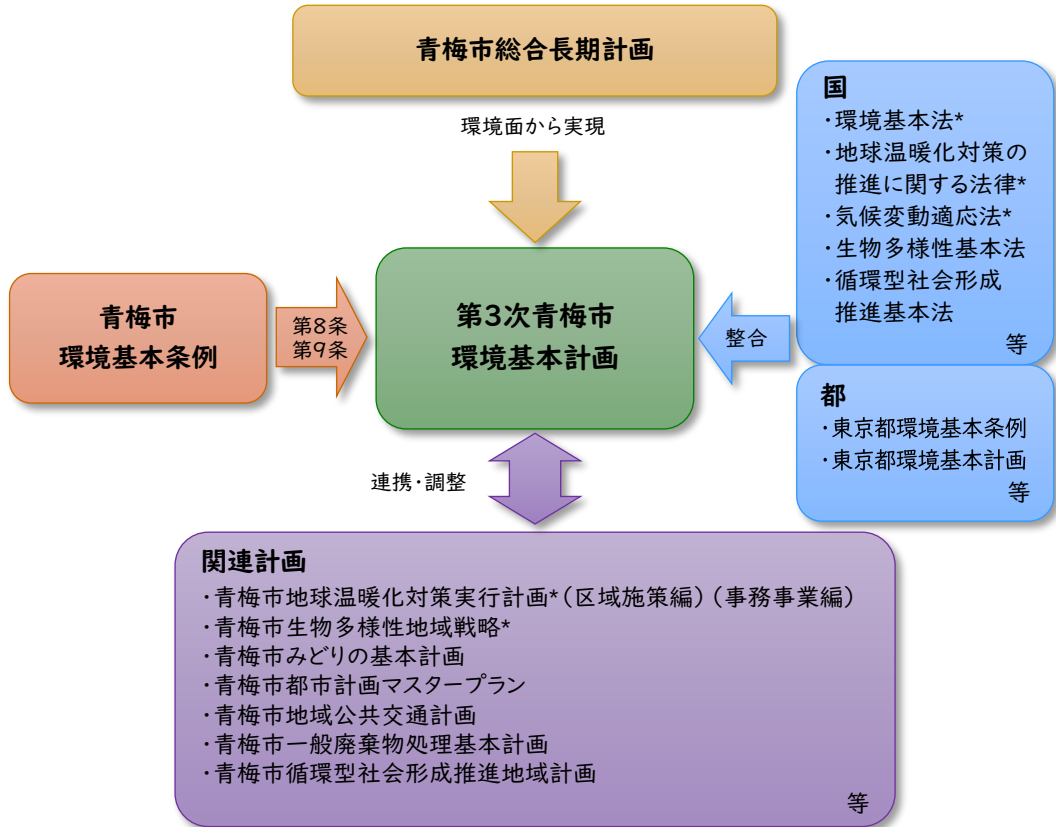
「第3次青梅市環境基本計画」（以下「本計画」という。）は、こうした社会情勢や、地域の実情、青梅市環境基本条例、青梅市総合長期計画を踏まえ、関連計画との連携・調整、国や都の環境基本計画等との整合性を図り、本市の望ましい環境像の実現に向け、横断的かつ効果的な施策の展開を図ります。

2. 計画の範囲、対象地域

本計画は、生活環境保全、自然環境保全、ごみの削減・資源化、エネルギー、生物多様性の保全、地球温暖化対策等の環境問題に対応した、市民、事業者、市が一体となって推進していくための基本計画で、本市全域を対象地域とします。

3. 計画の期間

2025（令和7）年度を初年度として、2034（令和16）年度までの10年間の計画の期間とします。また、社会情勢の変化や新たな環境問題に対しても柔軟に対処するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



	年度									
	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
青梅市総合長期計画	第7次計画/2023年度から10年間									次期計画
第3次青梅市環境基本計画	2025年度から10年間									

環境面から実現

第2章 本市の環境を取り巻く動向

1. 国内外の動向

第2次計画策定以降の国際的動向や、国、都、本市の環境に関する法令・計画・施策等について、項目別に示します。

●環境全般、その他国際動向

第2次計画策定後、同年9月の国連サミットにおいて、SDGs（持続可能な開発目標）が採択されました。その後の、国や都の環境基本計画は、いずれもSDGsを踏まえた計画となっています。環境に関する事項以外には、2020（令和2）年からは新型コロナウイルスによる国際的な健康危機、2022（令和4）年からはロシア・ウクライナ戦争による国際的なエネルギー危機、2024（令和6）年1月には能登半島地震があり、様々な危機への備えが必要であることが示されました。

年	月	環境全般に関する国内外の動向
2015年	3月	【市】第2次青梅市環境基本計画策定
	9月	【国際】SDGs（持続可能な開発目標）採択
2016年	3月	【都】東京都環境基本計画2016策定
2018年	4月	【国】第5次環境基本計画閣議決定
2020年	1月	【国際】新型コロナウイルスの蔓延
2022年	2月	【国際】ロシア・ウクライナ戦争勃発
	9月	【都】東京都環境基本計画2022策定
2024年	1月	【国】能登半島地震発生
	5月	【国】第6次環境基本計画閣議決定

●地球温暖化、エネルギー等

本市は、2015（平成27）年3月に「青梅市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し（第2次計画に包含）、市域の温室効果ガス*排出量の削減を進めてきました。

その後、2020（令和2）年10月の国の「2050年カーボンニュートラル宣言*」を受け、2022（令和4）年2月、本市は「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル*）の実現」を目指すと宣言しました。

2023（令和5）年10月には、「青梅市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の目標を「2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比46%（283千t-CO₂*）削減プラスさらなる高み（削減量の+α）を目指す」「2050（令和32）年度までにカーボンニュートラルの達成」と改定しました。

年	月	地球温暖化対策等に関する国内外の動向
2015年	3月	【市】地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（第2次計画内）
	11月	【国】気候変動の影響への適応計画閣議決定
	12月	【国際】パリ協定*採択
2016年	5月	【国】地球温暖化対策計画*閣議決定
2018年	10月	【国際】IPCC*1.5℃特別報告書公表
2019年	12月	【都】ゼロエミッション*東京戦略策定
2020年	3月	【市】第4次青梅市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定
	10月	【国】2050年カーボンニュートラル宣言表明
2021年	6月	【国】2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長*戦略策定
	10月	【国】第6次エネルギー基本計画*閣議決定
		【国】地球温暖化対策計画閣議決定（改定）
2022年	2月	【国】気候変動適応計画*閣議決定（改定）
		【市】青梅市ゼロカーボンシティ宣言*表明
	3月	【国際】IPCC第6次評価報告書統合報告書公表
2023年	4月	【国】エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（改正省エネ法）施行
	5月	【国】熱中症対策実行計画閣議決定
	10月	【市】地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標を改定

●自然環境、生物多様性等

本市は第2次計画において重点アクションの一つに「生物多様性の保全」を掲げ、2018（平成30）年8月には「青梅市生物多様性地域戦略」を策定する等、生物多様性の保全を進めてきました。

2021（令和3）年6月のG7サミットでは、G7首脳コミュニケの附属文書「自然協約」にて、G7各国は自国において2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を健全な生態系*として保全しようとする目標である、30by30目標に合意しました。

2022（令和4）年3月、国は「30by30ロードマップ」を策定し、翌年3月には「生物多様性国家戦略*2023-2030」を閣議決定しました。生物多様性国家戦略では2050年ビジョンを「自然と共生する世界」、2030（令和12）年に向けた目標を「ネイチャーポジティブ（自然再興）*の実現」とし、「生物多様性損失と気候危機の『2つの危機』への統合的対応」「30by30目標の達成等の取組による健全な生態系の確保と、自然の恵みの維持回復」「自然資本を守り活かす社会経済活動の推進」等を掲げています。

年	月	自然環境、生物多様性等に関する国内外の動向
2018 年	8 月	【市】青梅市生物多様性地域戦略策定
2021 年	6 月	【国際】G7 サミットで 30by30 目標に合意
2022 年	3 月	【国】30by30 ロードマップ策定
	12 月	【国際】昆明・モントリオール生物多様性枠組採択
2023 年	3 月	【国】生物多様性国家戦略 2023-2030 閣議決定
	4 月	【都】東京都生物多様性地域戦略策定（改定）
2024 年	4 月	【国】スギ花粉発生源対策推進方針改正

●循環型社会（プラスチック資源、食品ロス）

2024（令和6）年8月、国は循環型社会形成に向けた国家戦略として「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しました。中長期的な方向性として、「循環経済アプローチを推進し、ネット・ゼロ・循環経済・ネイチャーポジティブの統合的な施策を実施」「各地域に特徴的な循環資源・再生可能資源を循環させる取組の創出・自立・拡大によって、地域経済活性化・魅力ある地域づくり・地方創生へつなげる」等を掲げています。

本市では、2006（平成18）年3月に策定した「青梅市一般廃棄物処理基本計画」（平成18年度～平成24年度）において、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を示す3Rに、ごみ発生源となるものの受入れを断る（リフューズ）を加えた4Rを掲げ、ごみの減量・発生抑制、資源物のリサイクルに取り組んでいます。

また、2022（令和4）年3月に策定した、「青梅市一般廃棄物処理基本計画」では、ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画、災害廃棄物*処理計画を定めています。ごみ処理基本計画では、一般廃棄物*の発生・排出抑制、減量化、資源化および適正処理に関し、長期的視点に立った基本的な方針を示しており、廃棄物の排出量の削減や、資源化率の目標を定めています。

年	月	循環型社会等に関する国内外の動向
2018 年	6 月	【国】第四次循環型社会形成推進基本計画閣議決定
	11 月	【市】青梅市循環型社会形成推進地域計画策定
2019 年	5 月	【国】プラスチック資源循環戦略策定
	10 月	【国】食品ロス削減推進法施行
	12 月	【都】プラスチック削減プログラム策定
2021 年	3 月	【都】東京都食品ロス削減推進計画策定
	9 月	【都】東京都資源循環・廃棄物処理計画策定（改定）
2022 年	3 月	【市】青梅市一般廃棄物処理基本計画策定（改定）
	4 月	【国】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行
2024 年	8 月	【国】第五次循環型社会形成推進基本計画閣議決定

2. 第2次青梅市環境基本計画の評価

第2次計画の指標および目標の達成状況について、以下に示します。

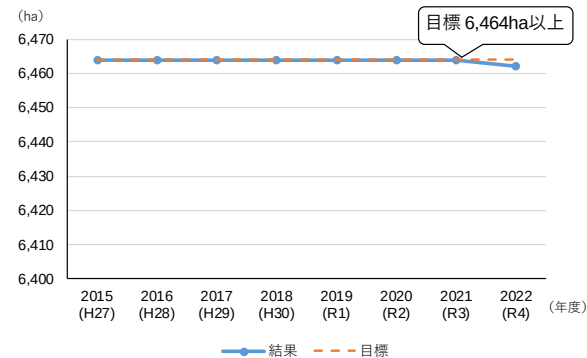
テーマ	指標	単位	年度								目標 (2024 年度)	評価 (2022 年度)
			2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)		
緑	森林面積	ha	6,464	6,464	6,464	6,464	6,464	6,464	6,464	6,462	6,464 の維持	○
	経営耕地面積	ha	223	155	155	155	155	155	101	101	201 (以上)	△
水	河川（市内各地点）の BOD* 環境基準達成度	%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	◎
大気	二酸化硫黄*濃度（市役所屋上）	ppm*	0.002	0.001	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	○
	大気中ダイオキシン類*濃度（市役所屋上）	pg-TEQ*/m ³	0.010～ 0.016	0.007～ 0.010	0.008～ 0.010	0.011～ 0.013	0.010～ 0.014	0.008～ 0.019	0.0072～ 0.0074	0.008～ 0.009	0.014～0.016	◎
	主要交差点における二酸化窒素の測定値	ppm	0.008～ 0.028	0.005～ 0.019	0.007～ 0.028	0.010～ 0.024	0.006～ 0.023	0.006～ 0.017	0.005～ 0.015	0.006～ 0.020	0.010～0.026	○
	主要道路における騒音の測定値	dB*	56～71	55～70	54～70	54～69	56～68	57～70	54～70	56～69	50～72	○
ごみと資源	1人1日当たりの燃やすごみ排出量	g	560	549	547	551	559	562	560	557	510	△
エネルギー	市民1人1ヶ月当たりの電力使用量	kWh*/(人・月)	364	401	404	407	375	384	385	367	388	○
重点アクション	区域の二酸化炭素排出量	%	-7.2%	-8.2%	-8.8%	-9.5%	-15.8%	-19.3%	-	-	2020 年度目標： 2010 年度比-10%	◎ (2020 年度)
			-13.1%	-14.1%	-14.6%	-15.3%	-21.2%	-24.4%	-24.1%	-	2030 年度目標： 2013 年度比-46%	◎ (2021 年度)

評価 ◎: 目標を上回る結果 ○: 概ね目標程度の結果 △: 目標を下回る結果

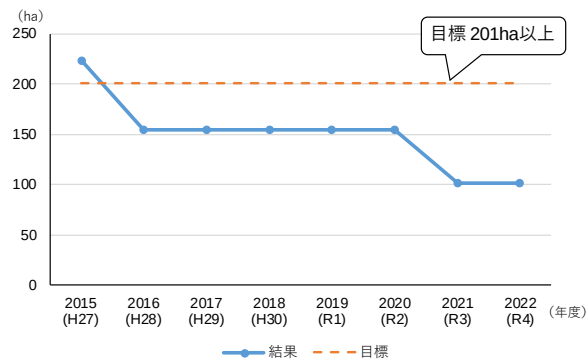
二酸化炭素排出量の 2021 年度評価は、2030 年度目標に向けて 2021 年度に削減すべき割合に対する評価

●緑

森林面積は目標をわずかに下回りましたが、概ね目標と同程度と言えます。経営耕地面積は2016（平成28）年度以降、目標を下回りました。



森林面積



経営耕地面積

●水

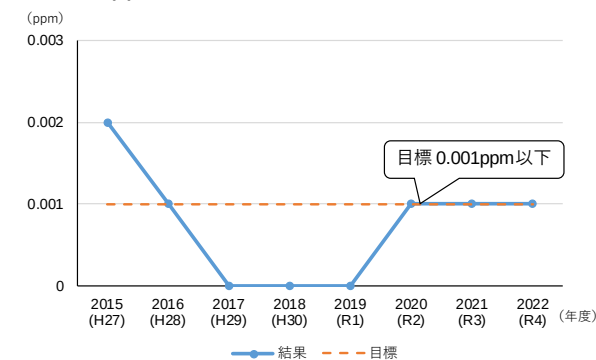
河川のBOD環境基準の達成度は100%が続いています。

●大気

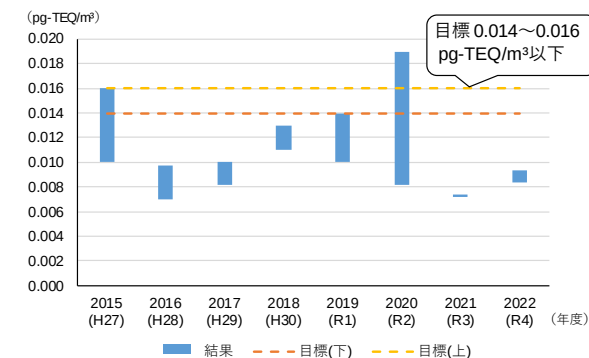
二酸化硫黄は2016（平成28）年度以降、主要交差点における二酸化窒素は2018（平成30）年度以降、主要道路における騒音の測定値は全期間で、目標値を下回っています。

大気中ダイオキシン類は、2020（令和2）年度に目標を超過しましたが、おおむね目標を達成しています。

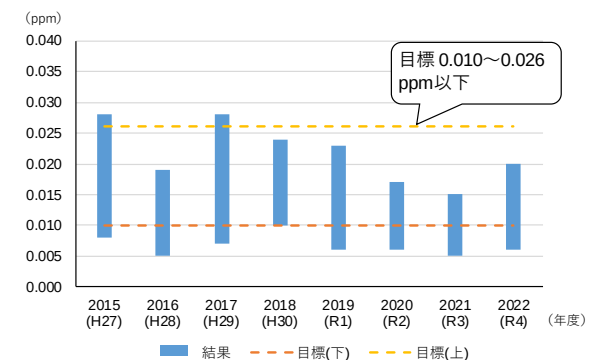
なお、大気中ダイオキシン類の環境基準は0.6pg-TEQ/m³、二酸化窒素の環境基準は1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であることから、いずれも過年度を含め環境基準を満たしています。



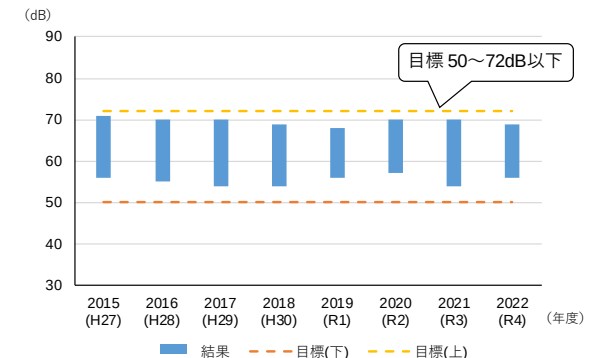
二酸化硫黄濃度（市役所屋上）



大気中ダイオキシン類濃度（市役所屋上）



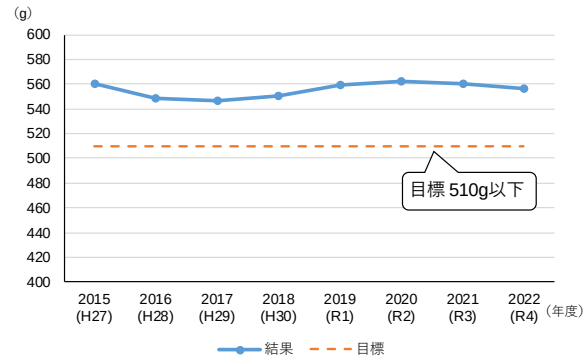
主要交差点における二酸化窒素の測定値



主要道路における騒音の測定値

●ごみと資源

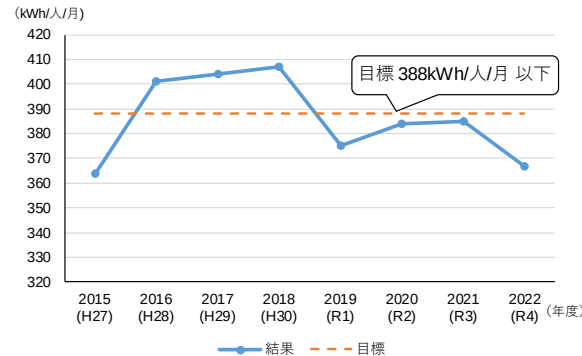
1人1日当たりの燃やすごみの排出量は、目標の達成には至っておらず、目標または施策の見直しが必要です。



1人1日当たりの燃やすごみ排出量

●エネルギー

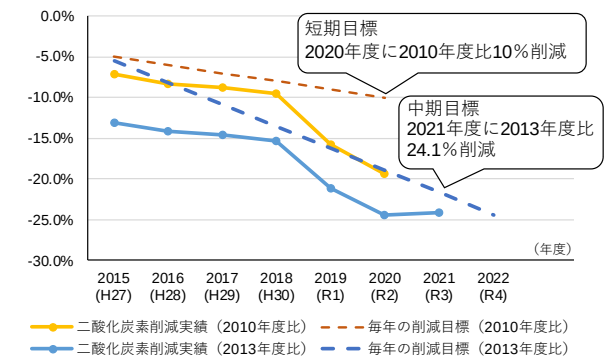
市民1人1ヶ月当たりの電力使用量は2019(令和元)年に目標を達成して以来、その状態が続いています。



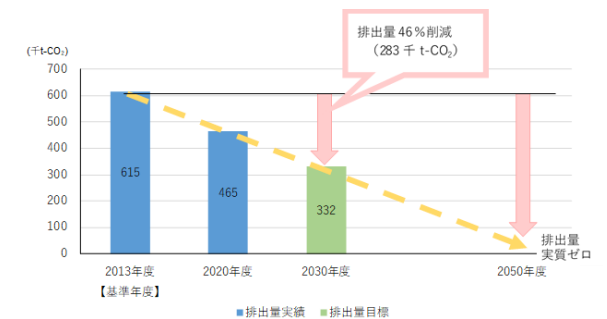
市民1人1ヶ月当たりの電力使用量

●重点アクション

第2次計画では短期目標(2020年度目標)と中期目標(2030年度目標)を掲げています。本市の二酸化炭素排出量は2015(平成27)年度以降減少傾向であり、短期目標を達成しました。また、中期目標に向けた2021(令和3)年度の削減目標も下回っています。



二酸化炭素削減状況



2050年度までの二酸化炭素排出量削減イメージ



第1部 第3次青梅市環境基本計画

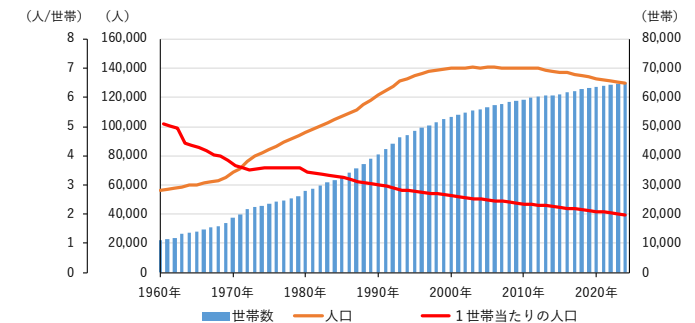
3. 本市の現状

(1) 社会環境

ア 人口

本市の人口は2024（令和6）年1月1日において129,468人、世帯数は65,181世帯で、およそ1世帯当たり1.99人となっています。

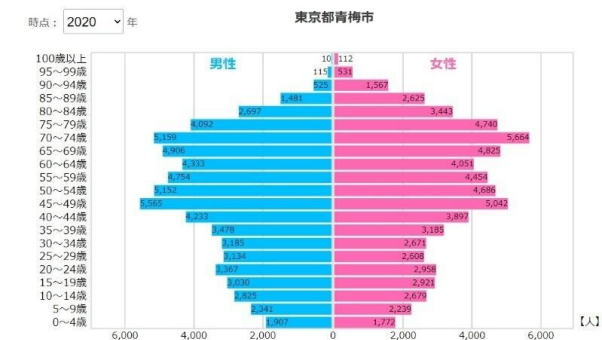
人口は2000（平成12）年頃までは増加傾向でしたが、2012（平成24）年頃より減少傾向が続いています。一方、世帯数は増加傾向が続いており、1世帯当たりの人口は減少が続いています。



人口推移

出典：青梅市の統計、青梅市 HP より作図

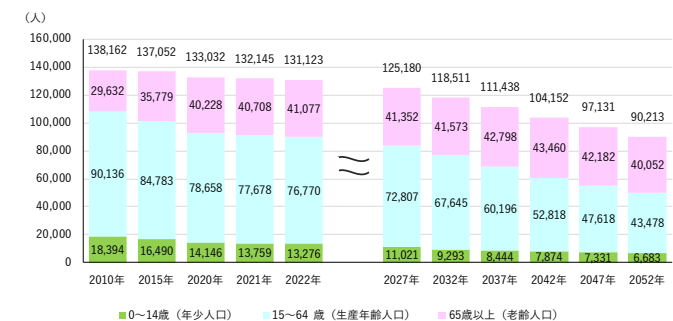
2020（令和2）年の人口構成では、男性は45～49歳が最も多く、次いで70～74歳、女性は70～74歳が最も多く、次いで45～49歳となっており、高齢化の進んでいる様子が見られます。



市の人口構成

出典：総務省統計ダッシュボード

「青梅市人口ビジョン（令和5年3月改訂版）」における人口推計では、2032（令和14）年の人口は118,511人、2052（令和34）年は90,213人とされ減少傾向が続きます。年齢3区分別では、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少が続き、老年人口（65歳以上）は2042（令和24）年まで増加しその後減少、2042（令和24）年の高齢化率は約40%以上になると推計されています。



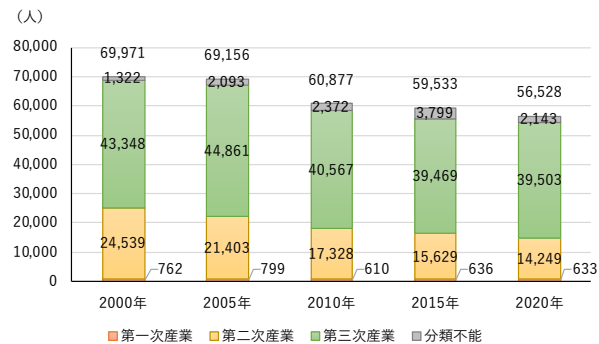
人口推計

出典：青梅市人口ビジョン（令和5年3月改訂版）より作図

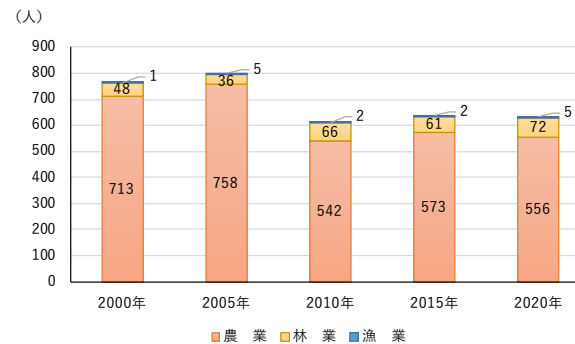
イ 就業人口

本市の産業3部門別の就業人口は全体に減少傾向にあり、特に第二次産業は減少が続いています。

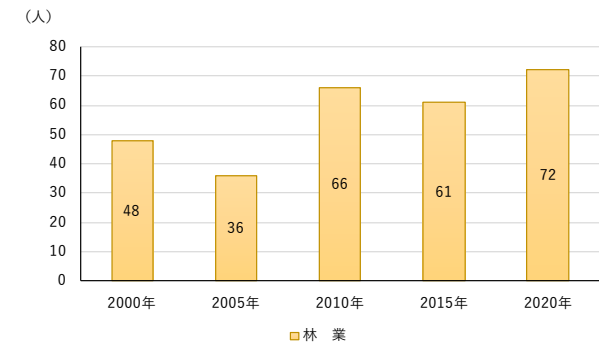
自然環境に関係の深い第一次産業は、2010（平成22）年以降は横ばいとなっていますが、林業については、増加傾向となっています。



就業人口



第一次産業の就業人口

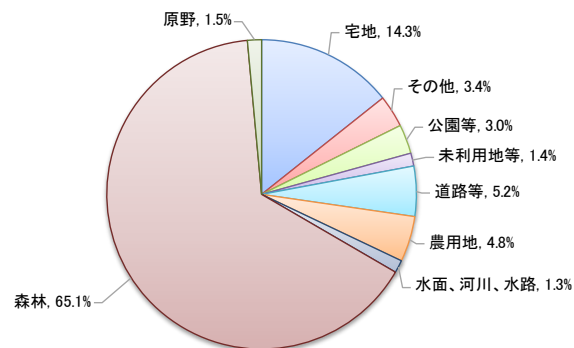


林業の就業人口

出典：青梅市の統計

ウ 土地利用

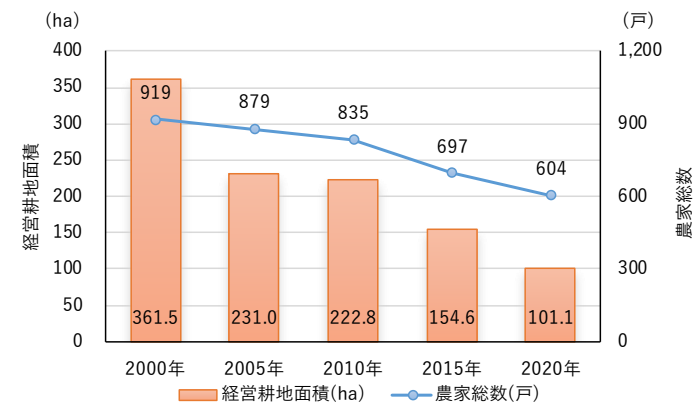
本市の土地利用面積は、森林が6割以上を占め、次いで宅地、道路等となっています。



出典：東京都統計年鑑（地域別土地利用面積 H29 年調査）

エ 農家数および農家人口

経営耕地面積、農家数とも減少傾向が続いており、経営耕地面積はこの10年で半減しています。

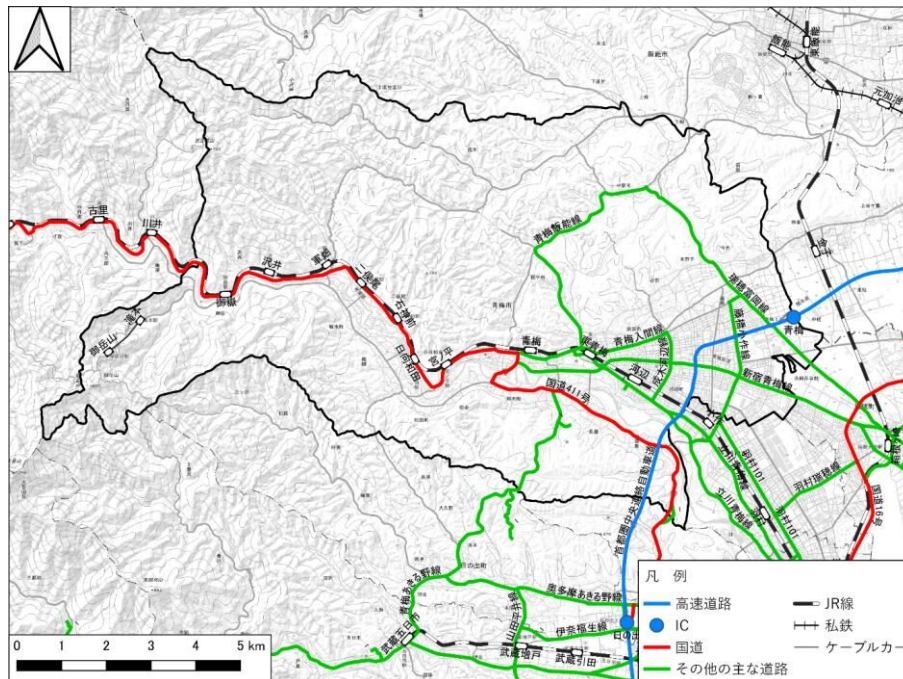


出典：青梅市の統計

オ 交通

a. 交通網

市の東側には、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）があり、埼玉県入間市との市境に青梅ICがあります。また、市内を東西に流れる多摩川沿いに一般国道411号線、JR青梅線があり、市内の東西をつないでいます。また、青梅駅付近から東は、新宿青梅線（青梅街道）があり、市内と都心をつなぐ主要な道路となっています。南北をつなぐ道路としては、青梅飯能線、青梅あきる野線等があり、日の出町やあきる野市、飯能市とつないでいます。

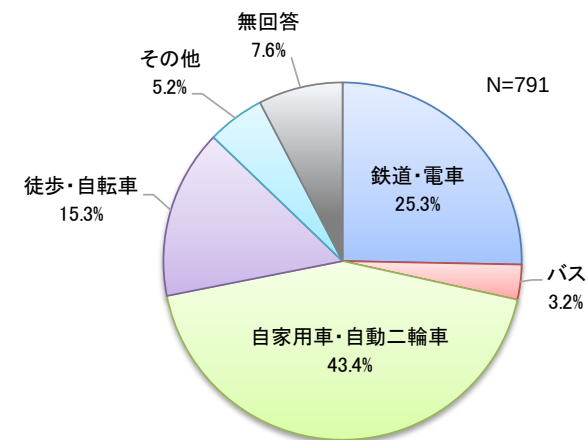


本市の国道および鉄道

出典：国土数値情報（高速道路時系列、緊急輸送道路データ）、地理院地図

b. 通勤通学の手段

市民アンケートの結果、通勤・通学手段は自家用車・自動二輪車が43.4%と最も多く、次いで鉄道・電車が25.3%、徒歩・自転車が15.3%です。一方、バスの利用は3.2%にとどまっています。



通勤・通学手段

カ 廃棄物

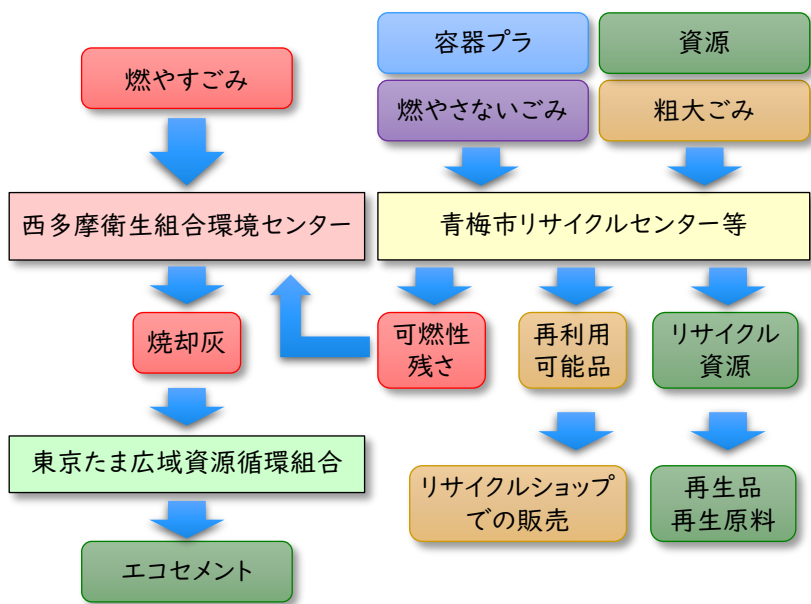
a. 市の廃棄物処理の概要

家庭や事業所から排出されたごみや資源のうち、燃やすごみについては西多摩衛生組合環境センターに、それ以外は青梅市リサイクルセンター等に搬入されます。

西多摩衛生組合環境センターでは焼却処理が行われ、焼却灰は東京たま広域資源循環組合により、エコセメント*の原料として再生利用されています。

青梅市リサイクルセンターでは、搬入されたものを選別し、可燃性残さは西多摩衛生組合環境センターで焼却し、それ以外は再商品化や再資源化を行っています。

かつては最終処分場*で焼却灰や不燃性残さの埋立処分を行っていましたが、現在は埋立処分を行っていません。



b. ごみ排出量

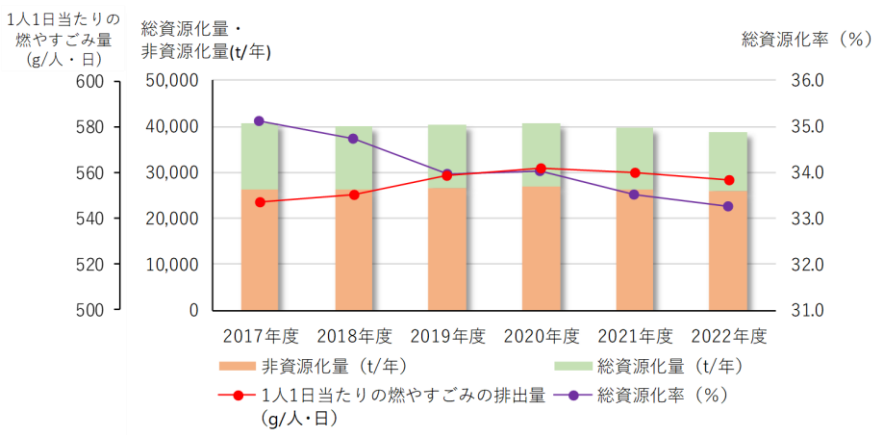
ごみの量は2020（令和2）年度以降緩やかに減少しています。集団回収による回収量は2020（令和2）年度以降に減少していますが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられます。

1人1日当たりの燃やすごみの量は2020（令和2）年度まで増加傾向にあり、その後は、やや減少傾向にあります。

また、総資源化量・総資源化率は、減少傾向となっています。

ごみ排出量

区分	単位	年度					
		2017	2018	2019	2020	2021	2022
ごみ量	t/年	36,746	36,458	36,952	38,156	37,092	36,216
集団回収	t/年	3,811	3,611	3,363	2,415	2,484	2,566
総量	t/年	40,557	40,069	40,315	40,571	39,576	38,782
1人1日当たりの燃やすごみの量	g/人・日	547.3	550.6	558.9	562.1	559.9	556.9
総資源化量	t/年	14,247	13,910	13,692	13,798	13,261	12,896
総資源化率	%	35.1	34.7	34.0	34.0	33.5	33.3



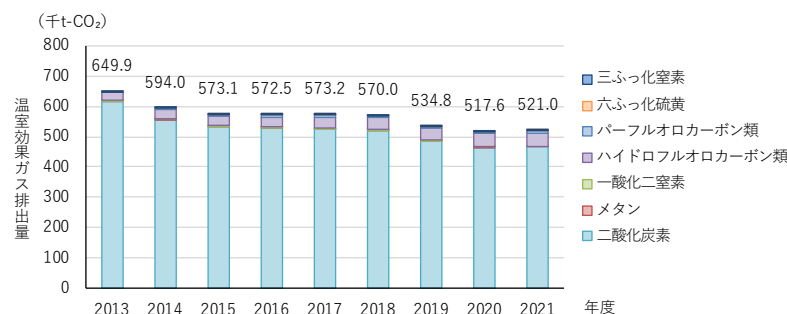
出典：青梅市清掃事業概要

キ 温室効果ガス排出量

a. 全体

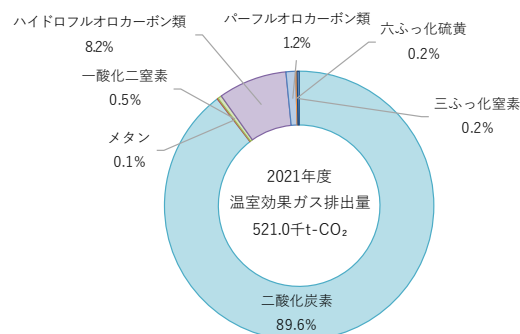
本市の2021（令和3）年度の温室効果ガス排出量は521.0千t-CO₂で、基準年の2013（平成25）年度と比較すると19.8%（128.9千t-CO₂）減少しています。

2021（令和3）年度の温室効果ガスのガス別排出割合は二酸化炭素が最も多く全体の89.6%を占め、次いでハイドロフルオロカーボン類*が8.2%、パーフルオロカーボン類*が1.2%、一酸化二窒素*が0.5%、三ふっ化窒素*および六ふっ化硫黄*が0.2%、メタン*が0.1%となっています。



温室効果ガス排出量の推移

出典：「オール東京 62 市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト」



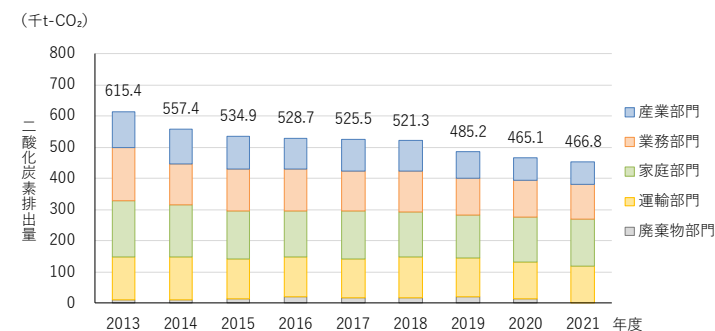
温室効果ガス排出量のガス種別排出割合（2021年度）

出典：「オール東京 62 市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

b. 二酸化炭素の排出量

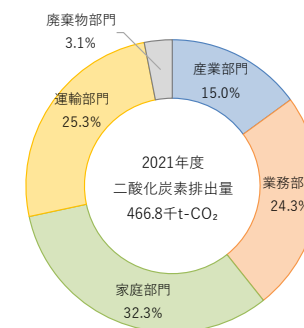
本市の2021（令和3）年度の二酸化炭素排出量は466.8千t-CO₂で、基準年度の2013（平成25）年度と比較すると24.1%（148.6千t-CO₂）減少しています。

2021（令和3）年度の二酸化炭素の部門別排出割合は家庭部門*が最も大きく全体の32.3%を占め、次いで運輸部門*が25.3%、業務部門*が24.3%、産業部門*が15.0%、廃棄物部門が3.1%となっています。



二酸化炭素排出量の推移

出典：「オール東京 62 市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト」



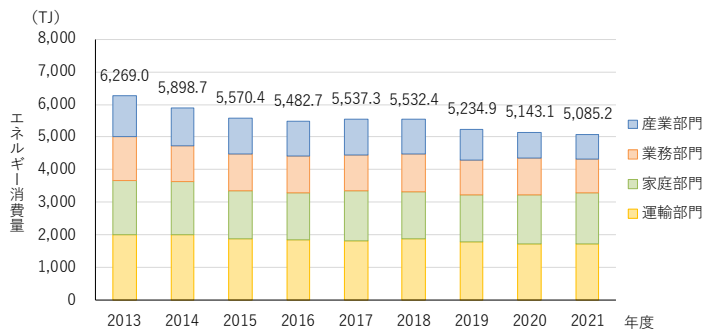
二酸化炭素排出量の部門別排出割合（2021年度）

出典：「オール東京 62 市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

ク エネルギー消費量

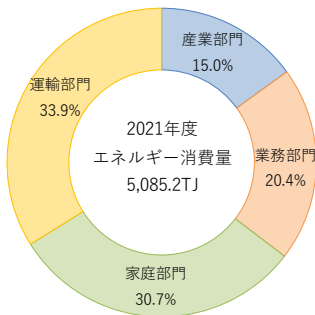
本市の2021（令和3）年度のエネルギー消費量は5,085.2TJ*で、2013（平成25）年以降、概ね減少傾向となっています。

また、2021（令和3）年度の部門別エネルギー消費割合は、運輸部門が最も大きく33.9%を占めており、次いで家庭部門が30.7%、業務部門が20.4%、産業部門が15.0%です。



部門別エネルギー消費量の推移

出典：「オール東京 62 市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト」



部門別エネルギー消費割合（2021年度）

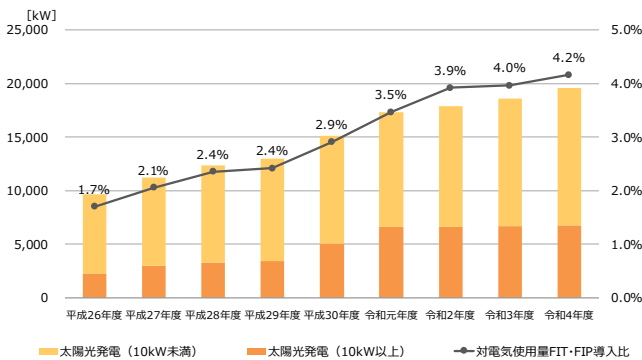
出典：「オール東京 62 市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

ケ 再生可能エネルギーの導入状況

2012（平成24）年に開始された再生可能エネルギー*の固定価格買取制度（FIT制度）*や2022（令和4）年に開始された電力市場の価格と連動したFIP*制度により、太陽光発電*の導入・普及が進み、市内の太陽光発電は、年々増加しています。また、市内の電力使用量に対する再生可能エネルギーの導入比も年々上昇しています。

本市のFIT・FIP制度による再生可能エネルギーは太陽光発電のみであり、2022（令和4）年度の設備容量は19,577kW、発電電力量が24,329MWh、対電気使用量導入比は4.2%でした。

	設備容量 (kW)			発電電力量 (MWh)	対電気使用量導入比
	(10kW未満)	(10kW以上)			
2014年度	7,446	2,248	9,694	11,909	1.7%
2015年度	8,226	3,036	11,262	13,888	2.1%
2016年度	9,071	3,289	12,360	15,237	2.4%
2017年度	9,598	3,423	13,021	16,047	2.4%
2018年度	10,123	5,031	15,154	18,803	2.9%
2019年度	10,687	6,630	17,316	21,595	3.5%
2020年度	11,264	6,655	17,919	22,321	3.9%
2021年度	11,950	6,670	18,621	23,165	4.0%
2022年度	12,780	6,798	19,577	24,329	4.2%



再生可能エネルギーの導入状況（FIT・FIPのみ）

出典：自治体排出量カルテ（環境省）

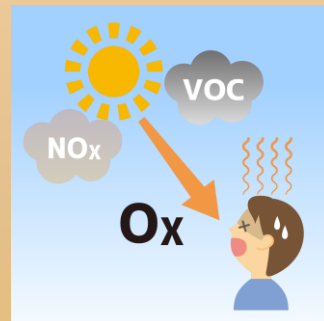
(2) 生活環境

ア 大気

東京都一般環境大気測定局（青梅）では、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）*、光化学オキシダント（Ox）、二酸化硫黄（SO₂）、一酸化炭素（CO）*、微小粒子状物質（PM2.5）*の測定を行っています。2022（令和4）年度はほとんどの項目で環境基準*を満たしていましたが、光化学オキシダントについては全国の他の都市と同様に環境基準を満たしていませんでした。

【光化学オキシダントって何？】

光化学オキシダントとは、大気中の窒素酸化物（NO_x）*や揮発性有機化合物（VOC）*が光化学反応を起こし発生するオゾン（O₃）等の有害な物質を指します。光化学オキシダントが大気中にとどまり、もやのようになることを光化学スモッグと言います。光化学スモッグは目がチカチカしたり、頭痛や吐き気を感じたりする等、健康被害を生じる場合があります。



イ 水質

市内の主要4河川（多摩川、成木川、黒沢川、霞川）では、都または市により水質調査（pH*、BOD、SS、DO、大腸菌数）を実施しています。2022（令和4）年度は、すべての地点・項目で環境基準を満たしていました。

ウ 道路交通騒音・振動

本市は、市内9か所において道路交通騒音・振動の調査を行っています。2016（平成28）年度から2022（令和4）年度はすべての地点において騒音は環境基準を達成し、振動は要請限度以下となっていました。

エ 苦情件数

市に寄せられた苦情件数は、年間およそ200～250件の間で推移しており、2019（令和元）年度から2021（令和3）年度にかけては増加傾向でしたが、2022（令和4）年度は横ばいとなっています。

また、苦情の半数以上は焼却に関するものです。

苦情受付件数

項目		年度									
		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
大気汚染	受付件数	97	73	74	82	101	83	62	74	76	73
	うち焼却件数	86	67	69	73	98	78	56	69	73	62
悪臭	受付件数	83	74	74	86	103	97	77	83	87	80
	うち焼却件数	64	65	62	70	95	77	54	69	73	62
水質汚濁*		10	2	5	3	3	1	2	1	1	1
騒音		40	53	57	57	41	37	49	38	49	49
振動		4	2	5	8	2	1	7	10	9	13
地盤沈下*		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土壌汚染		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		11	6	3	7	3	5	3	2	3	8
合計	受付件数	245	210	218	243	253	224	200	208	225	224
	うち焼却件数	150	132	131	143	193	155	110	138	146	124

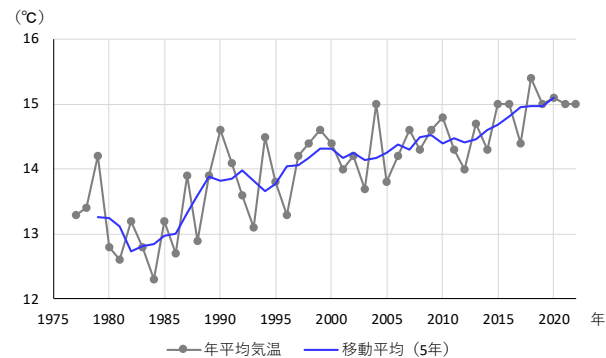
出典：青梅市環境報告書*（各年度版）

(3) 自然環境

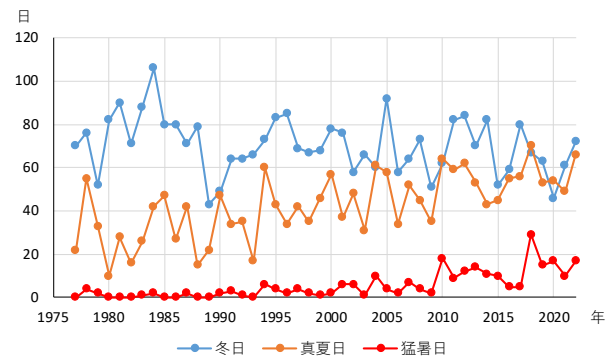
ア 気象

a. 経年変化

年平均気温は、1985（昭和60）年頃は13℃前後であったのに対し、近年は15℃程度となっており、年平均気温の上昇がみられます。また、冬日の日数はやや減少傾向、真夏日や猛暑日の日数は増加傾向となっています。



年平均気温の推移

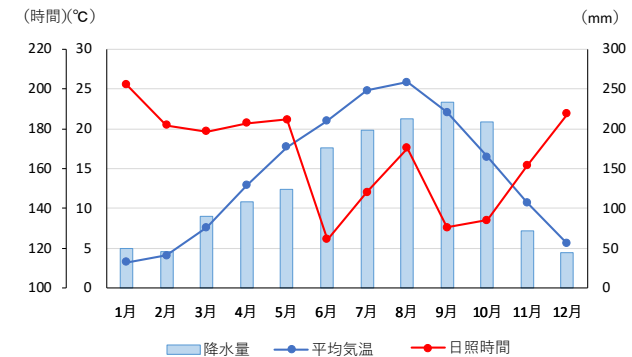


冬日、真夏日、猛暑日の推移

出典：気象庁アメダスデータ（青梅）

b. 季節変化

本市は、冬季に降水量が少なく日照時間が長い、太平洋側の気候となっています。また、8月は、前後の月に比べ日照時間が長いものの、降水量も多いことが特徴となっています。



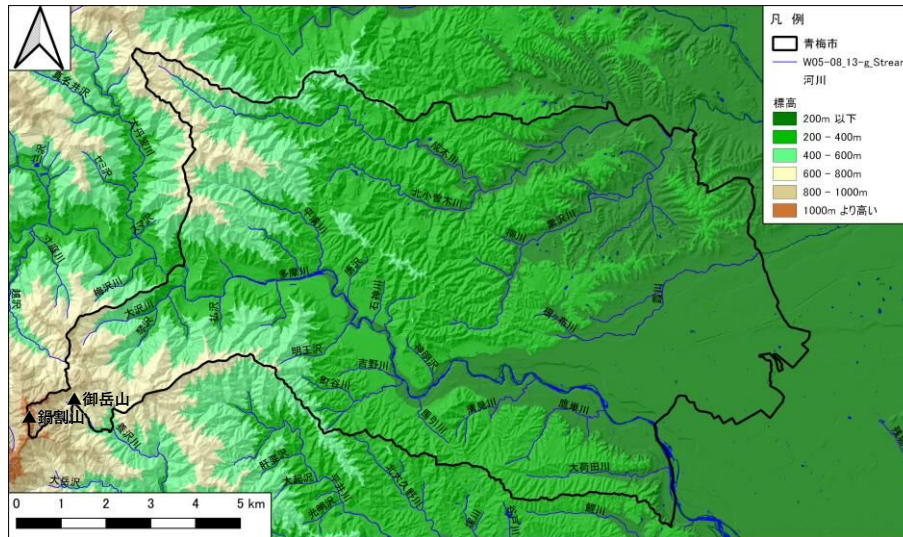
月別、平均気温、降水量、日照時間（平年値）

出典：気象庁アメダスデータ（青梅）

イ 地形

本市は、関東平野の西に広がる関東山地の東端付近に位置し、山地と平野部が接するところでは、扇状台地を形成しています。市域内には、標高約200m以下の地域から1,000mを超える地域を有しており、市内の標高の差が大きいです。市の東側の多摩川と霞川に挟まれた地域は、扇状台地となっており標高200m以下の比較的平坦な地形が広がっています。また、霞川の北側や、多摩川の南側は丘陵地となり、標高400m程の山が連なっています。一方、西部は御岳山（929m）に代表される山地が分布し、鍋割山（1,084m）が最高峰となっています。

また、多摩川等の河川沿いには、河川の浸食作用により形成される階段状の地形、河岸段丘が形成されています。

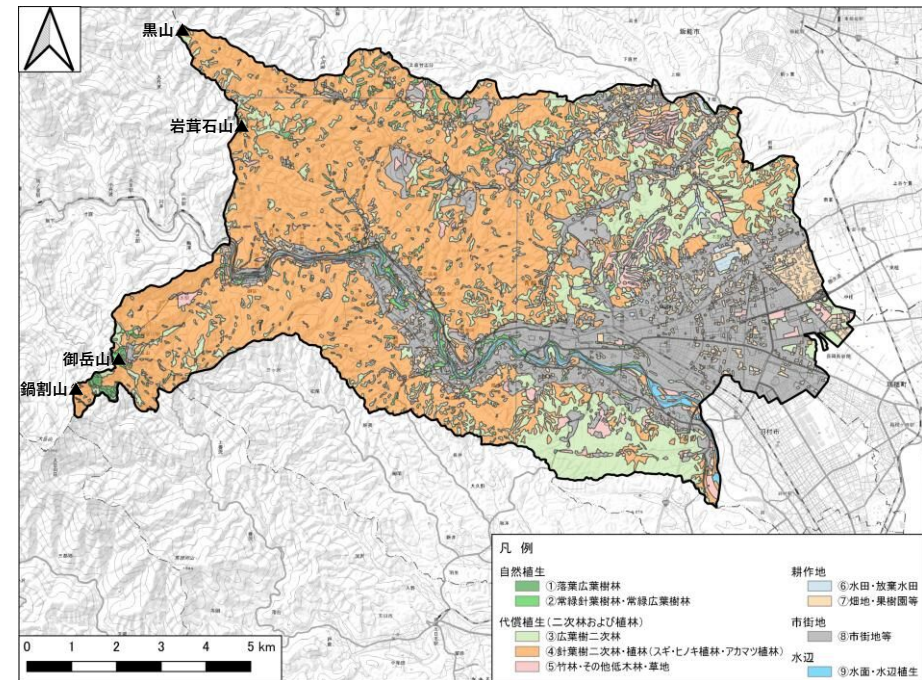


標高および河川位置

出典：国土数値情報（行政区域データ、河川）、基盤地図情報（基本情報、5mメッシュ標高）

ウ 植生

多摩川河川沿いおよび東側の平地に市街地等が広がり、周辺の丘陵地や山地は森林が多く、市内の6割以上が森林となっています。市の西側は植林地が多く、標高の高い御岳山周辺や岩茸石山から黒山にかけての地域には落葉広葉樹林や広葉樹二次林が点在しています。また、東側は、植林地が少なく、市街地等や耕作地等を除いて落葉広葉樹二次林が多く見られます。

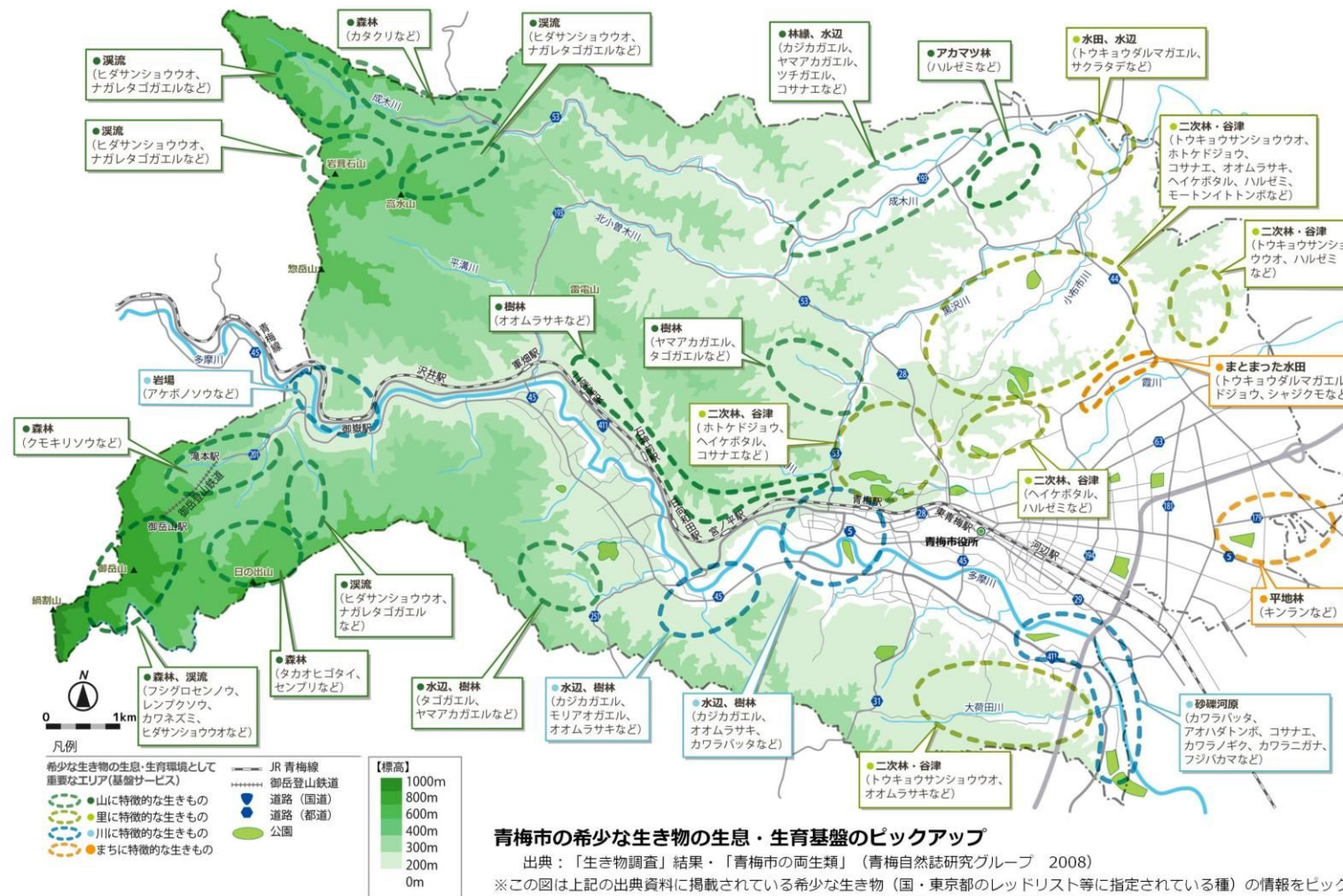


植生図

出典：生物多様性センター（1/2.5 万植生図 GIS データ）、地理院地図
※2024 年ダウンロードデータ

エ 希少な生き物の生息・生育基盤

希少な生き物*の生息・生育基盤は市の西側の山地以外にも、東側市街地周辺の丘陵地や多摩川、平地林やまとまった水田等、多様な環境に見られます。



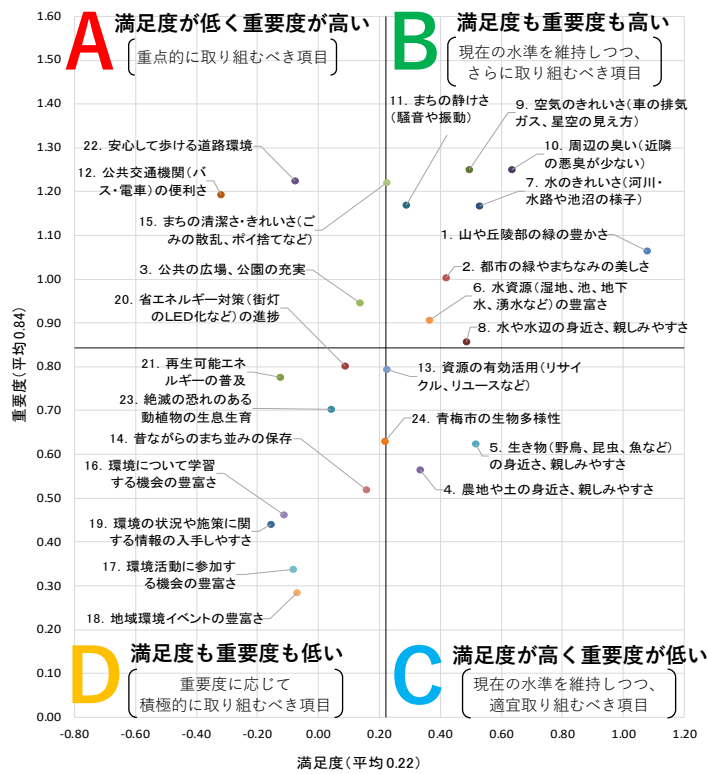
出典：青梅市生物多様性地域戦略

4. 市民、事業者の環境に対する意識

(1) 市民アンケート結果

ア 身近な環境についての満足度、重要度

本市の身近な環境に関する24の項目の満足度・重要度のうち、満足度も重要度も高い項目として、「1.山や丘陵部の緑の豊かさ」、「2.都市の緑やまちなみの美しさ」、「9.空気のきれいさ(車の排気ガス、星空の見え方)」等がある一方、満足度が低く重要度が高い項目として、「3.公共の広場、公園の充実」、「12.公共交通機関(バス・電車)の便利さ」、「22.安心して歩ける道路環境」等がありました。



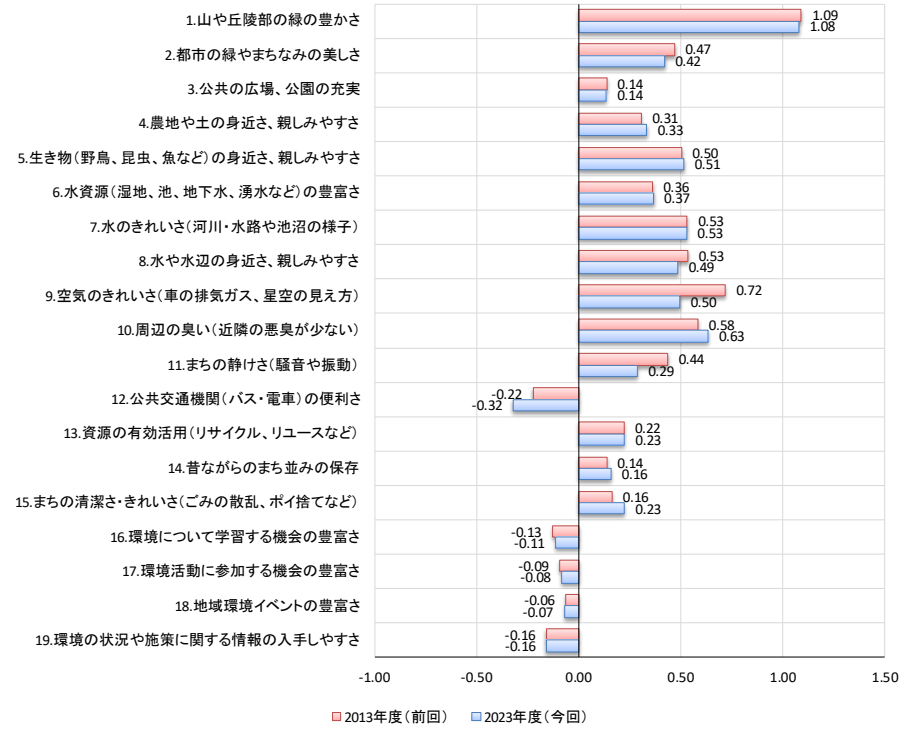
※満足度：満足=+2、やや満足=+1、普通=0、やや不満=-1、不満=-2
重要度：かなり重要=+2、やや重要=+1、普通=0、あまり重要ではない=-1、重要でない=-2とし、平均値を算定

イ 身近な環境の満足度の変化

身近な環境についての調査を行った24項目のうち、19の項目については、前回2013(平成25)年度に満足度の調査を行っており、今回の調査結果と比較しました。

多くの項目において、大きな変化は見られませんでした、「9.空気のきれいさ(車の排気ガス、星空の見え方)」、「11.まちの静けさ(騒音や振動)」、「12.公共交通機関(バス・電車)の便利さ」では満足度の低下が目立っています。

一方、「4.農地や土の身近さ、親しみやすさ」や「15.まちの清潔さ・きれいさ(ごみの散乱、ポイ捨てなど)」等、いくつかの項目では若干上昇しました。

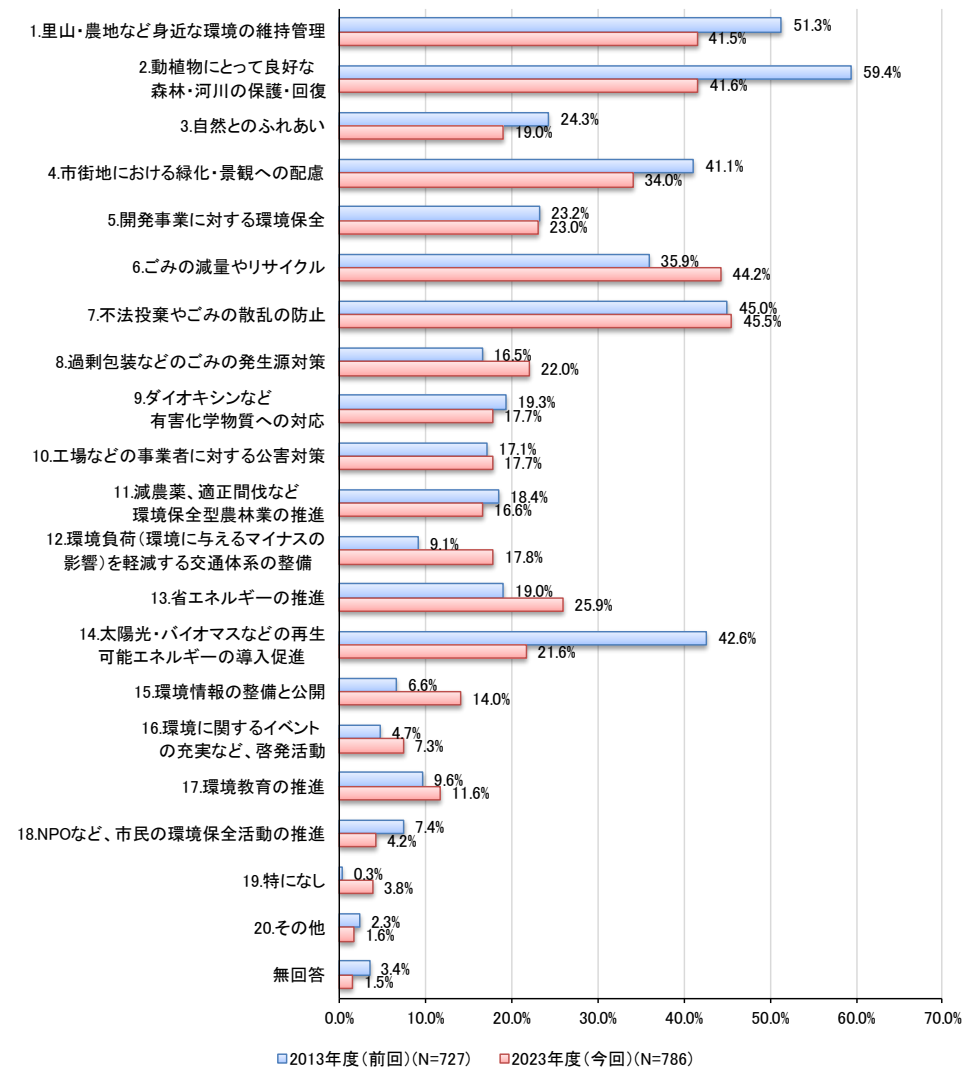


前回調査結果との比較(身近な環境の満足度)

ウ 市が重点的に取り組むべき事項

市が重点的に取り組むべき事項として、今回調査では「7.不法投棄*やごみの散乱の防止」が最も多く、次いで「6.ごみの減量やリサイクル」、「2.動植物にとって良好な森林・河川の保護・回復」、「1.里山*・農地など身近な環境の維持管理」で、ごみに関する項目と、自然環境に関する項目がよく選ばれていました。

また、2013年度調査と比較すると、「1.里山・農地など身近な環境の維持管理」、「2.動植物にとって良好な森林・河川の保護・回復」、「14.太陽光・バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入促進」等では減少し、「6.ごみの減量やリサイクル」、「8.過剰包装などのごみの発生源対策」、「12.環境負荷*（環境に与えるマイナスの影響）を軽減する交通体系の整備」、「13.省エネルギー*の推進」、「15.環境情報の整備と公開」等では増加しました。概ね自然やみどり、再生可能エネルギーについては減少し、ごみや省エネルギー、環境に関する情報や教育については増加しました。

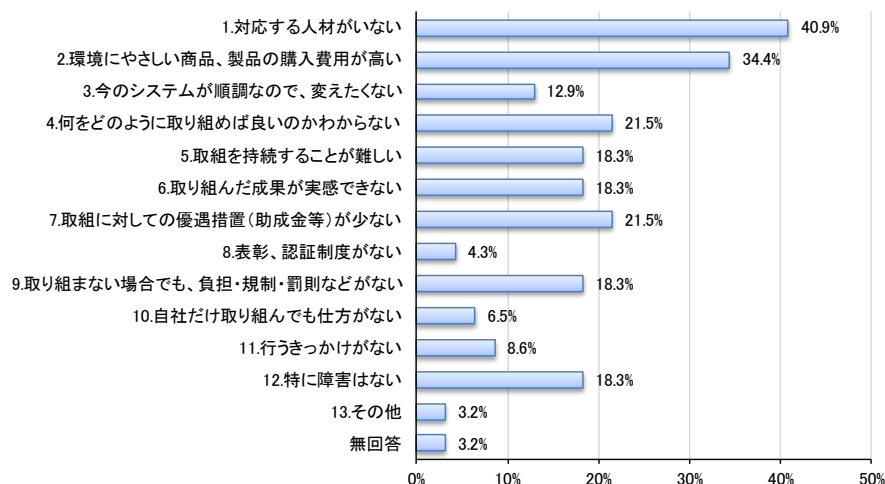


市が重点的に取り組むべき事項

(2) 事業者アンケート

ア 環境保全に関する取組の妨げになる事項

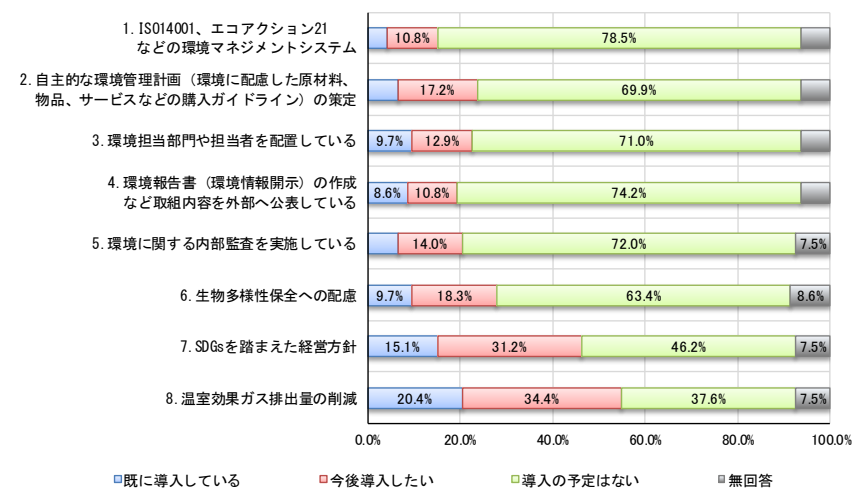
環境保全に関する取組の妨げになる事項については、「1.対応する人材がない」が最も多く、次いで「2.環境にやさしい商品、製品の購入費用が高い」、「4.何をどのように取り組めば良いのかわからない」、「7.取組に対しての優遇措置（助成金等）が少ない」が多く選ばれました。



環境保全に関する取組の妨げになる事項

イ 環境に関する経営方針や管理手法

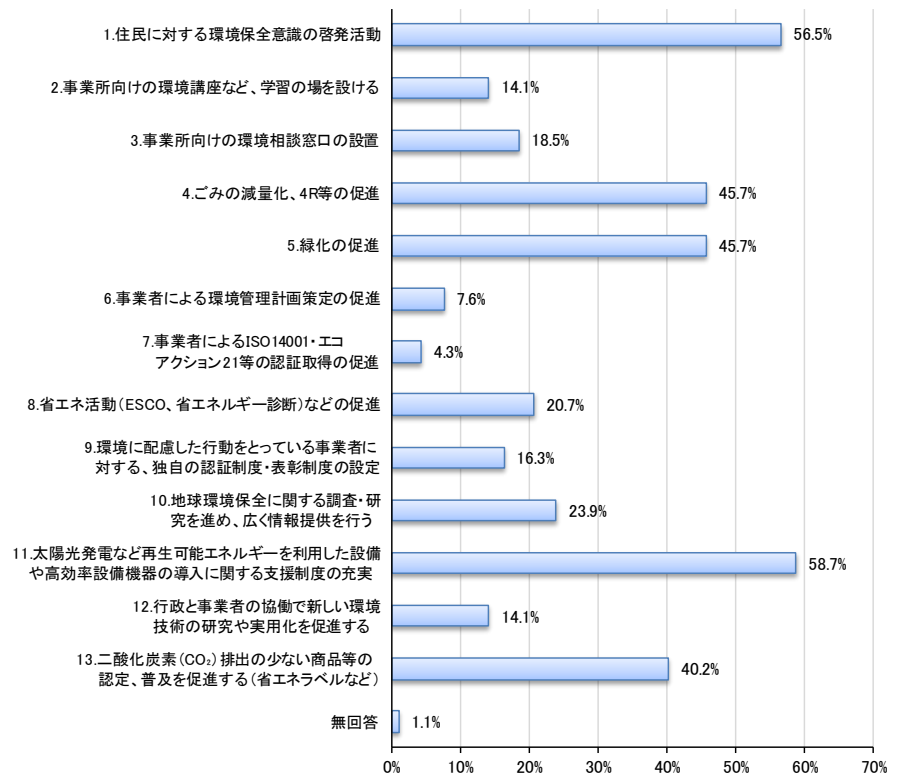
経営方針や管理手法に取り入れている環境に関する事項は、「8.温室効果ガス排出量の削減」が最も多く、次いで「7.SDGsを踏まえた経営方針」、「6.生物多様性保全への配慮」、「3.環境担当部門や担当者を配置している」で、その他の項目については、「導入の予定はない」が70%程度かそれ以上でした。



環境に関する経営方針や管理手法

ウ 市が重点的に取り組むべき事項

市が重点的に取り組むべき事項は、「11.太陽光発電など再生可能エネルギーを利用した設備や高効率設備機器の導入に関する支援制度の充実」が最も多く、次いで「1.住民に対する環境保全意識の啓発活動」、「4.ごみの減量化、4R等の促進」、「5.緑化の促進」が多く選ばれました。



市が重点的に取り組むべき事項

【コラム1 令和5年度小学生オンライン交流会】

2023(令和5)年7月24日に小学生オンライン交流会を開催し、小学校16校からそれぞれ4名、全体で64名による交流を行いました。

オンライン交流会で話し合った複数のテーマのうち、「みんなが住みやすい、より良いまちにするために」の「(1)ゼロカーボンシティに向けた取組(地球温暖化対策)」について、以下のような意見がありました。

- ①地球温暖化が進むと、どのような事が起こるでしょうか
- ・北極・南極の氷が溶けて海面が上昇し、ツバル等の島が沈む。
 - ・地球に住む動植物の生態系に影響を及ぼし、生物の絶滅が起きる。
 - ・作物の不作による飢餓が起きたり、寒い地域にもチフスやデング熱、マラリア等の病気を持った蚊が現れ今までになかった病気が増えたりする。
 - ・熱波や大型台風、集中豪雨といった異常気象、自然災害が発生する。
 - ・熱中症が増え、病院は人でいっぱいになり手が回らなくなる。
 - ・青梅市は高齢者が多いので、一人暮らしでエアコンを付けずに過ごす方が熱中症になった場合、気づいてあげるのが難しいのではないかな。
- ②二酸化炭素を減らすために、どんなことをすれば良いでしょうか
- ・ガソリン車をあまり使わず、電気自動車*や二酸化炭素排出の少ないバスや電車等の公共交通機関を使って移動する。
 - ・自転車や徒歩で移動しやすくするため、貸出用自転車を設置したり、歩道を広くしたりする。
 - ・音楽室に行くときは教室の電気やエアコンを消す、エアコンの温度を調整する、照明をLED*にする等、節電をする。
 - ・給食を残さず食べる、マイバッグを使う等、ゴミを減らす。
 - ・太陽光発電をするためにソーラーパネルを取り付ける。
 - ・林業を行っている人に支援をしたり、手入れがされていない森の手入れを進めたり、植林をする。
 - ・以前リサイクルセンターで聞いたお話を参考に、ごみを分別することのメリットや燃えるごみの水分を減らすことで何が起きるのかを1年生から6年生まで知ってもらうため、学校でゴミ処理のポスター作って掲示する。それを見た子ども達が家庭で話し、大人が地域で取り組むことで青梅市全体に広がっていく。このようにみんなが意識することで青梅市は変わる。

【青梅市へのお願い】

- ・ソーラーパネルや電気自動車の購入代金に補助金を出す。
- ・節電やごみを減らすことを、市で呼びかけをしてみんなで取り組む。

交流会では、地球温暖化による影響として、自分たちにかかわる病気や災害ばかりでなく、高齢者や他の国の人が受ける影響についても意見が出ており、視野の広さが見られました。また、二酸化炭素削減に向けた取組として、公共交通機関の利用、ごみの減量等の具体的行動の他、普及啓発についての提案があり、本計画や地球温暖化対策実行計画の策定の際に参考としました。

第3章 望ましい環境像

1. 基本理念

青梅市環境基本条例第3条には、本市の環境の保全・回復および創出についての基本理念が定められています。第2次計画に続き本計画においても、環境基本条例の理念を基本理念とします。

基本理念

- ◆環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- ◆環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。
- ◆地球環境の保全等は、日常生活およびすべての事業活動において推進されなければならない。

(青梅市環境基本条例 第3条より)

2. 望ましい環境像

本市は、都心近郊にありながら、多摩川の清流、みどり豊かな森林や丘陵等に恵まれた自然環境を有しています。私たちは、これら自然環境から食料(山菜、きのこ等)、水(水源かん養*、水質浄化等)、原材料(木材等)、景観、レクリエーションや観光の場等、様々な「恵み」(生態系サービス)を享受しています。

私たちは、第1次計画、第2次計画を通じて、環境の維持・改善のため、ライフスタイルを見直す等、様々な取組を行ってきました。本計画では、市民、市民団体、事業者、滞在者、そして市が共創※していくことで今ある環境を守り、未来のこどもたちが自然環境からの「恵み」を享受し続けられるまちづくりを目指します。そこで、本計画全体の望ましい環境像を、「美しい自然のふるさと青梅～持続可能な未来を共創するまち～」とします。

※共創:立場の異なる人や団体が協力して、新たなものや価値観を作り出していくこと。

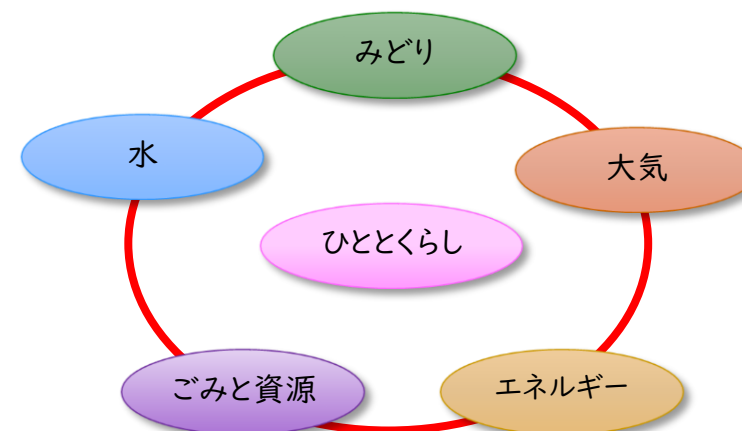
3. 望ましい環境像を支える6つの環境テーマ

本計画では、望ましい環境像を支える6つの環境テーマに「みどり」、「水」、「大気」、「ごみと資源」、「エネルギー」、「ひととくらし」を設定します。これらの中でも「みどり」は雨水を溜め「水」のものとります。また、二酸化炭素を吸収し酸素を放出するよう「大気」にも大きな関係があります。「みどり」、「水」、「大気」、「ごみと資源」、「エネルギー」は私たちの生活に欠かせない環境テーマであり、それらの中心に「ひととくらし」があります。本計画では、これら6つを環境のテーマとします。

計画全体の望ましい環境像

「美しい自然のふるさと青梅」

～ 持続可能な未来を共創するまち ～



4. 環境のテーマごとの望ましい環境像

「みどり」

青梅のみどりから地球のみどりへ

本市は、御岳山や高水山等の山々や、青梅丘陵や長淵丘陵、霞丘陵といった市街地を囲む丘陵地等、市内の6割以上を森林が占めています。また、東京都がみどりの指標として示している「みどり率」は79.6%と高い値になる等、都内でも、みどりや自然に恵まれた地域であり、本市の大きな特色となっています。

また、市内には人工林が多いものの、御岳山等標高の高い地域や丘陵地には落葉広葉樹林があり、市街地や周辺には耕作地や平地林、多摩川沿いには河畔林がある等、多様な環境を有しています。市民アンケートにおいても、環境の満足度では「山や丘陵部の緑の豊かさ」や「都市の緑やまちなみの美しさ」等で高い評価を得ており、本市のみどりに対する高い評価や関心が伺えます。

一方、世界の森林は減少を続けており、2010（平成22）年から2020（令和2）年に年平均474万haが減少しています。このように、地球規模では森林の減少が進み、生物多様性の低下、地球温暖化や気候変動等、多くの問題に直面しており、近年の異常気象の増加等、私たちの暮らしにも影響が出てきていると考えられています。

青梅のみどりは、地球全体と比べたら微々たるものですが、地球のみどりの一部であることには変わりありません。よって、青梅のみどりを守ること、地球のみどりも守っていると意識し、次の世代に引き継いでいきます。

「水」

流域市民を結ぶ、水の生まれるまち

本市の東西を横断する多摩川は、山梨県と埼玉県の県境にある笠取山の南側を源流とし、東京都と神奈川県の間を流れ東京湾に注ぐ幹川流路延長138kmの河川です。市内の上流域に位置する御岳渓谷は日本名水百選にも選ばれる美しい渓流です。また、成木川、黒沢川、霞川は市内に源流を持ち、市内を東に流れ、埼玉県内で入間川に合流し、その

後、荒川を経由して東京湾に注ぎます。

これらの水資源は、飲用水や農業用水として流域に住む私たちの暮らしを支えています。一部ではペットボトルやプラスチックごみが散乱しているところもあり、このようなごみは、下流に流れ、最終的には海を汚すことになります。

私たちには、豊かな水資源を持続的に利用できるように、水環境の大切さを考え、適切に利用していくことが求められています。

また、本市の貴重な水資源は、本市だけで成り立つものではなく、多摩川であれば、上流域から流れてきた水によってもたらされています。また、河川は下流域へと流れ、いずれは東京湾へとつながっています。

すなわち、青梅の水資源を守るには上流域を守る必要があり、青梅の水資源を守ることは下流域や東京湾を守ることにつながるのです。私たちは、このつながりを意識するとともに保全し、貴重な水資源を次の世代へ引き継いでいきます。

「大気」

澄んだ空気と思いやりのあるまち

陸上で生活しているすべての生き物は、大気の影響を受けることから、私たちが健康かつ快適に生活するためには、きれいな大気を維持することが必要です。本市では、長期にわたり大気汚染への対策を行ってきたことから、著しい大気汚染は近年発生していません。今後も、現在の良好な大気環境を維持し、次世代へ引き継いでいくことが求められています。

また、大気は世界中につながっているため、他の地域で発生した大気汚染が本市に影響する一方で、本市で発生した大気汚染が他の地域に影響を与えることもあります。私たち一人ひとりが、大気は世界中につながっていることを意識し、思いやりを持って良好な大気環境を維持し、次の世代へ引き継いでいきます。

「ごみと資源」

創造に満ちあふれる循環型社会のまち

私たちは日々の生活において、「もの」を消費し、そして「ごみ」を排出しています。しかしながら「ごみ」の中には多くの再生可能な「資源」が含まれています。

かつて、「ごみ」に含まれる「資源」は焼却や埋立により捨てられていましたが、現在は分別の進展により、「ごみ」ではなく「資源」として、利用することが出来るようになりました。

しかしながら、私たちは多くの資源を輸入に頼っており、将来にわたり持続可能な社会を実現するためには、さらなるごみの減量や資源循環が求められています。そのため、これまで以上に資源を消費するライフスタイルから、資源が循環するライフスタイルに転換していくことが重要です。

このことから、引き続き、循環型のライフスタイル（ものを大切に繰り返し使い使用後も廃棄せずにリサイクルする）への転換や社会の仕組みづくりに取り組みます。さらに、従来の価値観にとらわれない新しい発想と豊かな創造性を持って、取組を進めていきます。

「エネルギー」

持続可能で環境負荷の少ないまち

日常生活や社会活動を維持していくためにエネルギーは欠かせませんが、日本はエネルギー自給率が低く、エネルギー危機が何度か発生し、その教訓から、国をあげての省エネルギー対策が進められてきました。

また、近年は地球温暖化の影響が顕著になり、これは私たちが日々エネルギーを使うことで排出される二酸化炭素が主な原因になっています。これらの問題の解決に向け、省エネルギー対策に加え、再生可能エネルギーの導入が進められています。特に、再生可能エネルギーは、石油等の化石燃料*に依存しないエネルギー、すなわち温室効果ガスを排出しないエネルギーであることから、地球温暖化対策として非常に重要です。

さらに、地球温暖化による自然災害の増加や激甚化の懸念から、災害に対する高いレジリエンス（強靱性）が求められています。環境とレジリエンスの両立のため、私たちは地域社会の社会基盤（インフラ）や、社会システムそのものを変えることも必要となっています。そのため、デジタル技術による効率的な電力の使用や交通機関の運用等DX*を推進し、また災害発生時の速やかな復旧体制の構築、避難所への太陽光発電設備や蓄電池*の導入による非常時の電源確保等、様々な施策を進めていくことが重要です。私たち、そして私たちの子孫が、本市で快適な生活ができるよう、環境負荷の少ない社会をつくります。

「ひととくらし」

市民がつくる未来のふるさと＝循環と共生のまち

2015（平成27）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられ、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル

（普遍的）なもので、国も積極的に取り組んでいます。これらの目標の達成には、私たち一人ひとりが今までのライフスタイルを見直し、これまでの経済や効率、利便性の優先のくらしから、環境負荷の少ないくらしへ変えていく必要があります。そして、この一人ひとりの取組は、環境を優先したまちづくりにつながっていきます。

市民一人ひとりが主役となり、豊かな環境を共創する中で、「ひと」と「ひと」が信じ合い、安らぎのあるふるさとの実現を目指します。

また、私たちがくらしている世界では、すべての物質は循環しています。そして、この循環の輪の中に私たちも入っているため、「ひと」と「ひと」、「ひと」と「自然」が共生していくことが求められています。

地域にくらす人々がつながり、支えあい、助け合う、この考え方を私たちの環境づくりに取り入れることで、「持続可能な社会」「ウェルビーイング*/高い生活の質」を実現し、すばらしい青梅を未来のこどもたちに引き継いでいきます。

第4章 目標達成に向けた施策および環境行動指針

1. 第3次青梅市環境基本計画の基本的な考え方

本計画の基本的な考え方は、以下の5つとします。

- 考え方 1: 地球温暖化や気候変動による災害に対する高いレジリエンス（強靱性）を有する環境対策の推進
- 考え方 2: 豊かな自然環境の維持、生物多様性の向上
- 考え方 3: SDGsの取組の推進
- 考え方 4: 市民、事業者、市、各主体の共創による環境対策の推進
- 考え方 5: SMART※な指標と目標の設定

※SMART: Specific: 具体的な、Measurable: 測定可能な、Achievable: 達成可能な、Relevant: 関連性のある、Time-bound: 期限のある、の頭文字をとったもので、効果的で現実的な目標設定の考え方の一つとされています。

(1) 地球温暖化や気候変動による災害に対する高いレジリエンス（強靱性）を有する環境対策の推進

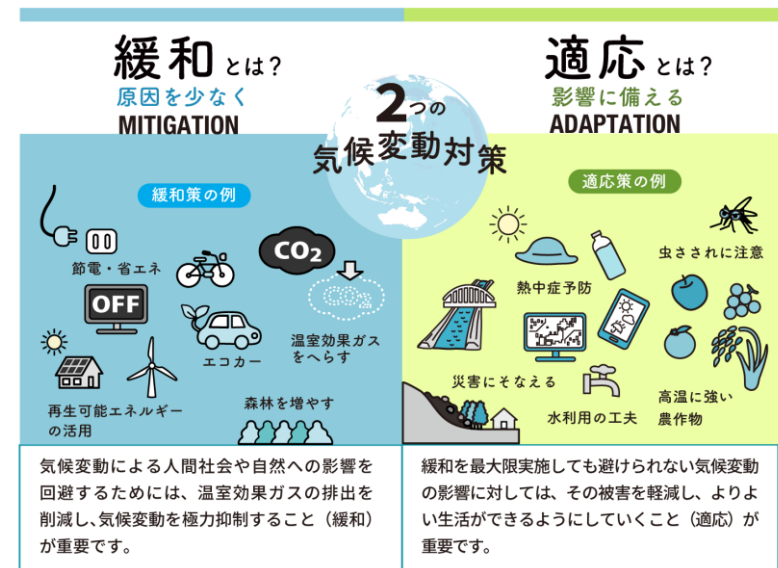
【背景・目的】

地球温暖化は、私たちの生活に様々な影響を与えると同時に、自然環境にも様々な影響を与えます。そして、地球温暖化は世界各地で行われている気象観測からも明白であり、対策が急務となっています。

地球温暖化対策には、気候変動の原因となる温室効果ガスを減らす「緩和」と、気候変動の影響による被害を回避・軽減させる「適応」の2つがあります。

「緩和」は省エネルギーや再生可能エネルギーによるエネルギー使用時の二酸化炭素排出量の削減、森林整備や植樹による二酸化炭素吸収量の増加、またその他の温室効果ガスを減らすことにより気候変動を抑制します。

「適応」は、地球温暖化により引き起こされる様々な事象（気温の上昇や大雨の発生）に対し、それによる悪影響（熱中症の増加や土砂災害）を最小限に抑える様々な取組を行います。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム HP

【方針】

●緩和策

本市は、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）や、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、省エネルギー等温室効果ガスの排出量削減の取組を進めてきました。今後も、節電の徹底、省エネルギー機器や次世代自動車※の導入等の省エネルギー対策、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を推進します。

●適応策

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に気候変動適応計画を明記し、取組を進めることで、地球温暖化により引き起こされる熱中症・感染症等の健康被害や、水害、土砂災害による被害を軽減するよう、対策を行います。また、発生した被害や災害から、速やかに回復できるようにレジリエンス強化を推進していきます。

※次世代自動車：ハイブリッド自動車*、プラグインハイブリッド自動車*、電気自動車、燃料電池自動車*等、従来のエンジン自動車と比較し、走行時に二酸化炭素（CO₂）や窒素酸化物（NO_x）、粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、環境性能が優れている自動車のこと。

(2) 豊かな自然環境の維持、生物多様性の向上

【 背景・目的 】

本市は、多摩川と霞川に挟まれた扇状台地に市街地や耕作地が発達し、その一方で都内でも有数の自然環境を有しているといった特徴があります。また、市内を流れる河川は良好な自然環境を提供し、多くの生物により利用されています。

しかしながら、少子高齢化・人口減少に伴う農業従事者の減少、里地里山管理の担い手不足により、十分な管理を行えず、生物多様性の損失が懸念されています。

【 方針 】

本市は、2018（平成30）年、生物多様性の保全と持続可能な利用を、総合的かつ計画的に進めることを目的として「青梅市生物多様性地域戦略」を策定しました。「知る」「守り、育てる」「活かす」「広める」「参加・協働*する」の5つを基本方針とし、施策を進めています。

一方で、国は、2022（令和4）年に「30by30ロードマップ」を策定し、2023（令和5）年に「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定し、2030（令和12）年の自然再興（ネイチャーポジティブ）の実現を目指しています。

本市は、「青梅市生物多様性地域戦略」で示した施策を実施するとともに、国の30by30目標や2030（令和12）年ネイチャーポジティブの実現に対する貢献を目指し、様々な施策を検討・実施し、良好な自然環境の維持管理を進めます。

(3) SDGsの取組の推進

【 背景・目的 】

SDGsは、すべての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くため、貧困、気候変動、環境劣化、繁栄、平和と公正等、私たちが直面するグローバルな諸課題の解決を目指すもので、17の目標と169のターゲットからなっています。

近年はSDGsの考え方が様々な方面で用いられるようになっており、特に環境の分野では関連する項目が多く、環境省では17のゴールのうち13で環境と直接関連があると示しています。

【 方針 】

SDGsは、経済・社会・環境のあらゆる課題を、同時に解決することを目指しています。これは、本市の第2次計画においても同様で、例えば森林管理と林業の振興の同時解決を考慮した施策を進めています。そのため、本計画においても、引き続き、環境問題と他の問題への取組につながるような、施策を進めていきます。

環境と直接関係がある 13のゴール		
3 全ての人に 健康と福祉を	4 質の高い教育を みんなに	2 気候を ゼロに
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	6 安全な水とトイレ を世界中に
11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう
14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	13 気候変動に 具体的な対策を
10 人や国の不平等を なくそう	17 パートナリシップで 目標を達成しよう	

環境、経済、社会を三層構造で示した木の図



出典：環境省HP

(4) 市民、事業者、市、各主体の共創による環境対策の推進

【 背景・目的 】

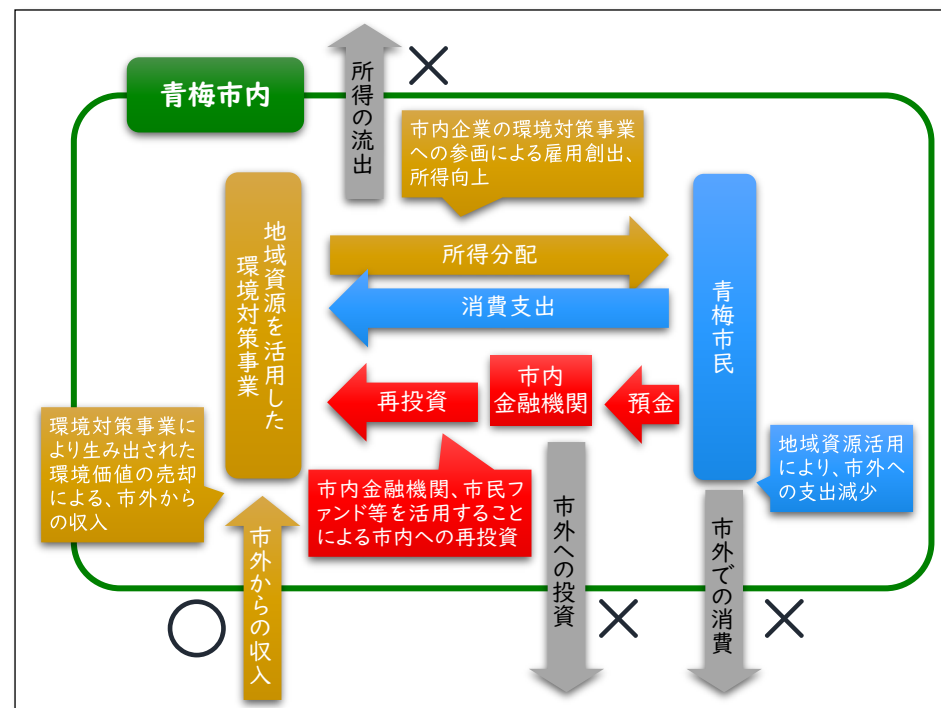
環境問題は経済的なつながりや社会問題とも密接にリンクしているため、問題解決に向けた取組は高度化・多様化が進んでおり、行政だけで取組を進めることは困難となっています。

そこで、市民や事業者と市の共創により、それぞれの持つ知識やノウハウを最大限活用して環境対策を進めていく必要があります。また、いわゆる環境ビジネスに地元企業が参入することで、地域経済活性化も期待できます。

【 方針 】

市民、事業者、市、各主体の共創による環境対策には、効率的かつ持続的な取組が期待できます。そして、各主体の共創による、地域の資本や資源を活用した環境対策事業を推進していくことは、地域経済活性化や環境価値の取引（排出量取引等）による域外からの収入も期待できます。

各主体の共創は、市の様々な場面で必要となっています。特に環境分野は、市民や事業者の日常生活と密接にかかわりがあることから、これまで以上に共創を進めます。

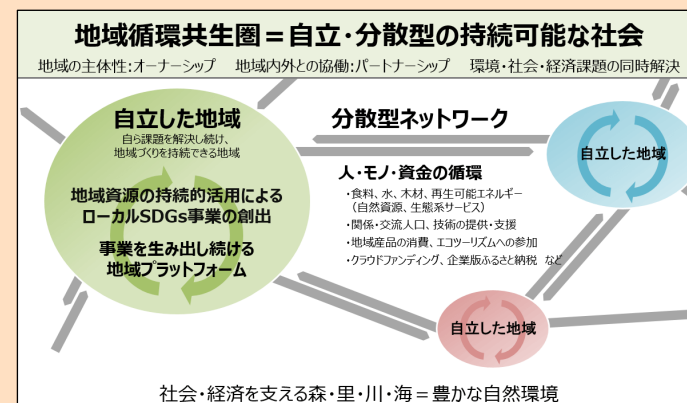


市民、事業者がかかわる環境対策事業の推進による地域経済活性化

地域循環共生圏

地域資源を活用して環境・経済・社会の統合的向上を実現する事業を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくとともに、例えば都市と農村のように地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成していくという「自立・分散型社会」を示す考え方です。

地域が抱える様々な課題に対して、環境を切り口に、パートナーシップのもとで統合的に解決にあたることから、ローカルSDGsとも言います。



出典：環境省地域循環共生圏 WEB サイト

(5) SMART な指標と目標の設定

【 背景・目的 】

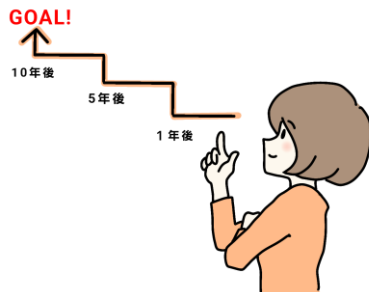
第2次計画策定以降、国際的にはSDGs、パリ協定、新型コロナウイルス、30by30目標、ロシア・ウクライナ戦争によるエネルギー価格の上昇、昆明・モンリオール生物多様性枠組等、環境やエネルギーに関する様々な動きがあり、国内でも国の地球温暖化対策計画や気候変動適応計画の閣議決定、2050年カーボンニュートラル宣言、プラスチック資源循環戦略策定、食品ロス問題等、これまで以上に多くの切り口による環境問題への対応が求められています。

これら多様な環境問題の解決に向け、本市としての目標を設定するためには、的確に課題を把握するとともに、適切な指標を定め、進捗を管理する必要があります。

【 方針 】

第2次計画では、テーマや重点アクションに合わせた9の環境指標と目標を定め、施策を進めてきました。しかしながら、近年は環境問題の多様化や緊急性の増加等により、様々な対策が必要となっています。

それらの対策の成果や進捗を知るため、SMARTの考え方を参考とし、効果的で現実的な目標設定を行います。



【コラム 令和5年度中学生オンライン交流会】

2023(令和5)年12月20日に中学生オンライン交流会を開催し、中学校10校からそれぞれ4名程度、全体で45名による交流を行いました。

オンライン交流会で話し合った複数のテーマのうち、「みんなが住みやすい、より良いまちにするために」の「(1) ゼロカーボンシティに向けた取組(地球温暖化対策)」について、以下のような意見がありました。

①地球温暖化が進むと、どのような事が起こるでしょうか

- ・気温上昇により生物が減少し、生態系が崩れる。
- ・台風や大雨等の自然災害の増加や海面上昇により、我々の住む場所がなくなる。
- ・異常気象により水不足や食料不足が起こる。

②二酸化炭素を減らすために、どんなことをすれば良いでしょうか

- ・ゴミの分別をしっかりと行い、生活資源をリサイクルする。
- ・自動車を使わずに自転車や徒歩で行くことで、排気ガスを出さないようにする。
- ・シャワーの時間を一日1分でも短くするなど、節電節約を心がける。
- ・蛍光灯のLED化、水素自動車や電気自動車の普及、ペロブスカイト太陽電池など、省エネルギーや再生可能エネルギーを取り入れる。
- ・ゴミ拾いや花植え、木を植えたりしたボランティア活動へ参加する。

③その他の意見

- ・青梅第一中学校では「SDGs青梅一中ヴァージョン」を作成しています。

【青梅市へお願い】

- ・学校周辺では自家用車を使わないと行けない場所が多く、公共交通機関を使いたくてもバスの本数が1時間に1本しかないため、市に提案したい。(利便性向上の提案)

交流会では、地球温暖化による影響として、生物の減少や災害の増加、食料不足等が挙げられていました。また、二酸化炭素削減に向けた取組として、複数の具体的な提案を出していただきました。これらについては、本計画や地球温暖化対策実行計画の策定の際に参考としました。

2. 第3次青梅市環境基本計画施策体系図

全体の望ましい環境像	テーマ	テーマ別の望ましい環境像	基本方針	取組の方向性	関連するSDGs目標
美しい自然のふるさと青梅 持続可能な未来を共創するまち	みどり	青梅のみどりから地球のみどりへ	1 みどり豊かな森林を守り、育て、活かす	ア 森林の管理と保全 イ 林業の振興 ウ 花粉症対策の推進	
			2 身近な自然を守り、育てる	ア 身近な自然の保全・育成 イ 自然に親しむ場所の創造	
			3 恵み豊かな農地を活かす	ア 農地の保全 イ 人と環境にやさしい農業の推進 ウ 農業の振興	
			4 生物多様性を保全する	ア 生物多様性の保全と持続可能性の確保	
	水	流域市民を結ぶ、水の生まれるまち	1 豊かな水源を保全する	ア 水源の保全 イ 水資源の有効活用	
			2 きれいな水・豊かな水量を守る	ア 河川の水質保全 イ 生活排水・事業所排水処理対策の推進 ウ 地下水および土壌の汚染の防止	
			3 地域に根付いた水辺空間を再生する	ア 清流の維持と水生生物の保全 イ 自然と親しめる水辺の再生と創出	
	大気	澄んだ空気と思いやりのあるまち	1 生活や事業活動に伴う負荷を低減する	ア ごみ処理による大気汚染の防止 イ 事業活動による大気汚染の防止・負荷軽減 ウ 騒音・振動、悪臭、化学物質等の対策推進	
			2 自動車による負荷を低減する	ア 道路と周辺環境の整備・改善 イ 公共交通等の利用促進、次世代自動車の導入促進および自動車の適正な利用	
	ごみと資源	創造に満ちあふれる循環型社会のまち	1 4Rを推進する	ア ごみ減量社会の構築 イ 4Rの推進 ウ プラスチックごみの削減 エ 食品ロスの削減	
			2 廃棄物を適正に処理する	ア 一般廃棄物の適正処理 イ 産業廃棄物*等の適正処理	
	エネルギー	持続可能で環境負荷の少ないまち	1 温室効果ガス排出量を低減する	ア 温室効果ガスの削減	
			2 エネルギーを有効に活用する	ア 省エネルギーの推進 イ エネルギー高度利用の推進	
			3 再生可能エネルギー等の利用を促進する	ア 再生可能エネルギー等の利用促進	
	ひととくらし	市民がつくる未来のふるさと = 循環と共生のまち	1 こころが通い合う「ふるさと」を育む	ア 人や生き物を思いやるこころの育成、マナーの向上 イ やすらぎのある地域づくり ウ 環境にかかわる「人財」の育成	
			2 環境のためのネットワークを共に創る	ア 多様なつながりの充実 イ 地域に根ざした環境への取組	
			3 自然を育む文化・歴史を伝え創造する	ア 芸術・文化の創造と生活技術の伝承 イ 歴史的景観の保全・活用による本市固有の歴史・文化の継承	

3. 目標達成に向けた施策および取組事例

(1) みどり

みどりの望ましい環境像

青梅のみどりから地球のみどりへ



【現状と課題】

●森林

森林の維持・管理に当たっては、森林の有する多面的機能（生物多様性保全、二酸化炭素吸収、土砂災害防止、水源かん養、快適環境形成、保険レクリエーション、文化、木材生産等）を総合的かつ高度に発揮させるため、自然条件や住民のニーズに応じた広葉樹林化・針広混交林化、受光伐採等による育成複層林への誘導等機能に応じた適正な森林施業を進めることが必要です。また、同時にそれら整備を担う林業の振興を図ることも必要です。

スギの人工林を主な発生源とする花粉症は、有病率が国民の4割超にのぼるとの調査があり、関係各所が連携した早急な対策が求められています。2023（令和5）年、国は、「発生源対策」「飛散対策」「曝露・発症対策」の取組を3本柱とした花粉症対策を定めました。このうち「発生源対策」として、現在のスギ人工林を今後10年で約2割削減することを目標とするとともに、花粉の少ない品種への切り替えを進めています。本市においても、国や都と花粉症対策を継続して進めていく必要があります。

さらに、カシノナガキクイムシ（カシナガ）が媒介するナラ菌により、ナラ類やシイ・カシ類が集団的に枯損する「ナラ枯れ*」が発生しています。東京都では、2018（平成30）年度には被害報告がありませんでしたが、2019（令和元）年度が50m³未満、2020（令和2）年度が1.1千m³、2021（令和3）年度が3.7千m³、2022（令和4）年度が6.0千m³と、被害が増加しており、喫緊の課題となっています。



青梅の森林

●身近な自然（里山・公園・^{がいせん}崖線樹林）

里山とは、山地と集落の間に広がる農地やため池、草原、人が管理する森林等で構成されている景観・地域・環境を指します。様々な環境があることで多くの種類の生物が生存する里山は、豊かな生物多様性を支える場所になっています。かつては、利用目的に応じて管理することで環境が維持されていましたが、近年の人口減少や少子高齢化、生活様式の変化等のため、管理が不十分となり、里山の生態系に変化が生じています。

一方で、里山を保全する動きもあり、長淵丘陵の南端は「都立羽村草花丘陵自然公園」に、加治丘陵は「霞丘陵風致地区」に指定され、保全が図られています。さらに、「青梅の森特別緑地保全地区」では、市と市民の共創による



長淵丘陵（赤ぼっこ）

保全への取組が進められています。

また、多摩川等河川によって形成された河岸段丘には、崖線樹林をみることができ、そこは湧水*や動植物等自然環境の豊かな空間となっています。

このように身近な自然は、生物多様性、生活の憩いの場、防災、景観形成、観光資源等の多面性を持っていることから、引き続き、市民やボランティア団体等と連携して、保全と創造に向けた取組を進めていく必要があります。

●農地

果樹園や水田、畑といった農村風景は私たちの心のふるさとであり、森林と同じように私たちの生活を守る大切な環境資源です。しかしながら、経済発展や人口増に伴い、本市では農地の宅地化や市街化が進み、現在は市の面積の5%程度となっています。また、農業従事者の減少、高齢化が進み、後継者不足も問題となっています。

また、農地は食糧生産の場だけでなく、水源のかん養、自然環境の保全、景観形成、文化の伝承等の多面的機能を有しています。

そのため、地産地消、環境保全型農業*の推進、担い手の確保、農地の多面的な機能の活用等を進め、農地を保全し、みどり豊かな本市のまちづくりに寄与していくことが求められています。

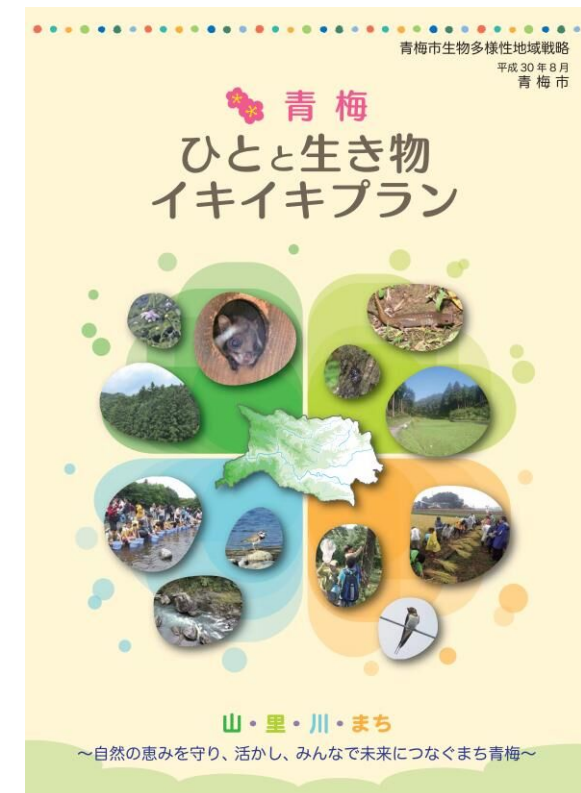
●生物多様性

本市では、2018（平成30）年に「青梅市生物多様性地域戦略」を策定し、本市の生物多様性の保全と持続可能な利用を、総合的かつ計画的に進めています。その後、2023（令和5）年に国は生物多様性国家戦略を改定し、「2030年までにネイチャーポジティブ（自然再興）を実現する」を短期目標として、「生物多様性損失と気候危機の『2つの危機』への統合的対応」、「30by30目標の達成等の取組による健全な生態系の確保と、自然の恵みの維持回復」、「自然資本を守り活かす社会経済活動の推進」等を掲げています。

一方、都市化の進展による平地林や草地、農地の減少、樹林の管理不足、外来生物*の侵入や増加、農薬等の化学物質、地球温暖化や気候変動等、生物多様性の保全に対し様々な問題が指摘されており、本市においても速やかな対応が必要となっています。



今寺天皇塚水田



基本方針1 みどり豊かな森林を守り、育て、活かす

【 環境目標 】

指標	現状値(年度または年)	目標値(2034年度)
森林面積	6,462ha(2022年)	6,462ha維持
市全域のみどり率※	79.6%(2023年)	79.6%維持

※みどり率とは、緑被率に公園内の緑で覆われていない面積や、河川等の水面の面積の割合を加えた東京都の緑化指標で、5年に1度調査しています。

ア 森林の管理と保全

市民一人ひとりが森林保全に対する関心を高めていくとともに、森林を適切に整備・管理します。また、森林保全にむけ、森林ボランティアや企業等、様々な主体が協働して取組を推進します。

・具体的施策1 森林の保全

都や関係機関と連携し、人工林施業や里山の維持管理への支援を実施します。また、広葉樹の割合を増やし、針広混交林化を進め、水源かん養機能を高める等、みどりの質の向上を目指します。

青梅の森をはじめとする市が管理する森林の整備を継続し、森林の多面的な機能の維持に努めます。

市内の多数を占める民有林について、森林管理の必要性や管理不足によるリスクを所有者に啓発するとともに、各種制度（森林経営管理制度や森林環境譲与税等）を活用した森林の適切な管理手法について発信・周知します。

・具体的施策2 共創による森林整備の推進

市民や市民団体（森林ボランティア）、企業との協定等を活用し、森林保全活動の活性化に向けたネットワークの構築、効果的な運用に努めます。市民や事業者に広範囲に森林整備の重要性について啓発し、森林整備への参加を促します。

【 取組事例 】

市民	・森林保全について学び、森林管理ボランティアに参加します。 ・市や企業等が行う森林保全活動に参加します。 ・「緑の募金」等、みどりを守る運動に協力します。 ・ハイキングや里山散策に出向き、自然を楽しみます。
市民団体	・自然を楽しむためのガイド等のボランティア活動を推進します。 ・市と協力し、ボランティアグループの輪を広げます。
市	・「青梅市森林整備計画」にもとづき、適切な整備・管理を行います。 ・水源かん養、災害防止、保健文化、林材生産等森林の有する多面的機能を踏まえた整備を行い、自然環境・生活環境の保全を図るとともに災害の防止に努めます。 ・青梅の森の里山としての保全、活用と整備を継続します。 ・ウメやサクラの害虫であるクビアカツヤカミキリ（特定外来生物）等の被害に注意し、被害を発見した際は、程度に応じて伐採や駆除を行います。 ・ナラ枯れを確認した際は、被害の程度に応じて伐採や、ナラ枯れの原因菌を運ぶカシノナガキクイムシの駆除、付近の健全木への予防を行います。 ・自然条件や住民のニーズに応じた広葉樹林化・針広混交林化を進めます。 ・林業のDXについて研究し、林業の省力化・効率化、林業振興につなげます。 ・森林管理の必要性を啓発します。 ・市民ボランティアや企業等と連携した森林保全活動を実施し、啓発を行います。 ・森林保全リーダーを養成していきます。
事業者	・森林の置かれている現状や公益性について広報活動します。 ・市民と一緒に、ボランティア活動に積極的に参加します。 ・技術指導・道具の貸し出し等の協力を行います。 ・ボランティア団体やNPO*団体への支援を行います。
滞在者	・森林保全の大切さを知り、市の取組に協力します。 ・森林火災の防止に協力します。

イ 林業の振興

市内の管理が行き届かない森林を減らし、森林の多面的な機能の維持にかかる適正な整備を促進するため、国や都と連携して、積極的に林業を支援します。

また、整備面だけでなく、地域の木材資源を積極的に利用することにより、林業の経営の安定化についても支援します。

・具体的施策3 林業経営の強化支援

国や都、各種関係機関等と連携し、林業生産の基盤整備や充実化を図り、林業経営強化を支援します。また、多摩産材の需要拡大、林業従事者の確保・育成に努めます。

森林整備による二酸化炭素吸収量をクレジットとして販売する、J-クレジット制度の活用を検討します。

【 取組事例 】

市民	・多摩産材を使用した製品購入等を検討します。
市民団体	・林業の担い手育成事業に協力します。
市	・林業従事者の人材の育成と確保に向けた担い手育成事業を推進します。 ・東京都の「多摩の森林再生事業」を推奨します。 ・市の施設で多摩産材を利用します。 ・多摩産材の利用を呼びかけます。 ・間伐材等のバイオマス利用を検討します。 ・J-クレジット制度の活用を検討します。
事業者	・林業の人財育成に努めます。 ・多摩産材を建設等に使用します。 ・多摩産材を使う製品開発を進めます。 ・間伐材等のバイオマス利用を検討します。
滞在者	・多摩産材を使用した製品を購入します。

ウ 花粉症対策の推進

スギ・ヒノキの花粉症の患者数は年々増加していることから、花粉の発生源対策を進めます。対策に当たっては、市内の森林の適正な管理に努めていくほか、植林時には、花粉の少ない品種の導入を推進します。

・具体的施策4 花粉の少ないスギ等への植え替え

都や関係機関と連携して、既存のスギから花粉の少ないスギへ植え替える主伐事業を推進します。

【 取組事例 】

市民団体	・花粉の少ない森づくり運動に協力します。
市	・スギの人工造林においては、花粉の少ない品種を選定します。 ・東京都の農林水産振興財団が進める「企業の森」事業を推奨します。
事業者	・スギの人工造林においては、花粉の少ない品種を使用します。 ・「企業の森」事業に参加し、花粉の少ない森づくり運動に協力します。

基本方針2 身近な自然を守り、育てる

【 環境目標 】

指標	現状値(年度または年)	目標値(2034年度)
市街化区域のみどり率	29.7%(2023年)	29.7%維持

ア 身近な自然の保全・育成

平地林や公園等の身近な自然は、私たちの生活にうるおいとやすらぎを与えてくれます。こうした自然を積極的に保全し、人と自然が共生できる環境を創造します。

・具体的施策5 身近な自然の保全

開発の影響を受けやすい平地林、崖線樹林、屋敷林、巨樹・巨木等の身近な自然を守り、本市らしい身近な自然や景観を育みます。

・具体的施策6 身近な緑化の推進

公園、街路樹、生垣等の市街地のなかにあるみどりを保全するとともに、みどりのカーテン等の新たなみどりの創出に努めます。

・具体的施策7 みどりのネットワークづくり

市内の山地や丘陵地にある樹林、多摩川沿いの河畔林、崖線緑地、まとまったみどりを持つ公園や平地林等を保全するとともに、これらを互いにつなぐみどりを整備・維持し、本市のみどりのネットワーク*(エコロジカル・ネットワーク)づくりを進めます。

【 取組事例 】

市民	・自然の保全活動に積極的に参加します。 ・私有地内の屋敷林や地域のシンボルとなっている木等の保全に協力します。 ・生垣やみどりのカーテン設置等宅地の緑化を行います。
市民団体	・市民によるモニタリング・維持管理に中心的役割を果たします。 ・地域の緑化や緑地の保全・管理を行います。
市	・東京都の「多摩川由来の崖線の緑の保全に向けてのガイドライン」や「丘陵地の緑を保全する取組方針」にもとづく保全施策の検討を行います。 ・市街地に隣接した丘陵地では、里山の維持管理を促し、森林の再生を図るとともに、里山空間を散策や環境教育等の場に活かします。 ・社寺林や屋敷林、地域のシンボルとなっている木等の保全方策を検討していきます。 ・公園、緑地等のみどりを更新する際には、郷土種に配慮した樹木・草花の種類を選定します。 ・公園・緑地等の整備に当たっては、計画段階から市民と共創で取り組みます。 ・保全区域・保存樹木等の指定によりみどりの保全を進めます。 ・既存の街路樹や植樹帯の適切な維持管理により、みどりのネットワークづくりを推進します。
事業者	・身近な自然を保全するよう配慮し、事業を行います。 ・土地利用の転換を行う場合には、計画段階から市と市民に説明し、話し合う公開の場を設けます。また、周囲の景観や環境との調和を考慮した計画とします。 ・みどりのカーテン事業や緩衝緑地の整備を積極的に行います。
滞在者	・社寺林や屋敷林、地域のシンボルとなっている木等の大切さを知り、保全に協力します。

イ 自然に親しむ場所の創造

市民が自然とふれあい、親しむことのできる空間を創造します。特に、未来の担い手となる子どもたちが、自然の中で遊び、学ぶことで、その豊かさや大切さを実感できる場所と機会を市民団体、事業者、市等により共創します。

・具体的施策8 自然に親しむ場所と機会の創出

自然と親しめる憩いの空間や、自然とのふれあいによる環境教育の場と機会をつくれます。



【 取組事例 】

市民	・自然に親しむ場所に出かけ、青梅のみどりを体験します。 ・親子で自然と親しみ、自然から学びます。 ・環境についての案内板、解説版を参考に、市の自然について考えます。
市民団体	・自然に親しむ場所の計画・管理を市や事業者と協働して行います。 ・樹木にネームプレートを付ける等の取組を、市や市民と協働して行います。
市	・里山の自然環境に配慮した広場・遊歩道・ハイキングコースの整備や、案内板、解説板の設置を市民団体や事業者と共創します。 ・市内全域を対象とし、位置情報を利用した環境情報や環境学習のスマートフォンアプリの活用を検討します。 ・森の木や街路樹にネームプレートをつける等、市民が自然環境に興味を持ち親しめるような取組を継続します。 ・個人の庭を公開するオープンガーデンの支援を継続します。
事業者	・自然に親しむ場所の計画・管理を市や市民団体と協働して行います。
滞在者	・自然に親しむ場所に出かけ、青梅のみどりを体験します。

基本方針3 恵み豊かな農地を活かす

【 環境目標 】

指標	現状値(年度または年)	目標値(2034年度)
経営耕地面積	101ha(2022年)	101ha維持
農地バンク*等の利用状況	21件(2023年)	21件以上

ア 農地の保全

本市の農地は、都市化の影響や農業従事者の高齢化、担い手不足等により減少が続いています。農地は食糧生産としての機能だけでなく、災害防止、地下水のかん養、生物多様性の保全、景観の保全、自然とのふれあいの場等、様々な役割を担っています。こうした農地の多面的な機能や恩恵を享受できるよう、様々な支援や取組を推進し、農地を保全します。

・具体的施策9 農地の利活用の促進

農地バンクや援農ボランティア*により、農地の集約化、維持、遊休農地の発生防止・解消、担い手の確保を図り、農地の保全につなげます。

イ 人と環境にやさしい農業の推進

農業の自然循環機能の維持増進を図り、地域に調和した持続可能な農業を推進するため、化学肥料や農薬の使用等に配慮した、人と環境にやさしい環境保全型農業への転換を進めます。

また、食品が健康に及ぼす影響に対する消費者の関心は強く、こうしたニーズに対応するためにも、生産者と消費者が互いに理解し合い、環境保全型農業を推進できるよう支援します。

・具体的施策10 環境保全型農業の推進

土づくり等を通じた農薬や化学肥料の使用の低減による環境負荷の軽減を目指した農業を推進します。

【農地バンクとは】

農地バンク(農地中間管理機構)とは、農地を貸したい人と借りたい人を仲介し、農地の貸借と有効利用を促進する組織で、農地の遊休農地化の防止や、新規就農者への支援等を目的としています。

【取組事例】

市民	・援農ボランティアに参加します。
市民団体	・援農ボランティアに協力します。
市	・市民が土や農業に親しめる市民農園を継続します。 ・農地バンクの普及・啓発を図ります。 ・援農ボランティアの育成に継続して取り組みます。 ・交流型農業・観光農業の推進に取り組みます。
事業者	・援農ボランティア等の市民、滞在者との相互理解を深めます。
滞在者	・援農ボランティアに参加します。

【取組事例】

市民	・有機農法や減農薬・減化学肥料等、環境保全型農業によってつくられた農作物を、率先して購入します。
市民団体	・環境保全型農業により作られた農作物の利用を促します。
市	・環境保全型農業を推奨します。 ・事業者や農業団体、都や国と協力し、環境保全型農業の推進に取り組みます。 ・農林水産省の環境保全型農業直接支払交付金について周知します。
事業者	・営農時に市や他の機関と協力し、環境保全型農業を推進します。 ・農産物の販売時に循環型農法・有機農法の表示を行います。
滞在者	・有機農法や減農薬・減化学肥料等、環境保全型農業によってつくられた農作物を、率先して購入します。

ウ 農業の振興

経営環境の悪化や後継者不足といった問題で、地域の農業は大変厳しい状況にあります。これらの問題に地域全体で取り組み、地域で生産した農産物を地域で消費する「地産地消」を基本に、農業の振興を図ります。

・具体的施策11 農業支援

認定農業者等の意欲ある農業経営者や新規就農者等への支援を図ります。市民の援農ボランティア等の推進を図り、農業に対する理解の場を確保します。

・具体的施策12 地産地消の推進

農家の直売機会の充実や地場産農産物を活用した加工品の開発支援等を図ることにより、特産物の育成や地産地消を推進し、地域農業の振興および生産者と消費者の交流を図ります。

【 取組事例 】

市民	・農業を体験し、農業の大切さを学習します。 ・地元産の農産物を率先して購入します。
市民団体	・イベント等を開催し、消費者と生産者のお互いの理解を深める支援をします。
市	・農業の後継者育成、新規就農者の支援等を行います。 ・事業者等と協力し特産物の開発に取り組みます。 ・地元産農産物の販売を促進するとともに、学校給食で使用します。 ・農業DXについて研究し、農業の省力化・効率化、農業振興につなげます。 ・農家の直売機会を拡大し、生産者と消費者の結びつきを強めます。
事業者	・市や農業団体等と協力し、特産物の開発や技術開発に取り組みます。 ・農産物の販売時に地元産の表示を行います。 ・小売店による農家からの直接買い付け等、地産地消の取組を検討します。
滞在者	・農業を体験し、農業の大切さを学習します。 ・農産物の直売を通して生産者への理解を深めます。



基本方針4 生物多様性を保全する

【 環境目標 】

指標	現状値（年度または年）	目標値（2034 年度）
「生物多様性」という言葉とその意味を理解している市民の割合	約30%（2015年）	50%以上※1
市内の保全地域の面積 （OECM*（保護地域*以外で生物多様性保全に資する地域）を含む）	自然公園 2,385.0ha 青梅の森特別緑地保全地区 91.7ha 千ヶ瀬特別緑地保全地区 1.0ha 勝沼城跡歴史環境保全地域 12.1ha 青梅上成木森林環境保全地域 22.8ha 立川崖線緑地保全地域 0.9ha 霞丘陵風致地区 383.1ha 鳥獣保護区 1,011.8ha※2 合計 3,908.4ha（2024年度）	3,908.4ha以上

※1:目標値は青梅市生物多様性地域戦略と同様としました。 ※2:鳥獣保護区の面積は自然公園や緑地保全地区等との重複を除く面積で、GIS ソフトを用いて計算しました。

ア 生物多様性の保全と持続可能性の確保

本市は、2018（平成30）年に「青梅市生物多様性地域戦略」を策定し、生物多様性の保全を進めています。

・具体的施策13 青梅市生物多様性地域戦略の推進と改定

「青梅市生物多様性地域戦略」を推進し、生物多様性の保全と持続可能性の確保に向けた取組を進めます。また、2023（令和5）年に「生物多様性国家戦略2023-2030」や「東京都生物多様性地域戦略」が策定されていることから、これを踏まえた改定を検討します。

・具体的施策14 地域の生態系の把握、保全と適正な利用

生物多様性の保全に向け、生態系の現状を把握し、生態系ごとに現状に沿った生物多様性の保全を進めます。

また、生物多様性への人為的影響が最小限となるよう努め、生態系サービスを楽しみ続けられる環境を確保します。

・具体的施策15 ネイチャーポジティブに向けた活動

ネイチャーポジティブ（生物多様性を損失から回復へと反転させる）の実現に向けた行動目標である30by30目標※3の達成に貢献します。本市の保全地区は、現時点で市内の37.8%を占めており、その維持・向上に努めます。

※3:30by30目標とは、2030（令和12）年までに面積の30%以上を保全地域（自然公園等の公的保護地域、および保護地域以外の生物多様性に資する地域）とする国の目標です。

【 取組事例 】

市民	・生物多様性を学び、生物多様性の保全と向上に協力します。 ・他の地域の生物を持ち込まないように注意します。 ・野生動物には餌を与えません。 ・希少な動植物等を生息・生育地から持ち出しません。 ・地域の自然環境調査・生物調査に協力します。 ・除草剤をなるべく使用しません。
市民団体	・市や事業者と協力し、自然環境調査・生物調査を行います。 ・野生生物の保護に協力します。
市	・「青梅市生物多様性地域戦略」を推進します。 ・希少種*や外来生物等の情報を整理し、必要に応じて調査・対策に取り組みます。 ・鳥獣被害の実態を把握し、対策に取り組みます。 ・定期的な動植物のモニタリングを検討します。 ・生物多様性やネイチャーポジティブについて普及・啓発を行います。 ・「自然共生サイト」への登録を啓発します。
事業者	・生物多様性に配慮した開発や事業を行います。 ・外来生物の取引のルールを守ります。 ・所有している土地や屋上の緑化を進め、「自然共生サイト」に登録します。
滞在者	・他の地域の生物を持ち込まないように注意します。 ・野生動物に餌を与えません。 ・希少な動植物等を生息・生育地から持ち出しません。

(2) 水

水の望ましい環境像

流域市民を結ぶ、水の生まれるまち



【現状と課題】

●水資源

本市は東京都の水源地の一部であることから、森林の管理と保全を進め、森林の保水力の維持・増進により、安定的な水資源の維持が求められています。また、水資源は市区町村域を越えて利用されることから、流域全体で東京都の水源地を守ることが必要です。

●水質

市内を流れる主要な河川の水質調査では、全ての項目で環境基準を達成しています。

●水辺空間

本市には良好な水辺環境が保たれており、本市では「おうめ水辺の楽校運営協議会」構成団体と協力し、市内の河川で、水辺に親しむ事業を行っています。

今後も、自然体験学習等親水*事業の実施により、未来の青梅市の環境を担うこどもたちが水辺環境と親しむ機会づくりに取り組むとともに、美しい清流景観の維持・向上のための清掃活動や、関係機関と連携して河川環境整備等を進める必要があります。



御岳溪谷



親水事業

基本方針1 豊かな水源を保全する

【 環境目標 】

指標	現状値(2022年度)	目標値(2034年度)
市内の水道水の年間使用量	200m ³ /戸	190m ³ /戸以下

※目標値は、2022年度値から5%の節水としました。

現状値の出典は「青梅市の統計」(青梅市)より

ア 水源の保全

本市は東京都の水源域であるため、多摩川水系の源流域の森林・樹林を保全し、保水機能や自然浄化機能等の、水源かん養能力を高めることによって、適正な河川水量の確保と水質の維持・改善を進めます。

また、多様な生物の生息・生育場所となっている水田跡やその周辺の水路等の湿地、災害時の水供給源にもなる湧水等、身近にある貴重な水源を保全します。

・具体的施策1 広葉樹林化による水源かん養

一般に広葉樹(落葉樹・照葉樹)は保水能、浸透能の高い土壌孔隙を増加させ、また広葉樹の落葉は分解が早く浸透能の高い堆積有機物を形成することができると言われています。間伐等による森林再生を行い、下層植生を豊かにすることで、針広混交林化を進め、水源かん養機能の維持に努めます。

・具体的施策2 水資源の保全

身近にある貴重な水源や水資源(湧水、沢水、地下水等)を積極的に保全します。また、水源保全のための実態把握や普及啓発に向けて地下水に関する調査等を行います。

【 取組事例 】

市民	・広葉樹林の機能を理解し、森林ボランティアに協力します。 ・井戸や湧水等の調査に協力します。 ・災害時に利用できるように、井戸等を保全します。 ・水源が守られるよう、市民の声を行政に届けます。
市民団体	・森林ボランティアに協力します。 ・市と協力し、水源域のパンフレット等を作成し、水源の保全を啓発します。
市	・混交林化に取り組みます。 ・森林ボランティア活動を支援します。 ・各地域の水資源を調査します。 ・地下水の状況を継続して把握するため、井戸による地下水位の定点観測を検討します。 ・水源域のパンフレット等を作成し、水源の保全を啓発します。 ・環境を優先した施策を行い、水源域の保全に努めます。
事業者	・市と協力して混交林化に努めます。 ・水資源に配慮した事業を行います。 ・水源域を守ります。 ・地下水の調査に協力します。
滞在者	・湧水等を汚したり荒らしたりしません。

イ 水資源の有効活用

貴重で限りある水資源を有効活用するために、雨水を利用することで緊急時の代替水源や平常時の節水を推進し、地下水のかん養と適正な河川水量の確保に努めます。

・具体的施策3 節水の推進

市民や事業者等と連携した普及啓発により、日常生活の中で気軽に実施できる節水を推進します。

・具体的施策4 雨水の活用

緊急時の代替水源等の雨水の有効活用に努めます。

・具体的施策5 地下水のかん養と適正な河川水量の確保

市街地等においては雨水を地面に浸透させる設備（透水性舗装、雨水浸透ます*等）の設置を推進し、地下水のかん養能力向上と表流水の流出抑制を図り、強雨時の浸水被害や河川氾濫を抑制し、適正な河川水量を確保します。

【 取組事例 】

市民	・家庭での水の使用量を把握し、節水を心がけます。 ・雨水小型貯留槽*を用いて、日常生活に雨水の利用を取り入れます。 ・雨水浸透ます、浸透トレンチ等の雨水浸透設備を設置します。
市	・節水の取組への参加を呼びかけます。 ・学校、公共施設において、雨水の利用を進めます。 ・特定地域において、雨水を有効利用するための雨水小型貯留槽の設置に補助を行います。 ・道路の透水性舗装、雨水浸透ます等の普及を促進します。 ・特定地域における雨水浸透設備の設置に補助を行います。
事業者	・節水目標を立て、節水に努めます。 ・雨水小型貯留槽等を用いて雨水の積極利用に取り組みます。 ・事業所内において透水性舗装、雨水浸透ます、浸透トレンチ等の設置を推進します。

【コラム3 令和6年度小学生オンライン交流会】

2024（令和6）年7月22日に小学生オンライン交流会を開催し、小学校16校からそれぞれ4名程度、全体で65名による交流を行いました。

オンライン交流会では2つのテーマについて話し合いを行い、そのうち「青梅市の豊かな自然や緑を未来につなぐためには」では、以下のような意見がありました。

①普及啓発に関すること

- ・青梅市の緑や自然を体験するようなツアーをつくる。そのために移住者の呼び込みをする。
- ・こどもたちが生き物のことを学んでいく。それをたくさんの人に伝えて、観光客の人にたくさん来てもらう。
- ・自然を守るために、まず自分自身が自然が好きになる。
- ・ひとりひとりが考えて行動し、自然を守ろうとすること。
- ・自然を大切にすること。

②ごみに関すること

- ・ポイ捨てをしないためにごみ箱やポスターを設置する。
- ・青梅市の自然をより豊かにし、守っていくために、ごみを継続的に拾っていく。
- ・ごみ拾いをゲーム感覚で勝敗をつけていき、より参加する人を増やす。
- ・回収したごみをリサイクルし新たな資源としていく。
- ・ごみ拾い、ポイ捨て等を呼びかける。

③その他の意見

- ・外来種を駆除したいというところで、住民への呼びかけ。
- ・二酸化炭素を減らすためにフードロスなくすることが大切。
- ・水がきれいになる、自然を見るとリラックスできる。

【青梅市へのお願い】

- ・間伐材でアスレチックをつくったり、森林体験で自然を学んだりできる取組を行ったり、青梅フェスタを開いて青梅の自然の魅力をたくさんの人に伝えて観光客をさらに増やせたらいい。
- ・自然を紹介したり青梅の文化を知れる施設を建ててほしい。
- ・川でバーベキュー等の観光客がルールを守る看板等をつくってほしい。
- ・不要な木や雑草を切ってほしい。

交流会では、普及啓発に関する意見が多く、またごみに関しては新しい取組の提案もいただきました。これらについては、本計画や地球温暖化対策実行計画の策定の際に参考としました。

基本方針2 きれいな水・豊かな水量を守る

【 環境目標 】

指標	現状値(年度または年)		目標値(2034年度)
河川の水質測定値 (pH、DO、BOD、SS、大腸菌数)	多摩川(御岳橋)	pH:7.0(2022年度)	6.5~8.5(環境基準)
		DO:10.7mg/L(2022年度)	7.5mg/L以上(環境基準)
		BOD:0.7mg/L(2022年度)	1.0mg/L以下(環境基準)
		SS:1mg/L(2022年度)	25mg/L以下(環境基準)
		大腸菌数:5CFU/100mL(2022年度)	20CFU/100mL以下(環境基準)
	多摩川(多摩川橋) 成木川(北小曾木川合流後、黒沢川合流前) 黒沢川(峯向橋) 霞川(城前橋)	pH:7.3~8.0(2022年度)	6.5~8.5(環境基準)
		DO:10.1~10.8mg/L(2022年度)	7.5mg/L以上(環境基準)
		BOD:0.8~1.1mg/L(2022年度)	2.0mg/L以下(環境基準)
		SS:1mg/L(2022年度)	25mg/L以下(環境基準)
		大腸菌数:15~98CFU/100mL(2022年度)	300CFU/100mL以下(環境基準)
市内污水处理人口水洗化率 (浄化槽含む水洗化人口/市内全人口)	98.8%(2023年度)		99.5%以上

ア 河川の水質保全

美しい水辺と豊かな水資源を未来に引き継いでいくためには、河川の水質を保全していく必要があります。市民、事業者、市が一体となり、引き続き水質改善に向けた取組を推進します。

・具体的施策6 河川の水質保全

本市の代表的な河川である多摩川、成木川、黒沢川、霞川等の水質測定を継続し、数値の急激な悪化が確認された場合はその原因を追究する等、水質汚濁の防止に努めます。また、河川における自然体験や市民参加による水質調査により、河川の水質保全に努めます。

【 取組事例 】

市民	・レジャーや行事で、水辺を汚しません。
市民団体	・河川の水質調査に協力します。
市	・定期的な河川の水質調査を行います。 ・水質に急激な悪化が確認された場合は、その原因を追究します。 ・市民参加による河川水質調査を行い、水質の把握と、水環境の保全について啓発します。 ・事業所等に対し、排水に関する指導や啓発を行います。
事業者	・河川の水質汚濁防止に配慮した事業を行います。
滞在者	・レジャーや行事で、水辺を汚しません。

イ 生活排水・事業所排水処理対策の推進

本市で排出される汚水は、昭島市にある東京都流域下水道多摩川上流水再生センターに送られ、本市を含む6市2町が共同で処理し、多摩川に放流しています。市内の汚水処理人口水洗化率は、2023（令和5）年度に98.8%であり、2029（令和11）年度までに99.5%に達するように整備を続けています。

引き続き下水道や浄化槽の普及・更新を進め、生活排水や事業所排水による河川の汚濁の防止を進めます。

・具体的施策7 下水道（汚水）の整備と環境負荷の低減

下水道（汚水）や浄化槽の整備・更新を、引き続き進めることで、環境負荷の低減と自然環境の向上を図ります。

・具体的施策8 農薬や化学物質等による河川の汚濁の防止

農薬、化学肥料、除草剤、その他化学物質の使用や漏出による河川の汚濁を防止します。

ウ 地下水および土壌の汚染の防止

地下水は、現在主に工業用水等に利用されていますが、最終的に河川を経て、海へと流れ出るため、汚染の防止は、河川や海の環境保全にもつながります。また、地下水は、災害時の予備水源としても重要な役割を果たします。これらのことから、土壌汚染対策を推進し、地下水汚染を未然に防ぐことが必要です。

・具体的施策9 土壌汚染対策の推進

不法投棄の防止や土壌汚染対策の啓発等を行い、地下水汚染を未然に防ぎます。

【 取組事例 】

市民	・合成洗剤の利用を減らし、油を流しに捨てない等の工夫を行い、下水処理場への負荷を低減します。 ・下水処理場への見学会に参加し、下水道の知識を高めます。
市民団体	・市と協働で下水道の仕組みを学べる取組を行います。
市	・下水道や浄化槽の整備事業および適正な維持管理を推進します。 ・水洗化を促進します。 ・各種排水処理に関し、関連自治体との情報交換や交流を進めます。 ・水質調査を定期的に行い、水質汚濁を確認した際は、対策と指導を行います。 ・市民団体と協働で下水道の仕組みを学べる取組を行います。 ・下水処理場への負荷の低減を啓発します。
事業者	・農薬・化学物質は、適正に使用し、処理します。
滞在者	・化学物質等の使用や漏出による河川汚濁を防止します。

【 取組事例 】

市民	・不法投棄を発見したときは、速やかに市に連絡します。 ・庭等の野外での農薬等の使用は必要最小限にします。
市	・不法投棄のパトロールを行います。 ・不法投棄の連絡を受けたときは、速やかに対応します。 ・土壌汚染対策の重要性について、啓発を行います。 ・地下水調査を行います。
事業者	・工場やガソリンスタンド等を廃止するときには、土壌調査を行い、土壌が汚染されていないことを確認します。 ・化学薬品等の地表への漏出を防止します。
滞在者	・滞在中に発生したごみは、適切に処理します。

基本方針3 地域に根付いた水辺空間を再生する

【 環境目標 】

指標	現状値 (2013年度～2022年度の平均)	目標値※(2034年度)
水生生物調査での確認種数(計画期間の平均値)(付着藻類)	市民球技場:30.2種 和田橋 :30.9種 楓橋 :32.5種	市民球技場:30種以上 和田橋 :31種以上 楓橋 :33種以上
水生生物調査での確認種数(計画期間の平均値)(底生動物)	市民球技場:35.8種	市民球技場:36種以上

※目標値は過去10年間の平均値をもとに設定しました。

ア 清流の維持と水生生物の保全

私たちの生活にとって、清流と豊かな水辺は、資源としてだけではなく、やすらぎや安心感等、こころに潤いを与えてくれます。また、河川やその周辺を含めた水辺空間は、生物の生息・生育地として重要であるとともに、生物の営みにより維持されている側面もあります。しかしながら、一部でごみの不法投棄が報告されており、水辺空間および生物多様性の保全のためにも対策が必要となっています。

・具体的施策10 ごみの不法投棄防止対策の推進

河川等、水辺空間へのごみの不法投棄を防止します。

・具体的施策11 水生生物等の調査・保全

市内の複数河川で水中・水辺に生息する水生生物について調査し、水辺の生態系や希少種の保護、河川の生物多様性の保全を推進します。

・具体的施策12 水辺空間の生態系の保全

外来生物の侵入により、水辺空間の生態系のバランスが崩されないように、保全対策を講じます。また、生物の河川における上下流の移動を確保するための取組を推進します。

【 取組事例 】

市民	・水辺空間のイベントや清掃活動等に参加します。 ・水辺空間の生態系、生物多様性を守ります。 ・水辺空間の生物調査に協力します。 ・ブルーギル、ブラックバス等の外来生物を放流しません。
市民団体	・水辺空間の不法投棄を防止するため、地域・市民団体の定期的なパトロールを実施します。 ・水辺空間の生態系や動植物の調査・保護・育成を行います。 ・河川整備について地元目線での提案を行います。 ・外来生物による水辺空間への影響について啓発します。
市	・河川への不法投棄物に対しては、すみやかな対応を行います。 ・市の施設に青梅の水生生物を展示し、保護・育成への取組を訴えます。 ・多摩川や成木川等、市内複数河川における水生生物や河川の生態系について調査し、生物多様性の保全を推進します。 ・外来生物による水辺空間への影響について啓発します。 ・魚道等の河川整備について、国や都と連携して取り組みます。
事業者 滞在者	・水辺空間を汚さないよう、廃棄物等の適正処理を徹底します。 ・河川にごみを捨てません。 ・ブルーギル、ブラックバス等の外来生物を放流しません。

イ 自然と親しめる水辺の再生と創出

本市の良好な水辺空間を市民の自然体験学習や活動の場とし、私たちの生活にとってより身近で親しみあるものとするために、市民団体や関係機関と連携を図りながら、市民の憩いの場として活用できる水辺空間の整備を図ります。

また、市民団体等と連携しながら、水辺を活用した体験学習の機会の充実を図っていきます。

・具体的施策13 市民の憩いの場としての水辺空間の整備

「おうめ水辺の楽校運営協議会」構成団体と協働し水辺空間の積極的な活用を推進するとともに、関係機関と連携し、市民の憩いの場となる水辺空間の整備を続けます。

・具体的施策14 親水事業の充実

多摩川や霞川等の河川の保全を進める市民団体等と連携し、親水事業の充実を図るとともに、ボランティア団体等の活動を支援します。

【 取組事例 】

市民	・河川、土手等の清掃ボランティアに参加し、こどもが河川で自然とのふれあいを楽しめるようにします。
市民団体	・上下流の流域市民や市民団体との交流を深め、広域的なネットワークを目指します。 ・大人やこどもが動植物と水辺で親しむための催しを開催します。 ・水辺の調査結果や改善策を市に提案し、実現に向け努力します。 ・良好な水辺環境とのふれあいの場の確保、水辺や河川の生態系の保全、美しい清流景観の維持・向上に資する親水施設の整備に協力します。
市	・河川環境の改善について、国や都と連携して取り組みます。 ・河川で遊ぶことができる場所について、市民やこどもたちの声が反映されるよう、関係機関に働きかけます。 ・河川のコンクリート製構造物等を見直し、調和のとれた河川環境を目指します。 ・こどもが水辺等で親しめる施設、遊歩道の整備等について検討します。 ・河川の保全を進める市民団体等の活動を支援します。
事業者	・水辺や河川の生態系の保全、美しい清流景観の維持・向上に協力します。
滞在者	・水辺や河川の生態系の保全、美しい清流景観の維持・向上に協力します。

(3) 大気

大気の望ましい環境像

澄んだ空気と思いやりのあるまち



【現状と課題】

●大気環境の現状

本市では、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化硫黄（SO₂）、一酸化炭素（CO）、微小粒子状物質（PM2.5）、ダイオキシン類、大気中アスベスト*については環境基準を満たしていますが、光化学オキシダントについては満たしていません。そのため、光化学オキシダントの原因となる揮発性有機化合物（VOC）や窒素酸化物（NO_x）、その他の化学物質の排出を防止していく必要があります。

また、野焼きに関する苦情が多く寄せられている状況にあるため、野焼き、自家焼却の抑止が必要です。

さらに、酸性雨*や微小粒子状物質等、地球規模で起こっている環境問題についても、取組が必要になっています。

●生活に伴う負荷

快適な生活環境を維持するためには、行政だけではなく、市民、事業者、滞在者、それぞれの取組が不可欠です。

本市では、「青梅市環境基本条例」や東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」等にもとづき、環境調査による状況の把握および監視・指導による公害の未然防止に取り組んでおり、引き続き、適切な指導が必要です。

●自動車による環境影響

自動車排出ガスに含まれる二酸化窒素（NO₂）については、市が主要交差点等12か所において夏季・冬季の年2回調査を行っています。2023（令和5）年度はいずれの地点も環境基準を満たしています。

また、市内の主要道路9地点において、道路交通騒音・振動レベルの測定を実施しており、2023（令和5）年度はいずれの地点も環境基準・要請限度を満たしています。

快適な生活環境維持および向上のため、主要道路等における調査を継続します。あわせて、自動車から徒歩や自転車、公共交通への転換、自動車の適正利用に向けた啓発等を引き続き行っていく必要があります。

基本方針1 生活や事業活動に伴う負荷を低減する

【 環境目標 】

項目	指標	現状値(2022年度)	目標値(2034年度)	環境基準
二酸化窒素(NO ₂) (市役所屋上)	日平均値の年間98%値※ ¹ (ppm)	0.012ppm	0.06ppm以下	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM) (市役所屋上)	日平均値の2%除外値※ ² (mg/m ³)	0.026mg/m ³	0.10mg/m ³ 以下	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント(Ox) (市役所屋上)	1時間値が0.06ppmを超えた日数(日)	76日	76日以下	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化硫黄(SO ₂) (市役所屋上)	日平均値の2%除外値※ ² (ppm)	0.001ppm	0.04ppm以下	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素(CO) (市役所屋上)	日平均値の2%除外値※ ² (ppm)	0.4ppm	10ppm以下	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
微小粒子状物質(PM2.5) (市役所屋上)	日平均値の年平均値 (μg/m ³)	9.9μg/m ³	15μg/m ³ 以下	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
大気中ダイオキシン類濃度 (市内4ヶ所) (夏季・冬季の年2回調査)	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/m ³)	0.0075～0.0120pg-TEQ/m ³	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

※1:1 年間に測定されたすべての日平均値(欠測日を除く)を、値の低い方から高い方に順(昇順)に並べたとき、低い方から数えて98%目に該当する日平均値。

※2:1 年間に測定されたすべての日平均値(欠測日を除く)を、値の高い方から低い方に順(降順)に並べたとき、高い方(最高値)から数えて2%分の日数に1を加えた番号に該当する日平均値。

ア ごみ処理による大気汚染の防止

本市で発生した燃やすごみは、羽村市にある西多摩衛生組合環境センターにて、適切に焼却を行っています。一方で、野焼きや自家焼却では煙や有害物質が直接大気中へ放出されるため、野焼き等を規制し、大気汚染物質の発生を抑制します。また、ごみ処理施設への負担を減らすため、ごみの削減を進めます。

・具体的施策1 ごみ排出量の削減

ごみ排出量そのものを削減することにより、ごみ処理施設への負担を減らします。

・具体的施策2 野焼き等の防止（ダイオキシン類による汚染の防止）

野焼きやごみの自家焼却は、煙害の原因となるばかりでなく、ダイオキシン類を発生させます。ごみの自家焼却や野焼き等の抑止に取り組むとともに、ダイオキシン類のモニタリングを継続します。

イ 事業活動による大気汚染の防止・負荷軽減

事業活動（工場の稼働や車による移動）により発生する有害化学物質の抑制や、設備等の適切な管理・運用を推進し、事業活動による大気汚染の防止・負荷軽減を図ります。

・具体的施策3 有害物質排出量の抑制

大気への負荷を軽減するため、事業活動により排出される有害物質の排出量を抑制します。

・具体的施策4 酸性雨対策の推進

酸性雨は、大気中の窒素酸化物（NOx）や二酸化硫黄（SO₂）等が原因となります。これらの物質の発生を抑制し、酸性雨による被害を防止します。

・具体的施策5 アスベスト対策の推進

大気中のアスベスト（石綿）は、健康に影響を与えるため、現在アスベストの使用は禁止されています。しかし、かつては建材に広く使用されていたことから、禁止前の建材を使用した建物の工事を行う際はアスベストの飛散が懸念されます。建物の解体の際は適切な指導を行い、アスベストの飛散を防止します。

【 取組事例 】

市民	・ごみの排出量削減に努めます。 ・野焼き、自家焼却を行いません。
市民団体	・野焼き、自家焼却の抑止に取り組みます。 ・環境調査や監視活動を行います。 ・市の施策実施の支援、広報を行います。
市	・ごみ等の自家焼却に関する規制を徹底します。 ・剪定枝等は資源化を推進し、自家焼却の防止に取り組みます。 ・ダイオキシン類等の有害化学物質について、継続的にモニタリングを行います。
事業者	・廃棄物は法令に従って排出し、自家焼却抑止と燃やさない工夫を行い、周知します。
滞在者	・訪れた地でのごみ焼却の規制に協力し、滞在中に発生したごみは、適切に処理します。

【 取組事例 】

市民	・有害物質の排出に注意を払い、市と連携し抑制を働きかけます。 ・酸性雨被害の情報を提供します。
市民団体	・市民や市と協力して、有害物質排出抑制への働きかけをします。
市	・事業所等の大気汚染物質の使用等について、状況の把握と事業者への指導を行います。 ・酸性雨の現状把握のため調査を継続します。 ・アスベストが使用された建築物等を解体する際には、適切に対応するよう指導を行います。 ・大気中のアスベスト繊維数濃度の調査を継続します。
事業者	・施設を整備・改善し、有害物質排出の抑制に努めるとともに、大気汚染防止設備の定期的な点検整備を実施します。

ウ 騒音・振動、悪臭、化学物質等の対策推進

騒音・振動、悪臭の発生を抑制し、生活環境保全を推進します。また、日用品および工業製品、建築資材における化学物質が健康に及ぼす影響を認識し、対策を推進します。

・具体的施策6 生活騒音対策の推進

日常生活の中で発生する騒音について啓発等を行い、未然防止に努めます。

・具体的施策7 建設・解体工事等の騒音・振動・粉じんの防止

建設・解体工事等においては、事業者到低騒音・低振動タイプの機械の使用を推奨し、市が発注する工事の場合は義務付けます。また、粉じんの発生防止対策についても、対策の実施を推奨し、市が発注する工事の場合は対策を義務付けます。

・具体的施策8 光化学オキシダント対策の推進

光化学スモッグが発生すると目やのどの痛み等の健康被害を発生させます。そのため光化学オキシダントの前駆物質である、窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）の削減が進められています。しかしながら、光化学オキシダントの環境基準達成率は全国で0.2%（一般局）にとどまっており、本市でも環境基準の達成には至っていません。光化学オキシダントの削減のため、引き続き窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）の削減を進めます。

・具体的施策9 悪臭の防止

健康に影響を及ぼしたり不快な思いをさせる悪臭の確認時は、発生源を特定し、防止対策を推進します。

・具体的施策10 有害化学物質の使用制限

健康に影響を及ぼすような化学物質を発生させない、対策済みの材料や建材の使用を推奨します。公共施設では対策済みの材料や建材の使用を義務付けます。

・具体的施策11 低周波公害等の対策推進

低周波騒音・振動対策を行います。

【 取組事例 】

市民	・楽器や音響拡声装置等の使用時には、近隣へ配慮します。 ・粉じんによる被害状況を把握し、市と連携して粉じん防止の情報発信を行います。 ・悪臭の発生源および被害状況の情報提供を行います。 ・ペットやごみ等家庭生活に関わる悪臭に注意を払います。 ・シックハウス等の症状および原因を良く理解し、改善のために対処します。 ・ごみは市のごみ処理ルールに従って出し、自家焼却はしません。
市民団体	・地域活動における拡声装置等の使用に注意します。 ・粉じん防止対策について、住民や市と協力して情報発信を行います。 ・悪臭の発生源を調査する等、地域内に情報を発信します。
市	・騒音・振動・粉じん等について、被害状況を発生原因者に知らせ、具体的な改善策を指導します。 ・低騒音・低振動の建設機械を使用するよう指導します。 ・市民や事業者へ、シックハウス・シックスクール等の影響について周知します。 ・公共施設においては、シックハウス対策資材を使用します。 ・悪臭防止対策を行います。 ・悪臭が発生した際は、関係機関と連携し迅速な原因究明と防止対策を行います。 ・窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）の削減を啓発します。
事業者	・騒音・振動、低周波騒音・振動、粉じん、悪臭等が発生しないように事業を行います。 ・シックハウス等の問題が発生しないよう、対策済みの材料や建材を選択します。
滞在者	・行楽の際に騒音等を発生させて、近隣の迷惑にならないよう注意します。

基本方針2 自動車による負荷を低減する

【 環境目標 】

項目	指標	現状値(2022年度※ ¹)	目標値(2034年度)	環境基準等※ ²
二酸化窒素(NO ₂) (主要交差点)	日平均値の年間98%値 (ppm)	0.006~0.020ppm	0.06ppm以下	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。(環境基準)
騒音(主要道路)	昼間および夜間の測定値 (dB)	昼間57~69dB 夜間56~65dB	昼間70dB以下 夜間65dB以下	昼間70dB、夜間65dB(環境基準) 昼間75dB、夜間70dB(要請限度)
振動(主要道路)	昼間および夜間の測定値 (dB)	昼間23~44dB 夜間18~43dB	昼間65dB以下 夜間60dB以下	昼間65~70dB、夜間60~65dB(要請限度)

※1:現状値の出典は「青梅市環境報告書」(青梅市)

※2:環境基準:人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められたもの。

要請限度:自動車騒音または道路交通振動が要請限度を超えることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、騒音については都公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執ることを要請することができます。振動については都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を、道路管理者または関係行政機関の長に対し交通振動防止のための措置を執ることを要請することができます。

ア 道路と周辺環境の整備・改善

道路とその周辺の環境について、整備・改善、適正な維持管理を行うことで、大気への負荷軽減を図ります。

・具体的施策12 道路騒音・振動の防止

道路から発生する騒音・振動について、継続的な測定等により、監視を行います。

・具体的施策13 道路の整備・周辺環境の改善

道路は常に良好な状態を保つようにし、快適な道路環境づくりに努めます。

・具体的施策14 粉じん防止対策の推進

道路周辺では、排ガス中の粒子状物質(ディーゼル粉じん)や、路上堆積物(土等)の巻き上げ、アスファルトやタイヤのゴムかす等、車の走行による粉じんが発生します。これまではトラックの走行による粉じんが重視されていましたが、近年は車重の重い電気自動車の走行による粉じんも注目されており、エコドライブによる負荷の少ない運転を推進します。

【 取組事例 】

市民	・道路の整備・改善が必要な場所を見つけたら、市に情報提供します。 ・駐車時のアイドリングは必要最小限とします。 ・エコドライブを実施します。
市民団体	・道路の整備・改善が必要な地域や場所を把握し、市に情報提供します。 ・粉じん被害について、住民や市と協力して抑制への働きかけをします。 ・市と連携し、エコドライブのキャンペーンを実施します。
市	・道路の騒音・振動について、継続的に測定を行い、測定結果を分析し、問題があれば対策に取り組みます。 ・駐車時のアイドリングは必要最小限とします。 ・道路に整備・改善が必要な場所を確認した場合は、順次対応していきます。 ・トラックや電気自動車等を発生源とする粉じん被害の防止に取り組みます。 ・エコドライブの重要性を周知します。
事業者	・駐車時のアイドリングは必要最小限とします。 ・常に粉じん飛散防止に注意を払い、防止対策を行います。 ・車両運転者へ、エコドライブ等環境教育を行い、実践します。
滞在者	・駐車時のアイドリングは必要最小限とします。 ・エコドライブを実施します。

イ 公共交通等の利用促進、次世代自動車の導入促進および自動車の適正な利用

自動車から徒歩や自転車、公共交通への転換を図るとともに、自動車の効率的な利用を推奨します。

・具体的施策15 自動車利用の抑制、徒歩・自転車の活用促進

近隣地域への移動はマイカーの使用を控え、できるだけ徒歩や自転車に転換するよう、普及啓発を行います。また、ノーマイカーデー等の実施により、市民や事業者の意識を高める取組を継続します。

・具体的施策16 公共交通の充実・利用促進

多くの市民が利用しやすいよう、公共交通の改善・充実に推進します。また、公共交通の利用について、積極的に啓発します。

・具体的施策17 次世代自動車の導入促進

次世代自動車の導入・転換を推進することにより、走行時に排出される二酸化炭素等の削減に努めます。市が所有する公有車は、率先して次世代自動車に切り替えます。

・具体的施策18 エコドライブの推進

アイドリングストップやふんわりアクセル等のエコドライブを普及啓発することにより、粉じんの削減を推進します。

・具体的施策19 事業車両・大型車両への啓発

事業車両の適正な運用・整備、大型車両の運転者への啓発により、大気環境への負荷軽減を図ります。

【次世代自動車】

ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等、従来のエンジン自動車と比較し、走行時に二酸化炭素（CO₂）や窒素酸化物（NO_x）、粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、環境性能が優れている自動車のことです。

【取組事例】

市民	・車の使用を控え、徒歩や自転車の利用を心がけます。 ・ノーマイカーデーに積極的に協力します。 ・公共交通を積極的に利用します。 ・車の購入・買い替え時に次世代自動車を検討します。 ・エコドライブを実施します。 ・車のコンディションに注意を払い、良好な状態を保ちます。
市民団体	・マイカーの使用を控え、公共交通の利用を促す啓発活動を行います。 ・公共交通網の充実や公共交通の利用促進について、関係者と協力して取り組みます。 ・市と連携し、エコドライブのキャンペーンを実施します。
市	・広報等を通してノーマイカーデー等、車の使用を抑えるように呼びかけます。 ・レンタサイクルシステムの充実に図ります。 ・市職員のマイカー通勤を抑えます。 ・公共交通の利用促進のため、公共交通事業者に利便性・快適性の向上を要請します。 ・市民の新たな移動手段として、グリーンスローモビリティ*やデマンド交通*の導入を検討します。 ・公用車は率先して次世代自動車へ切り替えます。 ・エコドライブの重要性を周知します。 ・公用車の適正な運用を行います。 ・適正な車両の運用や整備について啓発活動を実施します。
事業者	・公共交通機関の利用が可能な場合は、従業員へマイカー通勤を抑えるよう呼びかけます。 ・公共交通の充実に向けて、市民らと共創します。 ・公共交通の利便性向上に努め、利用促進を図ります。 ・業務用車両の次世代自動車への切り替えを積極的に検討します。 ・車両運転者へ、エコドライブ等環境教育を行い、実践します。 ・業務用車両の適正な運用・整備を行います。
滞在者	・公共交通を利用します。 ・車両の適正な運転を心がけます。

(4) ごみと資源

ごみと資源の望ましい環境像

創造に満ちあふれる循環型社会のまち



【現状と課題】

●ごみの減量

本市のごみ排出量は右表のとおり、総量と1人1日当たりの燃やすごみの量は2020（令和2）年度をピークとして、その後は減少しています。一方、総資源化率は2017（平成29）年度以降、一様に減少傾向となっています。

2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、自宅での活動が増えたため一時的にごみの量が増えたと考えられます。また、2022（令和4）年度はごみの総量はここ数年で最も少なくなりましたが、1人1日当たりの燃やすごみの量は若干の減少にとどまっています。

このような状況を踏まえ、1人1日当たりの燃やすごみの量のさらなる削減や総資源化率の向上のため、市民、事業者、市の共創による4Rを推進し、不要なものを断る（リフューズ）、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の優先順位で、ごみの発生抑制・減量化・資源化施策をさらに推進する必要があります。

また、国全体の課題であるプラスチック資源や、食品ロスへの対応についても積極的に進めることが求められています。

●廃棄物の適正処理

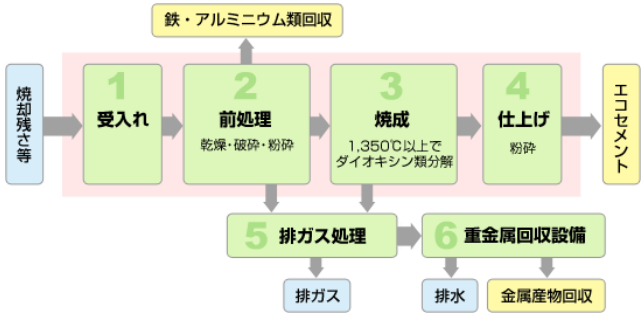
本市は、福生市、羽村市、瑞穂町とともに西多摩衛生組合環境センターを運営し、燃やすごみの広域かつ効率的な焼却を行っています。また、焼却後に発生する焼却灰は東京たま広域資源循環組合により、エコセメントとして再生利用されています。

燃やさないごみ、粗大ごみ、資源物等の処理については、市が所有する中間処理施設（青梅市リサイクルセンター）において、再使用（リユース）可能なもの、再生利用（リサイクル）可能なもの等を回収し、ごみの減量を行っています。

引き続き、ごみの排出動向等に即した分別収集体制の充実、広報・啓発活動の推進による市民のごみ分別の一層の徹底、廃棄物の安全かつ効率的な処理に向けた取組が求められています。

ごみ排出量

区分	単位	年度					
		2017	2018	2019	2020	2021	2022
ごみ量	t/年	36,746	36,458	36,952	38,156	37,092	36,216
集団回収	t/年	3,811	3,611	3,363	2,415	2,484	2,566
総量	t/年	40,557	40,069	40,315	40,571	39,576	38,782
1人1日当たりの燃やすごみの量	g/人・日	547.3	550.6	558.9	562.1	559.9	556.9
総資源化量	t/年	14,247	13,910	13,692	13,798	13,261	12,896
総資源化率	%	35.1	34.7	34.0	34.0	33.5	33.3



出典：東京たま広域資源循環組合

【ニツ塚廃棄物広域処分場】

かつては、西多摩衛生組合環境センターで焼却された可燃ごみの焼却灰や青梅市リサイクルセンターで分別・破碎された不燃ごみの一部をニツ塚廃棄物広域処分場で埋立処分していましたが、青梅市においては2015（平成27）年度以降は、全量資源化しており、広域処分場全体においても2018（平成30）年度以降は埋立処分を行っていません。

基本方針1 4Rを推進する

【 環境目標 】

指標	現状値（年度または年）	目標値（2034年度）
1人1日当たりの燃やすごみ排出量（可燃のみ、家庭+事業）	556.9g（2022年度）	512.5g ^{※1}
総資源化率	33.3％（2022年度）	40.3％ ^{※2}
フードドライブの回収拠点数	2か所（2024年度）	6か所

※1：青梅市一般廃棄物処理基本計画に記載の推計値より計算

※2：青梅市一般廃棄物処理基本計画に記載の推計値

ア ごみ減量社会の構築

生産・流通・消費の各段階における廃棄物の発生・排出抑制を啓発し、ごみの減量化を図ります。また、市民、事業者、市の共創による将来的な「ごみ減量」社会の構築を目指し、廃棄物の削減を推進します。

・具体的施策1 環境負荷の少ない製品の普及

その素材や製品が、製造・使用・廃棄、さらにはリサイクルといったライフサイクル*を送る過程で、どれほどの資源を消費し、どれほどの環境影響を与えたかを分析・評価するLCA（ライフサイクルアセスメント）*等による、環境負荷の少ない製品の製造を啓発し、ごみの減量を進めます。

製品の購入においては、環境負荷の少ない商品選択を推進します。

・具体的施策2 ごみの減量

日常からごみの発生量を減らすように、ライフスタイル、ビジネススタイルの見直しを啓発します。

・具体的施策3 廃棄物処理・リサイクル費用の認識

燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみ等の収集・処理・リサイクルの仕組みや費用を、市民、事業者等が広く認識できるよう、情報提供や啓発を行います。

【 取組事例 】

市民	・エコマーク製品やリサイクルされた製品を優先して購入します。 ・各自ができるごみの減量方法を考え、できることから実践します。 ・市内で排出されるごみの量、質、処理やリサイクルにかかる費用に関心を持ち、家庭でのごみの減量と資源化に取り組めます。 ・生ごみの堆肥化に取り組めます。
市民団体	・市や事業者と共創し、ごみ減量について、情報発信、キャンペーンを行い、ごみ処理にかかる環境負荷低減を啓発します。 ・市民や事業者と共に、ごみ減量活動を行います。 ・ごみの減量活動への参加・協力を呼びかけます。
市	・備品等の購入時には、環境負荷の少ない製品を選択します。 ・公共施設建設には、LCA（ライフサイクルアセスメント）を取り入れます。 ・ごみ処理に関する情報発信を行い、現状を周知するとともに、ごみ減量のアイデアの募集、協力依頼を行います。 ・市民団体や事業者と共創し、ごみ減量に向けた情報発信、キャンペーンを行い、ごみ処理にかかる環境負荷について啓発します。 ・市内で発生するごみの質、量、処理やリサイクルにかかる費用等について、市の HP や Web 動画等で公表し、ごみの減量や資源化への協力を呼びかけます。 ・エコセメントの取組を継続します。
事業者	・分別やリサイクルしやすい製品、環境負荷の少ない製品を開発します。 ・生産段階より製品の素材の選択、包材の簡素化に努めます。 ・資源回収業や再資源化産業等と連携を図り、再生原材料の利用を検討します。 ・LCA（ライフサイクルアセスメント）の導入を進めます。 ・ごみの排出削減目標を定め、削減に努めます。 ・市や市民団体と共創し、ごみ減量に向けた情報発信、キャンペーンを行い、ごみ処理にかかる環境負荷について啓発します。 ・市内で排出されるごみの量、質、処理やリサイクルにかかる費用に関心を持ち、事業所でのごみの減量と資源化に取り組めます。
滞在者	・滞在中に発生したごみは、適切に処理します。

イ 4R の推進

リフューズ（不要なものを断る）、リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（再生利用）の優先順位で、4Rを推進し、ごみの減量を進めます。

・具体的施策4 リフューズ・リデュースの推進

過剰包装・過剰梱包の廃止、ばら売り・量り売りの促進、マイバッグの持参等、ごみの発生抑制について啓発し、ごみ減量を推進します。

・具体的施策5 リユース・リサイクルの推進

修理・リフォーム・再商品化の技能者の支援・育成等により、リユースを推進します。また、ごみ分別の徹底の周知や、資源回収をさらに励行して、リサイクルに積極的に取り組みます。

・具体的施策6 4R 教育の推進

多くの市民が4Rについての理解を深められるように、様々な方法で学習の機会を設けます。



【 取組事例 】

市民	・ごみの分別を徹底します。 ・リターナブル*製品を優先して購入し、返却します。 ・過剰包装を断り、バラ売り・量り売りで購入します。 ・マイバッグを持参し、レジ袋を断ります。 ・ものを大切に長く使います。 ・リユース・リサイクル商品を購入・使用します。 ・地域のリサイクル活動（集団回収、フリーマーケット）に参加します。 ・生ごみの堆肥化に取り組みます。
市民団体	・地域のリサイクル活動（集団回収、フリーマーケット）に協力します。 ・資源回収活動に参加します。
市	・4R 運動推進のための情報を提供します。 ・ごみ分別の周知・啓発活動を行います。 ・環境負荷の少ない商品（リターナブル・リサイクル製品等）の購入・使用を推進します。 ・リサイクル推進協力店を支援します。 ・レジ袋を使用しない、マイバッグ持参運動を推進します。 ・収集したごみの資源化を推進します。 ・地域のリサイクル活動（集団回収、フリーマーケット）を支援・推奨します。 ・授業や学校活動において、児童・生徒に4R についての学習機会を設けます。 ・WEB 動画等を活用し、誰もが4R について学習する機会を増やします。
事業者	・環境負荷の少ない商品（リターナブル製品等）を開発し、普及に努めます。 ・レジ袋購入者にマイバッグ持参への協力を呼びかけます。 ・家庭用電化製品・自転車・おもちゃ等の修理・リフォーム・再商品化に取り組みます。 ・事業活動の中で廃棄物の分別を徹底し、資源として活用します。 ・修理、リフォーム、再商品化の技能者の支援・育成に取り組みます。 ・地域のリサイクル活動（集団回収、フリーマーケット）に参加・協力します。
滞在者	・リターナブル製品を優先して購入し、返却します。 ・過剰包装を断ります。 ・マイバッグを持参し、レジ袋を断ります。 ・リユース・リサイクル商品を購入・使用します。

ウ プラスチックごみの削減

プラスチックは、自然分解性に乏しく、環境中に放置されても長期間残存するため、使用済みプラスチックのポイ捨てや不法投棄による環境への影響は長期間にわたります。さらに、近年はマイクロプラスチックによる生物への悪影響も懸念されているため、プラスチックの適正な使用、使用済みプラスチックの適正な処理に努めます。

・具体的施策7 プラスチックの利用削減

プラスチックの使用量削減のため、プラスチックを使用しない製品、使用量の少ない製品の利用を推奨します。特に使い捨てのプラスチック製品については、使用を避けるように啓発します。

・具体的施策8 プラスチックのリユース、リサイクルの推進

プラスチック製品のリユース、リサイクルを推進します。



出典：環境省

【 取組事例 】

市民	・使い捨てプラスチックの削減のため、できるだけ繰り返し使用できる製品を選択します。 ・使い捨てプラスチック製品を購入する場合は、必要な分だけ購入します。 ・プラスチック製品を資源と考え、積極的にプラスチック製品の分別・回収に協力します。 ・家庭から出るプラスチックごみについては、自治体の分別ルールに従い、分別・回収・リサイクルに協力します。
市民団体	・プラスチックごみの問題について、啓発活動を行います。
市	・プラスチック類の問題やリサイクルについて、情報発信を行います。 ・プラスチック類の再資源化、燃料化（サーマルリサイクル）を進め、プラスチック類の全量リサイクルを推進します。
事業者	・製品開発の際は、プラスチック量の少ない製品を心がけます。 ・容器包装プラスチックは、必要最小限となるよう工夫します。 ・再生プラスチックやバイオマスプラスチックを利用した商品等の開発、販売促進に努めます。 ・経営者、従業員の一人ひとりがプラスチックごみの削減に協力します。
滞在者	・プラスチックごみの削減に協力します。

エ 食品ロスの削減

食品ロスは、食べられるのに捨てられてしまう食品のことで、その食品が無駄になるだけでなく、製造や廃棄にかかる費用やエネルギーも無駄になっています。

食品ロスの削減は経済的に節約になるばかりでなく、エネルギー問題、環境問題、貧困問題等多くの社会問題への取組にもつながることから、積極的に取り組む必要があります。

・具体的施策9 食品ロスの削減

計画的な買いもの、適切な保存、賞味期限の近い食品の優先消費、余った食材の効率的な消費、フードドライブへの協力等、食品ロスの削減を呼びかけます。

【フードドライブ】

フードドライブとは、地域社会やコミュニティが協力して、余った食品を集めて必要としている人々や家庭に提供する活動で、家庭や企業、学校等から食品を寄付して頂き、それを食品バンクや福祉団体、食事提供施設等に届ける活動です。

主に保存のきく食品（缶詰、乾燥食品、パスタ、米等）が対象となります。

対象となる主な食品

缶詰 乾物 嗜好品 飲料 (アルコール除く)
インスタント食品 レトルト食品 調味料 など

食品の条件

- 賞味期限が1ヶ月以上のもの
- 未開封のもの
- 包装や外装が破損していないもの
- 冷蔵・冷凍食品でないもの
- びん詰めでないもの
- アルコール類でないもの

注意事項

- 受け取りの際に種類や賞味期限等を確認させていただきます。
- お持ちいただいた食品の状態や種類によっては、お持ち帰りいただく場合がございます。

受付場所・受付日時

受付場所: 市役所5階 清掃リサイクル課窓口
受付日時: 月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時まで

受付場所: 住友金属鉱山アリーナ青梅窓口
受付日時: 午前9時～午後9時まで
※施設休館日を除く

令和6年6月1日から新設!

出典: 青梅市 HP

【取組事例】

市民	- 食品は必要量を購入し、料理は食べきれ分を作ります。 - 余った食材も工夫して料理に使います。 - 外食時は食べきれる量を注文します。 - 買いすぎた食品や余った贈答品はフードドライブ等へ寄付します。
市民団体	- 食品ロスの削減の重要性や実施方法を呼びかけます。 - フードドライブの運営に協力します。
市	- 市民、事業者へ食品ロス削減への協力を依頼します。 - 食品ロスの現状把握に努めます。 - イベント等で食品ロスの削減について啓発します。 - 余剰農産物のフードドライブへの利用を検討します。
事業者	- 食品は必要量を仕入れ、過剰生産を防止します。 - 適正な賞味期限の表示に努め、必要以上に短期間としません。 - 食品の配送時の汚れや破損を削減します。 - 小売り時には小容量販売、バラ売り、量り売りを行い、売り切るようにします。 - 小売店では手前取りへの協力を啓発します。 - 外食産業では、調理ロス削減、食べきり運動の周知活動、提供サイズの見直し、自己責任による持ち帰りへの協力を行います。
滞在者	- 食品は必要量を購入し、料理は食べきれ分を作ります。 - 外食時は食べきれる量を注文します。

基本方針2 廃棄物を適正に処理する

ア 一般廃棄物の適正処理

燃やすごみは西多摩衛生組合環境センターで、燃やさないごみ、容器包装プラスチックごみ、資源物、粗大ごみ等は青梅市リサイクルセンター等で処理を行っています。

一般廃棄物を経済的、効率的に処理できるよう、計画的な施設整備や体制整備に努めます。また、不法な廃棄物処理を防止するための取組を推進します。

・具体的施策10 ごみ処理体制の整備

ごみの排出状況に即した収集・処理方法の検討やごみ処理施設の維持管理等に努めます。

・具体的施策11 ごみの自家焼却等の防止

ごみの自家焼却や野焼き等の抑止を継続し、ごみの適正処理の推進と同時に、大気汚染の防止に努めます。

・具体的施策12 災害廃棄物の適正処理

災害時に発生する、被災した家屋や事業所で生じる廃棄物、避難所から排出される生活ごみ等、災害に起因する廃棄物は、災害廃棄物処理計画に従い適正に処理します。

イ 産業廃棄物等の適正処理

マニフェスト制度*を遵守し、環境への負荷軽減のため適正処理、減量化・再資源化に努めます。

・具体的施策13 産業廃棄物の適正処理

マニフェスト制度の遵守、産業廃棄物の適正処理・資源化に努めます。

・具体的施策14 建設発生土の適正処理

建設発生土*の適正処理および減量化・再資源化に努めます。

【 取組事例 】

市民	・ごみの焼却処理について学習します。 ・剪定枝等の資源化に協力します。 ・分別を徹底し、資源になるものを増やします。 ・野焼き、自家焼却を行いません。 ・不適合焼却炉によるごみ焼却をしません。 ・災害廃棄物は排出段階での分別を徹底します。
市民団体	・災害ボランティアは市と連携して災害廃棄物の片付け等に協力します。
市	・分別収集体制の充実に努めるとともに、より経済的・効率的な収集・処理方法の検討に努めます。 ・ごみ処理施設の計画的な整備・更新等を行います。 ・ごみ等の自家焼却に関する規制を徹底します。 ・災害発生時は、災害廃棄物処理計画に従い適正に処理します。
事業者	・不適合焼却炉によるごみ焼却をしません。 ・事業系廃棄物（事業系一般廃棄物および産業廃棄物）はルールに従い適切に扱います。 ・事業場から排出される災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に努めます。
滞在者	・訪れた地でのごみ焼却の規制に協力します。

【 取組事例 】

市民	・周辺の不法投棄等の環境汚染に関心を持ちます。
市	・不法投棄の実態を把握し、対応していきます。 ・建設発生土の活用について、運用・指導を行い、事業者間でスムーズに活用できるようにします。
事業者	・不法投棄禁止の徹底および建築廃材の適正処理を行います。 ・リサイクルを徹底し、マニフェスト制度を遵守します。 ・建設発生土の処理や、一時保管場所等のネットワークの形成と相互利用を進めます。 ・事業系廃棄物（事業系一般廃棄物および産業廃棄物）はルールに従い適切に扱います。

(5) エネルギー

エネルギーの望ましい環境像

持続可能で環境負荷の少ないまち



【現状と課題】

●温室効果ガスの削減

温室効果ガスの増加は、地球温暖化の主な原因とされており、地球温暖化による気候変動は、異常気象の頻発、氷河の融解、海面上昇、生態系の破壊等、地球規模での深刻な影響が懸念されています。温室効果ガスの排出を削減することは、これらの影響を緩和し、地球の気候システムの安定化を図ることにつながります。そのため、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの積極的利用が重要です。

●エネルギーの利用状況

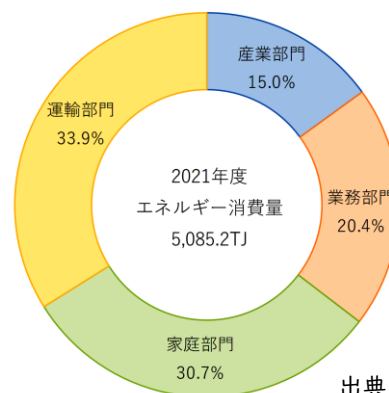
本市のエネルギーの使用割合は、運輸部門が最も大きく33.9%を占めており、次いで家庭部門が30.7%であることから、この2部門の省エネルギーの推進が必要です。

特に、本市は、自家用車への依存割合が高いため、移動にかかるエネルギー使用量の削減に向けて、鉄道やバス等公共交通機関の利用促進が課題となっています。

●再生可能エネルギー

再生可能エネルギーの導入は、温室効果ガスの削減だけでなく、非常時のエネルギー確保等でも効果が見込まれます。

再生可能エネルギー導入に当たっては、太陽光発電の他、蓄電池等の新技術を積極的に取り入れるとともに、バイオマスや小水力等、多様な再生可能エネルギーの可能性を調査研究し、エネルギーの地産地消を推進していく必要があります。



出典：「オール東京 62 市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

部門別エネルギー消費割合（2021年度）

基本方針1 温室効果ガス排出量を低減する

【 環境目標 】

指標	現状値(年度)	目標値(年度)
市域のCO ₂ 排出量※1	615.4千t-CO ₂ (2013年度)(基準年度) 2013年度比、24.1%(148.6千t-CO ₂)削減(2021年度)	2013年度比、46%(283.1千t-CO ₂)削減 プラスさらなる高み(削減量の+α)を目指す(2030年度) 2013年度比、56.5%(347.7千t-CO ₂)削減(2034年度)
市役所のCO ₂ 排出量※2	9,630.7t-CO ₂ (2013年度)(基準年度) 2013年度比、22.0%(2,114.7t-CO ₂)削減(2022年度)	2013年度比、50%(4,815.3t-CO ₂)削減(2030年度) 2013年度比、60%(5,778.4t-CO ₂)削減(2034年度)

※1:2030 年度目標は 2013 年度比 46%削減とし、2034 年度目標は 2050 年カーボンニュートラルを満たす場合の排出量からバックキャストにより計算しました。

※2:電気の排出係数*は基礎排出係数を用い、2030 年度目標は「政府実行計画」を参考に 2013 年度比 50%削減とし、2034 年度目標は 2050 年カーボンニュートラルを満たす場合の排出量からバックキャストにより計算しました。

ア 温室効果ガスの削減

市域からの温室効果ガスの排出量は、近年減少傾向にありますが、気候変動による年平均気温の上昇や、猛暑日の増加が続いています。そのため、これまで以上に温室効果ガスの排出量削減に取り組む必要があります。

・具体的施策1 温室効果ガス削減の推進

日常生活や経済活動により発生する温室効果ガスを削減するため、省エネルギー型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を推進し、また設備更新の際には省エネルギー型機器の採用を推進します。再生可能エネルギーの利用の推進のため、市が率先して導入を進めるとともに、市民、事業者の導入補助を進めます。

【 取組事例 】

市民	・温室効果ガスの削減に向け、省エネルギー活動の推進、省エネルギー機器や次世代自動車の導入を積極的に進めます。 ・公共交通機関を積極的に利用します。 ・自動車の買い替えの際は、次世代自動車を検討します。
市民団体	・地球温暖化対策や温室効果ガス削減の方法に関する情報発信、講習会の開催等に協力します。
市	・「地球温暖化対策実行計画(区域施策編、事務事業編)」に従い、市域および事務事業による温室効果ガス排出量を算定・公表し、削減の取組を進めます。 ・省エネルギー型のライフスタイル・ビジネススタイルの普及啓発を行います。 ・市の施設には、積極的に太陽光発電設備を設置します。 ・太陽光発電設備の設置について、市民、事業者への補助を検討します。
事業者	・事業の実施にともなう温室効果ガスの排出削減に努めます。
滞在者	・観光等には、できるだけ公共交通機関を利用します。

基本方針2 エネルギーを有効に活用する

【 環境目標 】

指標	現状値(2022年度)	目標値※(2034年度)
市民1人1ヶ月当たりの電力使用量	367kWh/人・月	278kWh/人・月

※目標値は2022年度と2034年度の家庭部門の排出量、および人口推計から設定しました。

ア 省エネルギーの推進

地球温暖化の原因となる温室効果ガスは、化石燃料に依存する日常生活や経済産業活動から発生しています。地球温暖化の影響は、自然災害の頻発等、既に私たちの身近なところに現れはじめています。

日常生活や経済産業活動を見直し、少しでも化石燃料の使用を減らしていくため、社会全体で省エネルギー活動を実践していきます。

・具体的施策2 ライフスタイル、ビジネススタイルの見直し

ライフスタイル、ビジネススタイルの見直しや、省エネルギー行動を推進します。

・具体的施策3 省エネルギー機器・設備の導入促進

家庭や事業所における省エネルギー型の機器・設備の導入を促進します。

・具体的施策4 環境負荷の少ない製品の製造と購入

環境負荷の少ない製品の製造、生産技術の開発・改良、流通・廃棄・リサイクルシステム等、LCA(ライフサイクルアセスメント)の導入を推進します。また、環境負荷の少ない製品の優先的購入(グリーン購入*)を推奨します。

・具体的施策5 移動時におけるエネルギー消費の削減

通勤・通学や流通の効率化、電動バス等新技術の導入を推進し、移動にかかるエネルギー使用量の削減を進めます。

【 取組事例 】

市民	・ライフスタイルを見直し、節電・節ガス・節水に努めます。 ・住宅設備や家電製品に省エネルギー機器・設備を導入します。 ・グリーン購入を心がけます。 ・公共交通機関を積極的に利用します。 ・短距離の移動は、徒歩や自転車で移動します。 ・自動車の買い替えの際は、次世代自動車を選びます。
市民団体	・省エネルギーに効果のある、ライフスタイル・ビジネススタイルの見直しについて情報発信し、市の環境学習に協力します。 ・公共交通機関の利用向上について、市民に呼び掛けるとともに、市や公共交通事業者アイデアを提供します。
市	・省エネルギーに効果のある、ライフスタイル・ビジネススタイルの見直しについて、自ら行うとともに、啓発活動のため環境学習を開催します。 ・市民の省エネルギーの取組を支援します。 ・グリーン購入を推進します。 ・公用車の導入の際は、次世代自動車を選びます。 ・環境に配慮した電力調達契約締結に努めます。 ・市民のために、「環境にやさしい」という観点で見た、具体的な商品や企業の情報を提供します。 ・交通管理者と協議し、自転車道(通行帯)の必要性を検討します。 ・市民の新たな移動手段として、グリーンスローモビリティやデマンド交通の導入を検討します。
事業者	・ISO14001*等の環境マネジメントシステムを取得することにより、省エネルギーに取り組みます。 ・業務用自動車の買い替えの際は、次世代自動車を検討します。
滞在者	・観光、レジャー等における省エネルギーに取り組みます。

イ エネルギー高度利用の推進

省エネルギーの推進には、個々の省エネルギー活動に加え、私たちのくらす地域社会等の社会基盤（インフラ）や社会システムそのものを省エネルギー型へと転換していくことが必要です。

そのため、住宅等建物の省エネルギー性能の向上、電力使用量の見える化等省エネルギー技術の普及啓発、再生可能エネルギーを活用した自立分散型電源への移行等、エネルギー利用の効率化・高度化に向けた対策を推進します。

・具体的施策6 建築物の省エネルギー対策、EMS（エネルギー管理システム）導入の促進

建築物の建て替えや修繕には、高断熱化、省エネルギー機器、エネルギー管理システムの導入を推進し、エネルギー消費量の少ない建築物の増加に努めます。

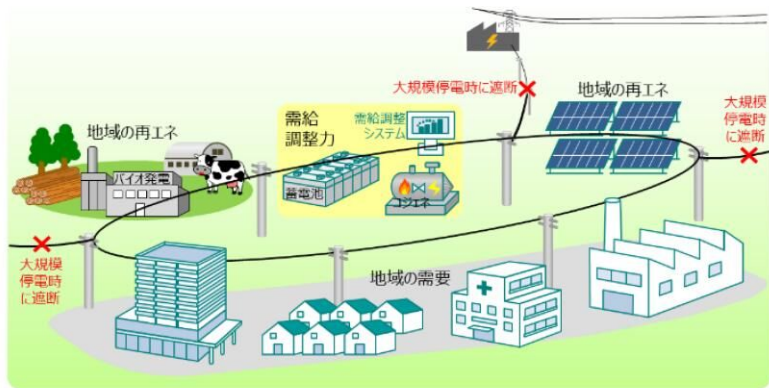
【 取組事例 】

・具体的施策7 スマートローカル青梅の実現による省エネルギーの推進

スマートローカル青梅*を推進し、市役所業務の効率化による省エネルギー、各種申請のオンライン化による、市役所への移動に要するエネルギーの削減等、DXを推進し省エネルギー社会の実現に向け、各種施策を進めます。

・具体的施策8 再生可能エネルギーと地域マイクログリッドの検討

卒FIT電源や蓄電池を利用し、デマンドレスポンスに対応した地域マイクログリッドの構築を検討し、効率的なエネルギー利用や災害・停電時の速やかな復旧に適した、自立分散型電源の確保を目指します。



地域マイクログリッド

出典：経済産業省

市民	・住宅の新築や改築の際には、高断熱・長寿命等、省エネルギー性能が高く、環境負荷のより少ない住宅を建築、選択します。 ・HEMS（家庭内エネルギー管理システム）*や高効率給湯器等の省エネルギー設備の導入を検討します。 ・太陽光発電機器等の設置等再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、自然採光や自然通風等自然エネルギーの積極的な利用を進めます。
市民団体	・スマートローカル青梅の実現や省エネルギー社会の推進に協力するとともに、啓発活動や環境学習を行います。
市	・国や都の制度を周知します。 ・施設設備改修時には、省エネルギー、省CO₂型の設備改修に努めます。 ・DXを推進し、省エネルギー社会の実現を進めます。 ・地域マイクログリッドについて、調査、情報収集を進めます。
事業者	・建物の設計・整備に当たっては、省エネルギー性能が高く、環境負荷のより少ない形態や資材、工法を選択します。 ・事務所・工場等の新築や改築の際には、高断熱・長寿命等、省エネルギー性能が高く、環境負荷のより少ない建物を建築、選択します。 ・太陽光発電機器等の設置等再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、自然採光や自然通風等自然エネルギーの積極的な利用を進めます。 ・BEMS（ビルエネルギー管理システム）*や高効率給湯器等の省エネルギー設備の導入を検討します。

基本方針3 再生可能エネルギー等の利用を促進する

【 環境目標 】

指標	現状値 ^{※1} (2022 年度)	目標値 ^{※2} (2034 年度)
市域の再生可能エネルギーの導入量	24,329MWh	130,501MWh

※1:現状値の出典は自治体排出量カルテ(環境省)

※2:目標値は 2050 年カーボンニュートラルを満たす再生可能エネルギーの導入量から計算しました。

ア 再生可能エネルギー等の利用促進

再生可能エネルギーの利用は、化石燃料の使用量削減につながり、地球温暖化の防止に貢献します。さらに、災害時に活用できる地域独自のエネルギーとしての期待も高まっています。

本市の地域資源を踏まえ、再生可能エネルギー等を積極的に導入していくことで、地球温暖化の防止と災害への備えを両立していきます。

・具体的施策9 太陽光発電システム等の普及・促進

太陽光発電、太陽熱利用は、一般家庭にも導入しやすい再生可能エネルギーであるため、普及・促進を積極的に行っていきます。

・具体的施策10 BDF(バイオディーゼル燃料)の利用促進

家庭から回収した廃食用油をBDF(バイオディーゼル燃料)*化し、公用車等の燃料として活用していきます。

・具体的施策11 公共施設の^{ゼブ}ZEB対応の促進

市が率先して行う取組として、今後建築する公共施設については、原則ZEB Oriented^{※3}相当以上とし、2030(令和12)年度までに新築建築物の平均でZEB Ready^{※4}相当となることを目指します。

※3:ZEB Oriented:30~40%以上の省エネルギー等を図った建築物

※4:ZEB Ready:50%以上の省エネルギーを図った建築物

・具体的施策12 その他の再生可能エネルギー等の導入検討

再生可能エネルギーには、小水力、バイオマス、地中熱等、様々なエネルギーがあります。それらについても調査研究を進め、エネルギーの効率的な活用を図ります。

また、再生可能エネルギーの効率的な利用に大きな役割を果たす蓄電池の導入を推進します。

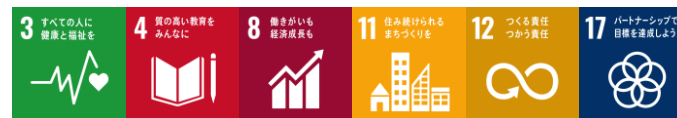
【 取組事例 】

市民	・太陽光発電や太陽熱利用等、身近な再生可能エネルギーの導入を検討します。 ・廃食用油の回収に協力します。
市民団体	・再生可能なエネルギーの学習・実践に取り組みます。
市	・住宅や事業所、公共施設の屋根を活用した太陽光発電の普及に努めます。 ・小水力、木質バイオマス、地中熱等の多様な再生可能エネルギーの可能性を調査研究します。 ・廃食用油を BDF(バイオディーゼル燃料)化し、公用車等の燃料として活用します。 ・コージェネレーションシステムの普及啓発を図ります。 ・再生可能エネルギー等の効率的利用に向けて、蓄電池等の導入促進を図ります。 ・食品系バイオマス利用設備の導入や未利用熱利用方策等について調査研究します。 ・公共施設の ZEB 化に努めます。
事業者	・再生可能な自然エネルギーの導入を検討します。 ・コージェネレーションシステムの導入を検討します。 ・木質バイオマスを活用した技術開発に取り組みます。 ・生ごみ・家畜ふん等を利用した技術開発に取り組みます。

(6)ひととくらし

ひととくらしの望ましい環境像

市民がつくる未来のふるさと＝循環と共生のまち



【現状と課題】

●まち・ふるさと

私たちは便利で快適で効率のよい生活を享受し、物質的な豊かさに重きを置いた「線形・規格大量生産型の経済社会システム」をつくってきました。その反面、身近な自然を愛でたり、日常的な近所づきあいを大切にする等、ふるさとの情景ともいえるべき、こころの原風景は失われつつあります。今後、こころの豊かさを重視し、これまでの経済社会システムから「循環・高付加価値型の経済社会システム」へ転換していくとともに、一人ひとりが尊重し合う「こころの環境」を育んでいくことによる、「持続可能な社会」「ウェルビーイング」の実現が求められています。

その実現には、身近な自然や、青梅にくらす、すべての人々に対する思いやりのところが重要です。ひとや自然に対する思いやりのところとは、日常のあいさつやポイ捨ての防止、ペットの排泄物の片付け等、くらしのマナーのことで、誰もが当然のこととして実践できる社会の実現が求められています。

また、「未来のふるさと」の実現のため、気候変動に適応しつつ、ひとにやさしいユニバーサルデザイン*を導入した、安らぎのある地域づくりを進めること、そしてこれらを将来にわたり継続するため、環境にかかわる「人財」を育成することが求められています。

●共創

近年の環境問題や社会問題は、高度化・複雑化しており、行政だけで問題解決への方針や施策等を定めることが難しくなっています。市民や事業者等の各主体が協力し、それぞれの持つ知識やノウハウを最大限活用して新しい問題への対策を作り出していくことが求められます。

そのため、政策立案、実行、チェック等様々な場面での市民参加等の共創を広げ、互いを認め合い尊重する体制を確立していく必要があります。

●歴史と文化

青梅のまちは、かつて宿場町として栄えた歴史の面影を残すまちなみがあり、寺社仏閣等の文化遺産に加えて、祭礼や伝統文化、古くからの生活技術等が数多く残されています。市内の6割以上を占める森林と市内を流れる河川もまた、私たちのまちやくらしを大きく特徴づける景観といえます。

それらは私たちの先人達が、青梅の風土にあったくらしの知恵の結晶として、脈々と受け継いできたものです。

私たちがこれからも豊かにくらししていくために、その知恵の宝庫である歴史や文化から多くを学ぶとともに次世代に受け継いでいくことが重要です。



旧宮崎家住宅



勝沼城跡

基本方針1 こころが通い合う「ふるさと」を育む

【 環境目標 】

指標	現状値	目標値(2034 年度)
環境についてのセミナー、講演会等の開催数	3 回	4 回

ア 人や生き物を思いやるこころの育成、マナーの向上

自然環境がすばらしく社会環境が整っているとともに、多様性や違いを認め合うこころの環境も重要です。自然、社会、こころの3つの環境がつながり互いに補いあうことにより、人や生き物を思いやるこころを育成し、くらしやすい環境を整備していきます。

また、思いやるのこころや、環境負荷の少ない地域社会を創るには、多くの人々が相互に理解し、協力し、くらしのマナーを守ることが必要です。

・具体的施策1 自然の豊かさ、尊さを知る環境学習の推進

自然の豊かさや尊さを理解し、自然の恵みをくらしに活かせるよう、環境学習を推進します。

・具体的施策2 一人ひとりが地域の中で活躍できるまちづくり

多様性を認め合い、一人ひとりが健やかにくらせるまちを目指し、様々な人が交流する機会づくりを推進します。

・具体的施策3 生活ルール・マナーの遵守

ごみ出しのルール、環境美化、喫煙マナー、ペットの飼育マナー等、誰もが気持ちよくくらせるように、皆が守るべきルールやマナーを啓発します。

【 取組事例 】

市民	・生き物に関心を持ち、生態を知ります。 ・自然素材の恵みを活かすライフスタイルについて考えます。 ・生ごみや落ち葉の堆肥化を通して、自然の循環を体験します。 ・人に挨拶をすること、こころで接すること、信頼感をもちあうことを大事にします。人には笑顔で接し、ユーモアを大事にします。 ・観光ごみは必ず持ち帰り、不法投棄やポイ捨てをしません。 ・市の環境美化活動に協力します。 ・喫煙者は、非喫煙者への思いやりを持ち、喫煙場所を守り、路上や公園等にタバコのポイ捨てをしません。 ・ペットの排泄物は責任を持って飼い主が片付けます。
市民団体	・環境学習に協力します。 ・自然素材の恵みを活かすライフスタイルを提案します。 ・喫煙者や非喫煙者に与える健康への影響を広く知らせます。
市	・環境学習の機会を作ります。 ・幅広い市民の交流の機会を作ります。 ・道路の植え込みや公園等への不法投棄に適切に対処します。 ・定期的なパトロールを実施します。 ・観光ごみの持ち帰り運動を推進します。 ・ごみ排出ルールの徹底に取り組みます。 ・ペットの飼い主のマナー向上について啓発します。
事業者	・人や生き物を大切にしながら事業を行います。 ・自然を活かすライフスタイルを提案します。
滞在者	・自然を脅かさないようにします。 ・ごみのポイ捨てをしません。 ・喫煙マナーを守ります。 ・大声で騒ぐ等の、迷惑行為は行いません。 ・サステナブル・ツーリズム*、レスポンシブル・ツーリズム*を心がけます。

イ やすらぎのある地域づくり

気候変動に適応したまちづくりを進めるとともに、高齢者やこども、障がい者（児）、青梅市にくらすすべての人が、地域の中で役割や生きがいを持ち、支え合い、助け合うことで、安心してらせる、やすらぎのある地域づくりを推進します。

・具体的施策4 気候変動に適応したまちづくりの推進

青梅市地球温暖化対策実行計画に示した、気候変動適応策を推進し、涼み処の設置や周知、熱中症の注意喚起等、暮らしに関する適応策を推進します。

・具体的施策5 公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進め、すべての人が安心して生活できる環境整備に努めます。

・具体的施策6 安心して歩ける道路環境の整備

歩道の整備や補修、歩行者等の安全を確保した道路工事の実施、大型車の交通マナーの向上等に取り組み、安全に歩ける道路環境を整備します。

ウ 環境にかかわる「人財」の育成

環境に対する取組を進めるには、環境に詳しい「人財」が必要です。環境に詳しい「人財」の育成を推進し、多くの場面で活躍することで、豊かな環境を未来に引き継いでいきます。

・具体的施策7 研修会の開催

環境についての知識や取組の手法を周知するため、研修会を開催します。研修会資料は、参加者が復習しやすいように、また非参加者が自己学習できるように、市のHP等で公表します。

・具体的施策8 情報交換の場

環境問題は常に新しい発見や、これまでとは異なる視点による指摘等が行われているため、情報のアップデートが必要です。環境にかかわる「人財」同士が情報交換を行うことで、最新の情報を共有できるように情報交換の場を設けます。

【 取組事例 】

市民	・熱中症警戒情報が出された場合は、周囲の人と情報を共有し、外出する場合は水分や塩分を用意する等、十分に注意します。 ・バリアフリー化して欲しい場所を提案します。 ・自転車は交通ルールを守り、歩道の通行が許可されている場合でも、歩行者を優先します。 ・歩道に車両を止めません。
市民団体	・ユニバーサルデザインのまちづくりについて、検討・提案します。
市	・熱中症警戒情報が出された場合は、市民に情報を周知します。 ・涼み処の設置を推進し、設置状況を周知します。 ・水害や土砂災害のハザードマップ*、災害発生時の避難経路、行動指針を周知します。 ・公共施設やまちづくりで、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に取り組みます。 ・だれもが安心して歩ける道路を整備します。 ・自転車・自動車の運転マナー向上に向けた啓発を行います。 ・道路や建物の工事の際は歩行者の安全確保を指導します。 ・電線類の地中化に取り組みます。
事業者	・熱中症警戒情報が出された場合は、職員に情報を周知します。 ・涼み処の設置に協力します。 ・安心できる地域づくりに協力します。 ・店舗・事業所等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に取り組みます。
滞在者	・自動車、自転車の運転マナーを守ります。

【 取組事例 】

市民	・環境の研修会に参加し、環境にかかわる「人財」を目指します。
市民団体	・環境の研修会を市との共創、もしくは単独で開催し、「人財」育成に貢献します。
市	・環境の研修会を市民団体との共創、もしくは単独で開催し、「人財」育成の場を提供します。
事業者	・環境の研修会に職員を参加させ、環境にかかわる「人財」を確保します。
滞在者	・訪れて感じたことを地域に伝えます。

基本方針2 環境のためのネットワークを共に創る

【 環境目標 】

指標	現状値	目標値(2034 年度)
NPO や企業等との協力関係の数	30 団体	30 団体
環境に関する市民座談会等の開催数	1 回	2 回

ア 多様なつながりの充実

多種多様な地域の環境問題を解決していくためには、市民、市民団体、事業者、市がつながりを築き、協力・共創していくことが必要になります。

・具体的施策9 市政への市民意見の反映

市民の意見が、市政により一層反映されるように取り組みます。

・具体的施策10 環境情報の発信・共有化

環境についての情報を市民、市民団体、事業者、市の中で相互に発信、共有できる仕組みづくりを進めます。

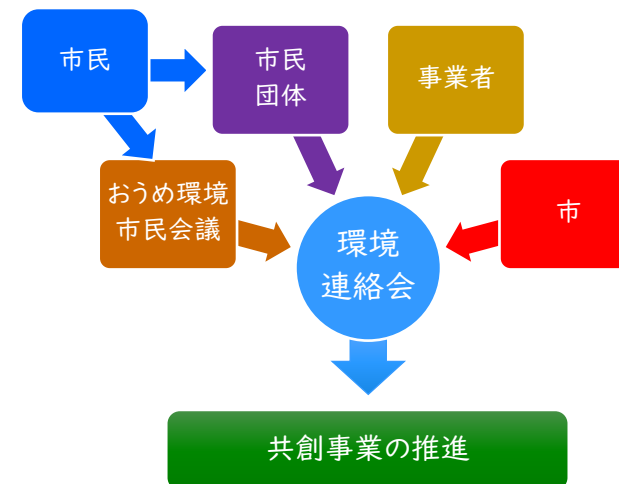
・具体的施策11 環境連絡会を中心とした共創の推進

おうめ環境市民会議、市民団体、事業者と行政による「環境連絡会」により、共創を推進します。

市は環境問題に関するテーマを提示し、環境連絡会で共創事業を検討・設定します。設定した事業は、おうめ環境市民会議、市民団体、事業者、市の担当者が集まり、互いにアイデアを出しながら推進します。

【 取組事例 】

市民	・まちの環境情報について関心を持ちます。
市民団体	・市との意見交換を密に行います。 ・市と情報を共同作成したり、共有したりします。
市	・全庁的な環境政策の推進を図ります。 ・政策立案段階からの市民参加の仕組みをつくります。 ・ホームページを充実させ、市民と市の双方向の意見交換の仕組みをつくります。 ・窓口やインターネットで環境情報を閲覧できるようにします。 ・市民団体や NPO、企業等との交流を継続します。
事業者	・環境報告書を作成する等、環境についての情報公開を進めます。
滞在者	・市民、事業者、市等と意見交換します。



イ 地域に根ざした環境への取組

豊かな環境づくりネットワークをつないでいくために、自治会・学校等で地域の自然や文化・歴史にもとづいた取組を推進します。

・具体的施策12 こどもの視点の尊重

環境施策に、未来を担うこどもの視点や考えを取り入れます。

・具体的施策13 NPO 等への支援

NPO等の市民活動団体を支援します。

・具体的施策14 市民参加によるまちづくりの推進

市民、市民グループ等が共創してまちづくりをするための場を設けます。

【 取組事例 】

市民	・NPO 等への参加や支援を行います。 ・積極的にまちづくりに参加します。
市民団体	・積極的にまちづくりに参加します。
市	・NPO 等の支援を行います。 ・市民によるまちづくりを支援します。
事業者	・地域や市民等と積極的に交流します。
滞在者	・地域や市民、事業者等と積極的に交流します。

【コラム 4 令和 6 年度中学生オンライン交流会】

2024（令和6）年12月23日に中学生オンライン交流会を開催し、中学校10校からそれぞれ4名程度、全体で45名による交流を行いました。

オンライン交流会では2つのテーマについて話し合いを行い、そのうち「青梅市の豊かな自然や緑を未来につなぐためには」では、以下のような意見がありました。

- ①自然や緑の役割
 - ・地球温暖化を防止する。
 - ・生物の住処や生き物とのふれあいの場となる。
 - ・森が土砂災害を防止する。
 - ・みどりは目に優しくリラックス効果がある。
 - ・大気の浄化、光合成が行われる場となる。
 - ・子供の自然体験や遊びの場となる。
 - ・観光資源となっている。
- ②自分たちが出来ること（他校にお願いしたいこと）
 - ・ポイ捨てをしない。
 - ・自然を守るボランティアを取り入れてほしい。
 - ・自然と触れ合う活動をしてほしい。
 - ・植樹活動や川の清掃、ごみ拾い等のボランティア活動を行う。
 - ・生徒会を中心にリサイクルに関する講座を開く。
 - ・必要以上の森林伐採やポイ捨てをしないという、環境を守る活動を行う。
 - ・林業に興味を持ってもらう活動や林業体験を行う。
 - ・青梅の林業、森の循環のために何が必要なのかについて考え行動する。
- 【青梅市へのお願い】
 - ・自然環境を活用した若い観光客向けのイベントを開催する。
 - ・地球温暖化抑制のポスターやポイ捨てされたごみの写真を掲示する。
 - ・ほかの地域に青梅の林業に興味を持ってもらう活動を行う。
 - ・青梅産の木材を用いたアスレチックや青梅の特産品を作る。
 - ・対面での話し合いのほうが良い発想も出ると思うのでお願いします。

自然やみどりを未来につなぐためにについて、多くの意見を多数いただきました。また、森林の活用や林業に関する提案もいただきました。これらについては、本計画や地球温暖化対策実行計画の策定の際に参考としました。

基本方針3 自然を育む文化・歴史を伝え創造する

ア 芸術・文化の創造と生活技術の伝承

より良い環境を実現していくためには、芸術・文化を創造し、暮らしの中に取り入れていく必要があります。そして、地域の文化や生活技術、自然や生き物に配慮した昔の暮らしを学び、後世に伝えていきます。

・具体的施策15 芸術文化を楽しむ場の充実

地域で育まれてきた芸術や文化を楽しめる場の充実を図ります。

・具体的施策16 地域文化・生活の知恵の伝承

地域に根ざした文化や生活の知恵の記録、伝承に努めます。

・具体的施策17 地域の歴史の学習と伝承

地域の昔の暮らしについて学び、後の世代に伝えるための取組を推進します。

イ 歴史的景観の保全・活用による本市固有の歴史・文化の継承

優れた歴史的資産や先人たちの暮らしとともに育まれてきたまちの風景を保全・活用し、本市固有の歴史・文化を将来に引き継いでいきます。

・具体的施策18 地域独自の骨格的・構造的な要素を生かす景観形成

景観と暮らしを特徴づけている骨格的・構造的な要素に着目し、景観形成を図ります。

・具体的施策19 協働による都市景観の形成

市民、事業者、行政が景観形成に対する共通の認識を持ちながら、それぞれの立場に応じた役割を担い、協調した取組を進めます。

【 取組事例 】

市民	・芸術を楽しむゆとりのある暮らしをつくります。 ・地域の文化や生活技術を大切にします。 ・地域の伝統行事に参加します。 ・生活の知恵を、未来を担うこどもたちへ伝えます。 ・地域の昔話を聞いたり、旧跡等を巡ったりして歴史を学びます。
市民団体	・地域の伝統行事を開催します。 ・地域の歴史の講座を開催します。 ・地域の歴史マップ、散歩マップ、お祭りマップ等をつくります。
市	・文化や生活技術等を記録し、伝承します。 ・昔話や民話・物語を、後の世代に伝えます。 ・市外の人へ郷土の文化を広く伝えます。 ・芸術・文化活動に対して積極的に支援します。
事業者	・芸術・文化活動の場を提供します。
滞在者	・地域や市民、事業者と積極的に交流します。

【 取組事例 】

市民	・自分の住むまちを愛し、美しい景観の保全に協力します。 ・自分たちの住むまちのあるべき姿を、自分たちで考え、まちづくりに参加します。
市民団体	・ふるさと景観について検討します。
市	・「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづき、自然と調和したまちなみの保全に引き続き取り組みます。 ・まちなみ保全に取り組む市民団体を支援します。 ・点在する歴史資源や風情あるまちなみ、伝統行事等を、地域に根ざした固有の歴史・文化として大切に継承します。
事業者	・まちなみを貴重な観光資源として保全する努力をします。 ・「青梅市の美しい風景を育む条例」に配慮し、優れた景観づくりに協力します。
滞在者	・美しい景観の保全に協力します。

第5章 計画推進のしくみ

1. 計画の推進・進管理組織

計画を実効性のあるものとしていくため、計画の進管理は、PDCAサイクルを用いて、[PLAN・計画]→[DO・実行]→[CHECK・点検]→[ACTION・改善]という流れで行います。このPDCAサイクルは、1年を基本単位として実施しますが、進捗状況や社会状況の変化に対応するため、必要に応じて計画本体の見直しを行います。

環境審議会

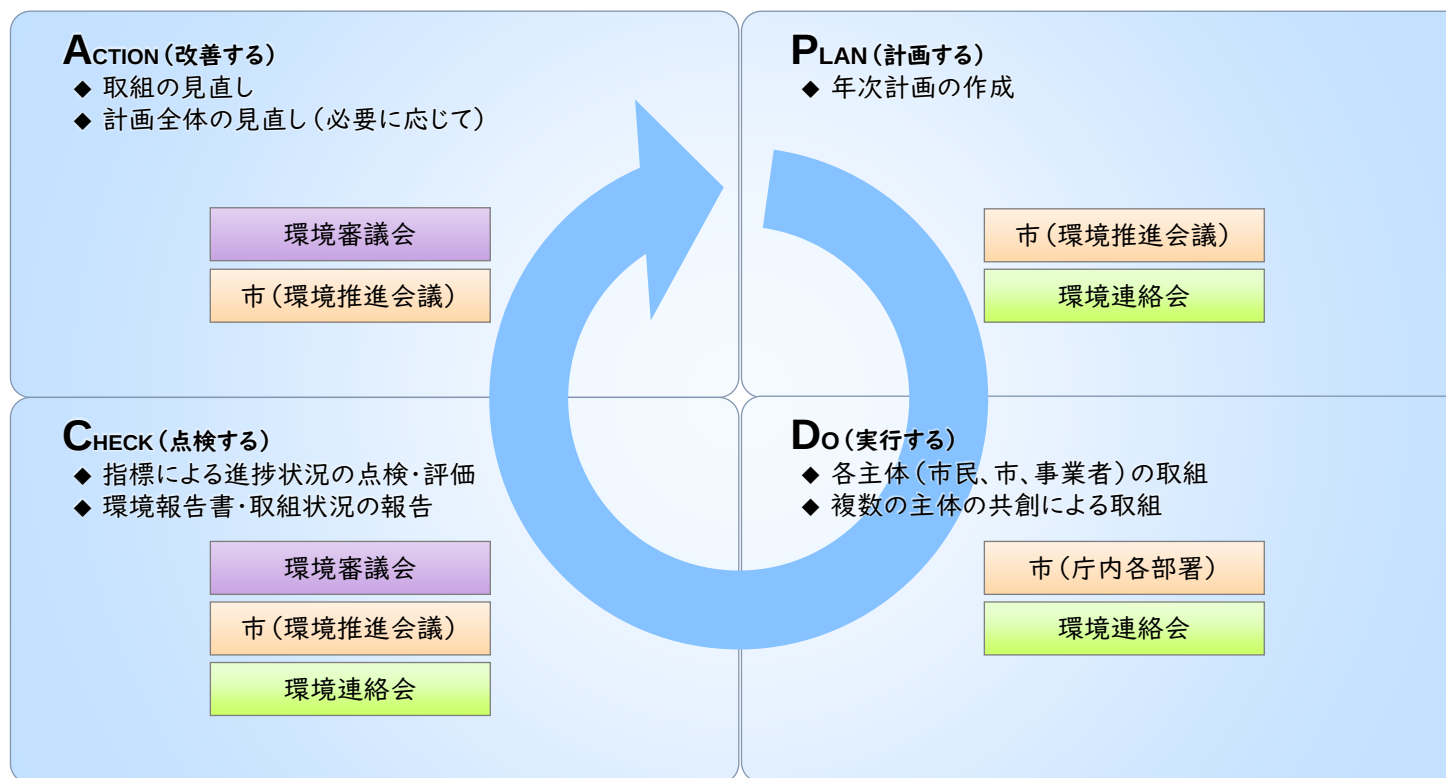
市長からの諮問に対し調査審議の後、答申する。
市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議する。

環境推進会議

市内各部署からなる組織で、市の環境の保全等に関する施策について検討し、推進する。本計画の進管理、全体の環境マネジメントを行う。

環境連絡会

おうめ環境市民会議、市民団体、事業者と市の運営組織として、基本計画および取組内容の実施主体相互の共通理解と連絡調整を図る。
共創事業を調整・推進する。



2. 環境指標および目標

本計画の点検・評価（CHECK）は「指標の目標に対する進捗状況」により行います。指標は基本方針ごとに複数設定しており、目標達成に向け各主体がそれぞれにまたは協働して取り組みます。

また、各指標の値と目標値から計画の進捗状況を評価します。取組を進めても環境目標が達成に向かっていない場合は、取組を見直します。

指標および目標一覧

テーマ	基本方針	指標	現状値（または基準値）	目標値（2034年度）
みどり	みどり豊かな森林を守り、育て、活かす	森林面積	6,462ha（2022年）	6,462ha維持
		市全域のみどり率	79.6%（2023年）	79.6%維持
	身近な自然を守り、育てる	市街化区域のみどり率	29.7%（2023年）	29.7%維持
	恵み豊かな農地を活かす	経営耕地面積	101ha（2022年）	101ha維持
		農地バンク等の利用状況	21件（2023年）	21件以上
	生物多様性を保全する	「生物多様性」という言葉とその意味を理解している市民の割合	約30%（2015年）	50%以上
		市内の保全地域の面積（OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）を含む）	3,908.4ha（37.8%）（2024年度）	3,908.4ha以上
水	豊かな水源を保全する	市内の水道水の年間使用量	200m ³ /戸（2022年度）	190m ³ /戸以下
	きれいな水・豊かな水量を守る	河川の水質測定値 （pH、DO、BOD、SS、大腸菌数） 多摩川：御岳橋、多摩川橋 成木川：北小曾木川合流後、黒沢川合流前 黒沢川：峯向橋 霞川：城前橋	pH：7.0～8.0（2022年度）	6.5～8.5
			DO：10.1～10.8mg/L（2022年度）	7.5mg/L以上
			BOD：0.7～1.1mg/L（2022年度）	1.0mg/L以下（御岳橋） 2.0mg/L以下（その他）
			SS：1mg/L（2022年度）	25mg/L以下
			大腸菌数：5～98CFU/100mL（2022年度）	20CFU/100mL以下（御岳橋） 300CFU/100mL以下（その他）
		市内污水处理人口水洗化率（浄化槽含む水洗化人口/市内全人口）	98.8%（2023年度）	99.5%
	地域に根付いた水辺空間を再生する	水生生物調査での確認種数（計画期間の平均値）（付着藻類）	（2013～2022年度の平均） 市民球技場：30.2種 和田橋：30.9種 楓橋：32.5種	市民球技場：30種以上 和田橋：31種以上 楓橋：33種以上
		水生生物調査での確認種数（計画期間の平均値）（底生動物）	（2013～2022年度の平均） 市民球技場：35.8種	市民球技場：36種以上

第1部 第3次青梅市環境基本計画

テーマ	基本方針	指標	現状値(年度または年)	目標値(2034年度)
大気	生活や事業活動に伴う負荷を低減する	二酸化窒素(NO ₂)(市役所屋上) 日平均値の年間98%値(ppm)	0.012ppm(2022年度)	0.06ppm以下
		浮遊粒子状物質(SPM)(市役所屋上) 日平均値の2%除外値(mg/m ³)	0.026mg/m ³ (2022年度)	0.10mg/m ³ 以下
		光化学オキシダント(Ox)(市役所屋上) 1時間値が0.06ppmを超えた日数(日)	76日(2022年度)	76日以下
		二酸化硫黄(SO ₂)(市役所屋上) 日平均値の2%除外値(ppm)	0.001ppm(2022年度)	0.04ppm以下
		一酸化炭素(CO)(市役所屋上) 日平均値の2%除外値(ppm)	0.4ppm(2022年度)	10ppm以下
		微小粒子状物質(PM2.5)(市役所屋上) 日平均値の年平均値(μg/m ³)	9.9μg/m ³ (2022年度)	15μg/m ³ 以下
		大気中ダイオキシン類濃度(市内4ヶ所) (夏季・冬季の年2回調査)(pg-TEQ/m ³)	0.0075~0.0120pg-TEQ/m ³ (2022年度)	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
		二酸化窒素(NO ₂)(主要交差点) 日平均値の年間98%値(ppm)	0.006~0.020ppm(2022年度)	0.06ppm以下
	自動車による負荷を低減する	主要道路における騒音の測定値(昼間、夜間)	昼間57~69dB 夜間56~65dB(2022年度)	昼間70dB以下 夜間65dB以下
		主要道路における振動の測定値(昼間、夜間)	昼間23~44dB 夜間18~43dB(2022年度)	昼間65dB以下 夜間60dB以下
ごみと資源	4Rを推進する	1人1日当たりの燃やすごみ排出量 (可燃のみ、家庭+事業)	556.9g(2022年度)	512.5g
		総資源化率	33.3%(2022年度)	40.3%
		フードドライブの回収拠点数	2か所(2024年度)	6か所
	廃棄物を適正に処理する	—	—	—

第1部 第3次青梅市環境基本計画

テーマ	基本方針	指標	現状値(年度または年)	目標値(2034年度)
エネルギー	温室効果ガス排出量を低減する	市域のCO ₂ 排出量	615.4千t-CO ₂ (2013年度) (基準年度) 2013年度比、 24.1%(148.6千t-CO ₂)削減 (2021年度)	2013年度比、 46%(283.1千t-CO ₂)削減 プラス さらなる高み(削減量の+ α)を目指す(2030年度) 2013年度比、 56.5%(347.7千t-CO ₂)削減 (2034年度)
		市役所のCO ₂ 排出量	9,630.7t-CO ₂ (2013年度) (基準年度) 2013年度比、 22.0%(2,114.7t-CO ₂)削減 (2022年度)	2013年度比、 50%(4,815.3t-CO ₂)削減 (2030年度) 2013年度比、 60%(5,778.4t-CO ₂)削減 (2034年度)
	エネルギーを有効に活用する	市民1人1ヶ月当たりの電力使用量	367kWh/人・月(2022年度)	278kWh/人・月
	再生可能エネルギー等の利用を促進する	市域の再生可能エネルギーの導入量	24,329MWh(2022年度)	130,501MWh
ひととくらし	こころが通い合う「ふるさと」を育む	環境についてのセミナー、講演会等の開催数	3回	4回
	環境のためのネットワークを共に創る	NPOや企業等との協力関係の数	30団体	30団体
		環境に関する市民座談会等の開催数	1回(2023年度)	2回
	自然を育む文化・歴史を伝え創造する	—	—	—

方針1 省エネルギー対策の推進



方針4 循環型社会の形成



第2部

第2次青梅市

地球温暖化対策

実行計画

(区域施策編)

方針5 森林整備等による吸収源対策の推進



方針3 脱炭素なまちづくりの推進



方針2 再生可能エネルギーの導入促進



第1章 計画の基本的事項

1. 第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について

本市は、「青梅市地球温暖化対策実行計画*（区域施策編）」（以下「前計画」という。）を、2015（平成27）年3月に策定した「第2次青梅市環境基本計画*」の「重点アクション1」として位置づけ、本市の温室効果ガス*排出量の大部分を占める二酸化炭素を対象に、排出量の削減に向け様々な施策・対策を進めてきました。

前計画の策定から10年が経過し、その間に国による2050年カーボンニュートラル宣言*（2020年）、気候変動適応計画の閣議決定（2021年）等、地球温暖化*対策には様々な動きがありました。

「第2次青梅市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「本計画」という。）は、前計画策定後の国内外の地球温暖化対策に関する動向をふまえ、今後10年間の地球温暖化対策実行計画として策定します。

2. 計画の位置づけ

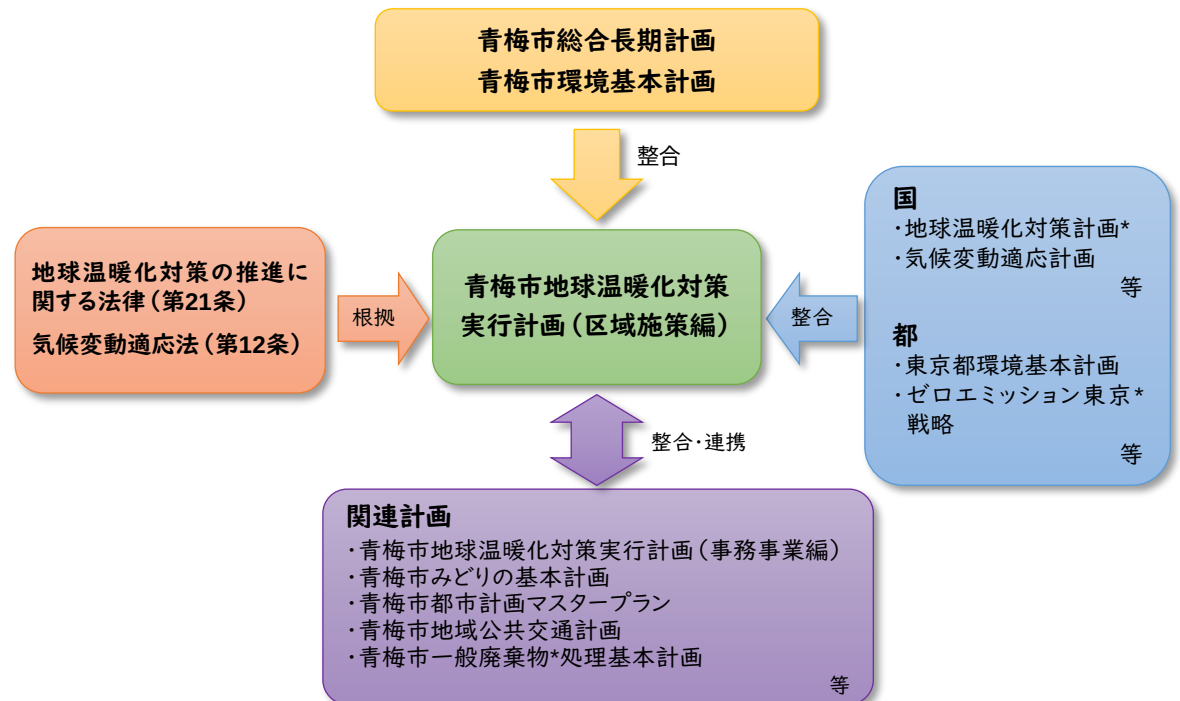
本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律*第21条にもとづく地方公共団体実行計画で、国が示した地球温暖化対策等を踏まえ、本市の自然環境や経済・社会的条件に応じて、地球温暖化対策を推進するための総合的な計画です。

また本計画は、気候変動適応法*第12条にもとづく地域気候変動適応計画*を包含し、気候変動の緩和と適応（次章参照）により地球温暖化対策を行います。

上位計画である青梅市総合長期計画、青梅市環境基本計画や、その他関連計画、また国や都の計画との整合・連携を図り、温室効果ガス排出量の削減目標達成に向け、施策の展開を図ります。

3. 計画の対象地域、対象とする温室効果ガス

本計画は、青梅市全域を対象とします。また、市の温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素を対象とし、エネルギー使用に伴う二酸化炭素排出のほか、廃棄物の焼却等による二酸化炭素排出について、削減のための施策・対策を定めます。



計画の位置づけ

4. 計画の期間

本計画の期間は、第3次青梅市環境基本計画と同様に、2025（令和7）年度を初年度として、2034（令和16）年度までの10年間で計画の期間とします。また、社会情勢の変化や新たな環境問題に対しても柔軟に対処するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、本計画は、国の「地球温暖化対策計画」と整合を図り、目標年を2030（令和12）年度および2050（令和32）年度としています。

環境面から
実現

地球温暖化
対策の実行

	年度									
	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
青梅市総合 長期計画	第7次計画/2023年度から10年間								次期計画	
第3次 青梅市環境 基本計画	2025年度から10年間									
本計画	2025年度から10年間									

第2章 計画策定の背景

1. 地球温暖化と温室効果ガス

地球の気温は、太陽から地球に届いたエネルギーと、地球から宇宙に放出される熱の量により決定します。

温室効果ガスが存在しない場合は、物理計算の結果から、地球の平均気温は-19℃にとどまると考えられています。しかし、実際には温室効果ガスの存在により、地球の平均気温は約14℃程度に保たれています。

経済・産業活動の発展に伴い、大気中に二酸化炭素、メタン*、フロン類*等の温室効果ガスが大量に放出されてきました。大気中の温室効果ガスの濃度の上昇は、大気による熱の吸収量の増加につながり、地球の気温の上昇、すなわち地球温暖化が進み、私たちの暮らしに様々な悪影響を及ぼしています。

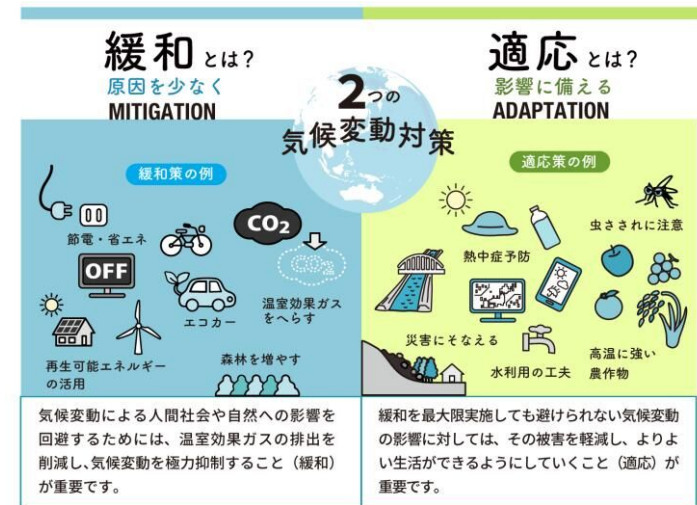
このため、地球温暖化対策は喫緊の課題となっています。

2. 気候変動の緩和と適応

地球温暖化対策には、その原因物質である温室効果ガス排出量を削減する（または植林等によって吸収量を増加させる）「緩和」と、温暖化に伴う気候の変化に対し自然生態系*や社会・経済システムを調整することにより悪影響を軽減する（または気候の変化の好影響を増長させる）「適応」の二本柱があり、それぞれの施策や取組を「気候変動緩和策」「気候変動適応策」と呼びます。本計画においても、気候変動緩和策と気候変動適応策の2つの取組により、地球温暖化対策を進めます。



出典：気象庁HP



出典：気候変動適応情報プラットフォームHP

3. 本市のこれまでの取組

本市は前計画にもとづき、市域の二酸化炭素排出量を2020（令和2）年度までに2010（平成22）年度比で10%削減、2030（令和12）年度までに2010（平成22）年度比で40%削減を目標として、取組を進めてきました。

国や都においてカーボンニュートラル*実現に向けた動きが加速する中、本市においても、2022（令和4）年に「青梅市ゼロカーボンシティ宣言*」を表明し、「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）の実現」を目指すとししました。

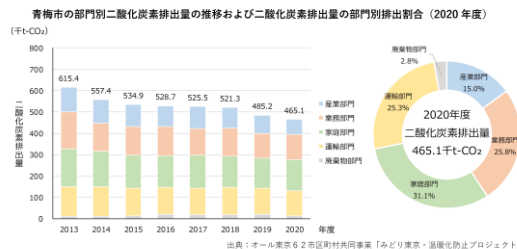
その後、地元を中心とした企業との協定締結、公共施設への一般向け電気自動車*急速充電設備の設置、公用車への水素燃料電池自動車*導入、高断熱窓の設置改修に対する支援といった取組を進め、2023（令和5）年には「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の中間改定を行い、新たな数値目標として「2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比46%（283.1千t-CO₂*）削減プラスさらなる高み（削減量の+α）を目指す」「2050（令和32）年度までにカーボンニュートラルの達成」と設定しました。



青梅市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）中間改訂

(1) 青梅市の二酸化炭素排出量の現状

青梅市における2020（令和2）年度の二酸化炭素排出量は465.1千t-CO₂であり、基準年度の2013（平成25）年度比で24.4%（150.3千t-CO₂）減少しています。
2020（令和2）年度における二酸化炭素の部門別排出割合は「家庭部門」が最も大きく全体の31.1%を占め、次いで「業務部門」が25.8%、「運輸部門」が25.3%、「産業部門」が15.0%、「廃棄物部門」が2.8%となっています。



(2) 二酸化炭素排出量削減目標

本市では、現行計画策定後、地球温暖化対策を推進し、2019（平成31）年度に短期目標である「2020（令和2）年度までに2010（平成22）年度比で10%削減」を達成いたしました。
しかしながら、2021（令和3）年に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度より46%削減することが明記される等、地球温暖化対策に関する状況は大きく変化しており、本市においても、2022（令和4）年2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。
このことを踏まえて、現行計画を改訂し、以下のとおり目標値を設定します。

- 中期目標
2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比46%（283千t-CO₂*）削減
プラスさらなる高み（削減量の+α）を目指す
- 長期目標
2050（令和32）年度までにカーボンニュートラルの達成

出典：青梅市HP

年	月	市の取組
2015年	3月	青梅市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定（第2次青梅市環境基本計画に包含）
2020年	3月	第4次青梅市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定
2022年	2月	青梅市ゼロカーボンシティ宣言表明
2023年	10月	青梅市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標を改定

カーボンニュートラルの実現に向けた取組は、二酸化炭素排出量の削減だけではなく、新たな産業・雇用の創出による地域経済の活性化や、再生可能エネルギー*の導入、省エネルギー*対策の推進による防災や利便性の向上といった効果も期待できます。

そのため、これらを進めることで、第3次青梅市環境基本計画の望ましい環境像である「美しい自然のふさと青梅～持続可能な未来を共創するまち～」を目指していきます。

4. 地球温暖化対策等の動向

前計画以降の国際的動向や、国、都、本市の地球温暖化対策等に関する計画・施策について、以下に示します。

年	月	地球温暖化対策等に関する国内外の動向
2015年	3月	【市】青梅市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定（第2次青梅市環境基本計画に包含）
	9月	【国際】SDGs（持続可能な開発目標）*採択
	11月	【国】気候変動の影響への適応計画閣議決定
	12月	【国際】パリ協定*採択
2016年	5月	【国】地球温暖化対策計画閣議決定
2018年	10月	【国際】IPCC*1.5℃特別報告書公表
	11月	【国】気候変動適応計画閣議決定
	12月	【国】気候変動適応法施行
2019年	5月	【都】ゼロエミッション東京の実現を宣言
	12月	【都】ゼロエミッション東京戦略策定
2020年	3月	【市】第4次青梅市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定
	10月	【国】2050年カーボンニュートラル宣言表明
	12月	【国】気候変動影響評価報告書公表
2021年	3月	【都】ゼロエミッション東京戦略2020Update&Report策定
	6月	【国】2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長*戦略策定
	10月	【国】第6次エネルギー基本計画*閣議決定
		【国】地球温暖化対策計画閣議決定（改定）
		【国】気候変動適応計画閣議決定（改定）
		【国】パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略閣議決定
2022年	2月	【市】青梅市ゼロカーボンシティ宣言表明
2023年	3月	【国際】IPCC第6次評価報告書統合報告書公表
	4月	【国】エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（改正省エネ法）施行
	5月	【国】熱中症対策実行計画閣議決定
	10月	【市】青梅市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標を改定
2024年	3月	【都】東京都気候変動適応計画策定

【国際】SDGs（持続可能な開発目標）

2015（平成27）年の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。これは、先進国のみならず発展途上国を含むすべての国が2030（令和12）年までに全世界で達成を目指す国際目標として示されたもので、「誰一人取り残さない」という共通理念のもと、17の目標169のターゲットを定め、包括的な社会の実現を目指し「経済・社会・環境」をめぐる幅広い課題に取り組んでいくとしています。

【国】地球温暖化対策計画

地球温暖化対策推進法にもとづく政府の総合計画で、2021（令和3）年10月に改定されました。国の中期目標の「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」および「2050年カーボンニュートラル」宣言の実現を目指しています。

【国】気候変動適応計画

気候変動適応法にもとづく政府計画で、2021（令和3）年10月に改定されました。気候変動影響による被害の防止・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全および国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指しています。

【都】ゼロエミッション東京戦略

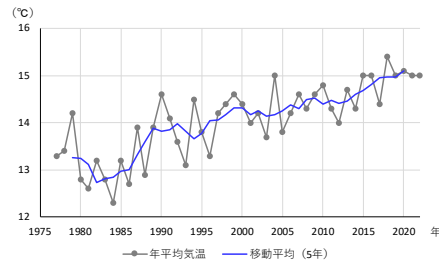
東京都は2050（令和32）年までに世界の二酸化炭素排出量実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現を目指すため、2019（令和元）年12月に「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、様々な政策を行ってきました。

その後、「ゼロエミッション東京」の実現には2030（令和12）年までの取組が極めて重要とし、2030（令和12）年までに、都内温室効果ガス排出量を2000（平成12）年比で50%削減、都内エネルギー消費量を2000（平成12）年比50%削減、再生可能エネルギー電力利用割合50%程度等を掲げた「ゼロエミッション東京戦略2020 Update&Report」を2021（令和3）年3月に策定し、取組を加速させています。

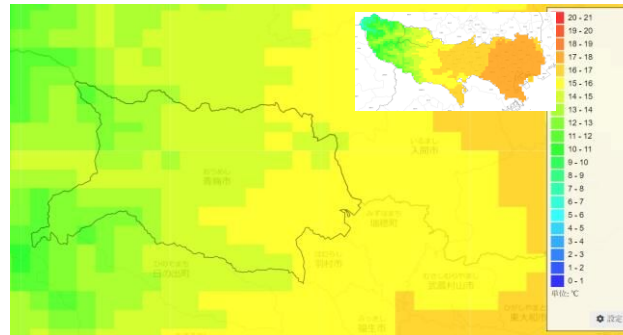
第3章 青梅市の現状

1. 気象

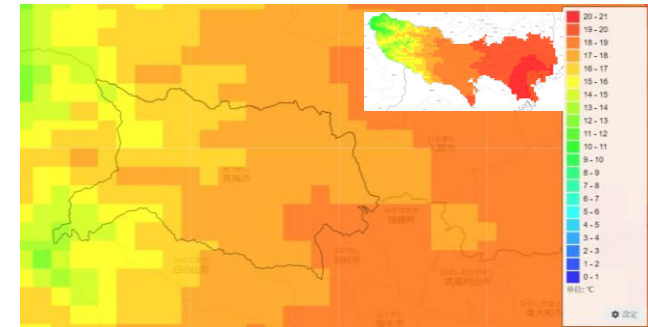
年平均気温（日平均気温の年平均）は、1985（昭和60）年頃は13℃前後であったのに対し、近年は15℃程度となっています。21世紀末における年平均気温は、持続可能な発展の下で気温上昇を2℃未満に抑えるシナリオ（SSP1-2.6）では市の東側で14～16℃、西側で11～15℃、化石燃料*依存型の発展の下で気候政策を導入しない最大排出量シナリオ（SSP5-8.5）では市の東側で17～19℃、西側で13～18℃と予測されています。



年平均気温の推移

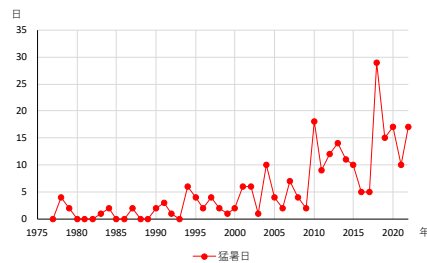


21世紀末の年平均気温
(SSP1-2.6)

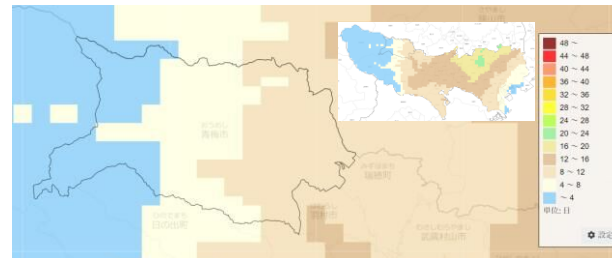


21世紀末の年平均気温
(SSP5-8.5)

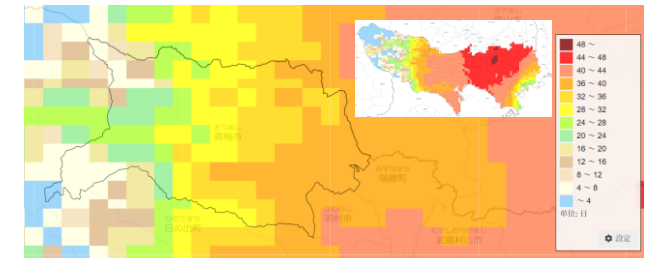
年間の猛暑日(最高気温が35℃以上となる日)の日数(以降「猛暑日数」とする)は、1990（平成2）年ごろまでは年間5日未満であったのに対し、近年は10～29日と増加しています。21世紀末における猛暑日数は、持続可能な発展の下で気温上昇を2℃未満に抑えるシナリオ（SSP1-2.6）では市の東側で8～12日、西側で4日未満～8日、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない最大排出量シナリオ（SSP5-8.5）では市の東側で32～40日、西側で4～28日と予測されています。



猛暑日数の推移



21世紀末の猛暑日数
(SSP1-2.6)



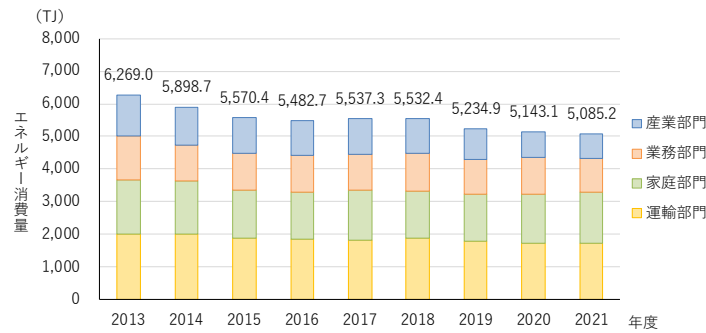
21世紀末の猛暑日数
(SSP5-8.5)

出典：気象庁アメダスデータ（青梅）、気候変動適応情報プラットフォーム（2024（令和6）年4月10日利用、データセット：NIES2020データ、気候モデル：MIROC6）

2. エネルギー消費量

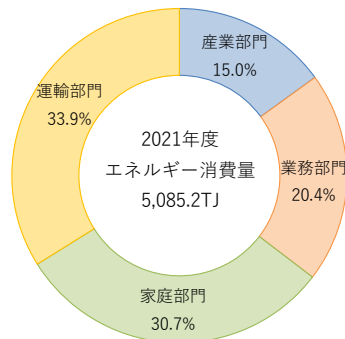
本市の2021（令和3）年度のエネルギー消費量は5,085.2TJ*で、2018（平成30）年度以降、徐々に減少しています。

また、2021（令和3）年度の部門別エネルギー消費割合は、運輸部門*が最も大きく33.9%を占めており、次いで家庭部門*が30.7%、業務部門*が20.4%、産業部門*が15.0%です。



部門別エネルギー消費量の推移

出典：「オール東京62市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト」



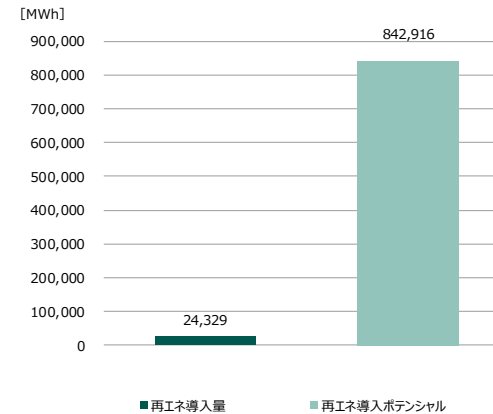
部門別エネルギー消費割合（2021年度）

出典：「オール東京62市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

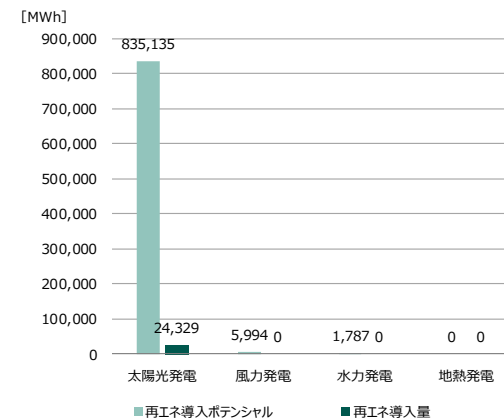
3. 再生可能エネルギーの導入量と導入ポテンシャル

本市では、年々太陽光発電*の導入・普及が進んでいます。環境省作成の自治体排出量カルテでは、2022（令和4）年度の再生可能エネルギー導入量は24,329MWh*（発電電力量）で、ポテンシャルに対する導入割合は2.9%です。

また、ポテンシャルの99%、導入量の100%を太陽光発電が占めています。



再生可能エネルギーの導入状況（2022年度）



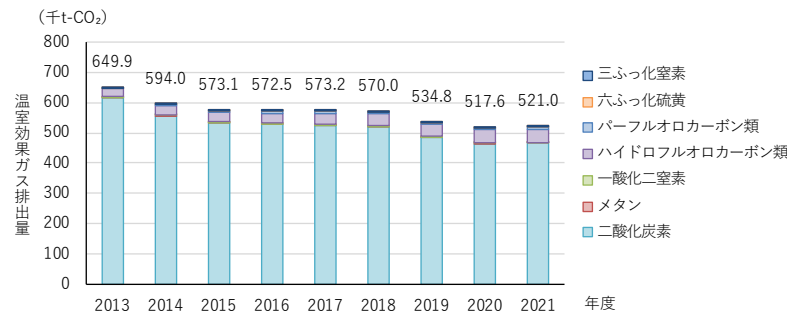
発電方法別再生可能エネルギーの導入状況（2022年度）

出典：自治体排出量カルテ（環境省）

4. 温室効果ガス排出量の現状

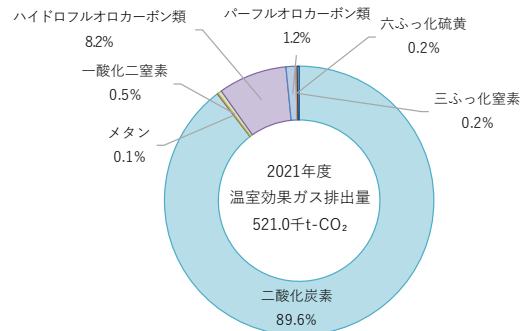
(1) 全体

本市の2021（令和3）年度の温室効果ガス排出量の推計は521.0千t-CO₂で、国の基準年である2013（平成25）年度と比較すると19.8%（129.0千t-CO₂）減少しています。温室効果ガスの排出割合は二酸化炭素が最も多く89.6%、次いでハイドロフルオロカーボン類*が8.2%、パーフルオロカーボン類*が1.2%、一酸化二窒素*が0.5%、三ふっ化窒素*および六ふっ化硫黄*が0.2%、メタンが0.1%となっています。



温室効果ガス排出量の推移

出典：「オール東京62市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト」



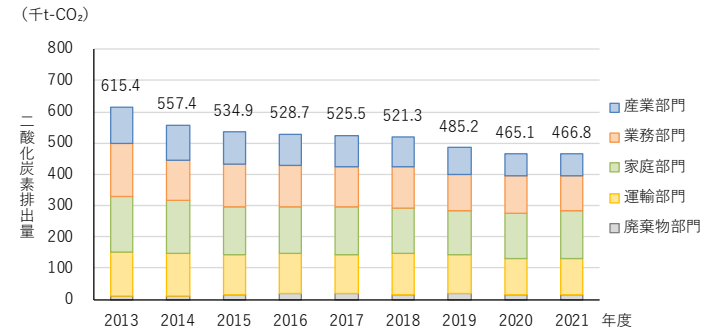
温室効果ガス排出量のガス種別排出割合（2021年度）

出典：「オール東京62市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

(2) 二酸化炭素の排出量

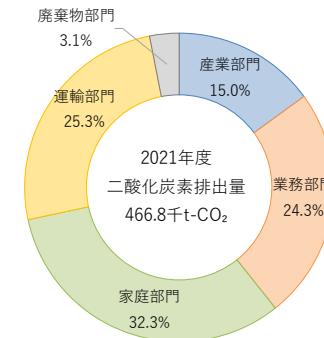
本計画では、温室効果ガスのうち二酸化炭素を削減目標の対象としています。2021（令和3）年度の二酸化炭素排出量は466.8千t-CO₂であり、基準年度の2013（平成25）年度比で24.1%（148.6千t-CO₂）減少しています。

2021（令和3）年度における二酸化炭素の部門別排出割合は家庭部門が最も大きく全体の32.3%を占め、次いで運輸部門が25.3%、業務部門が24.3%、産業部門が15.0%、廃棄物部門が3.1%となっています。



二酸化炭素排出量の推移

出典：「オール東京62市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト」



二酸化炭素排出量の部門別排出割合（2021年度）

出典：「オール東京62市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

第4章 気候変動緩和策～2050年カーボンニュートラルの実現に向けて～

1. 気候変動の緩和策とは

気候変動緩和策とは、地球温暖化を引き起こす温室効果ガスの排出量の削減や、大気中の濃度を低減するための取組や対策を指します。温室効果ガスには、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）の7種類があり、本市では、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素を対象に、排出量の削減目標を設定しています。

2. 二酸化炭素排出量削減目標

カーボンニュートラルの実現に向け、二酸化炭素排出量の削減目標について、短期目標は国の目標と整合を図り「2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比46%（283.1千t-CO₂）削減プラスさらなる高み（削減量の+α）を目指す」、長期目標は青梅市ゼロカーボンシティ宣言をふまえ「2050（令和32）年度までにカーボンニュートラルの達成」とします。

■短期目標

2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比46%（283.1千t-CO₂）削減プラスさらなる高み（削減量の+α）を目指す

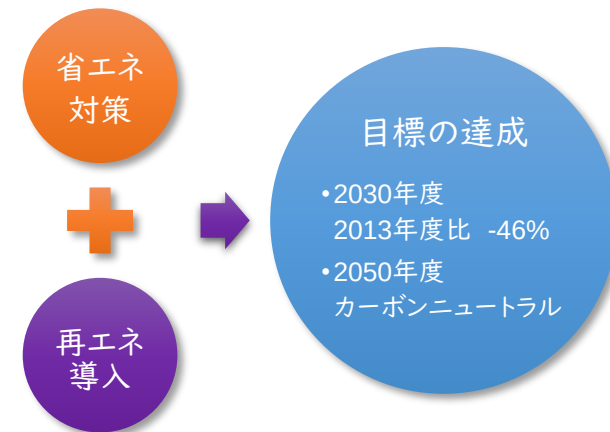
■長期目標

2050（令和32）年度までにカーボンニュートラルの達成

3. 目標達成に向けた考え方

二酸化炭素排出量削減目標の達成に向け、省エネルギー対策と再生可能エネルギー導入を進めます。

そこで、短期・長期それぞれの目標年度に、省エネルギー対策によりどの程度の削減が見込めるか、そして目標達成にどの程度再生可能エネルギー導入が必要かを推計し、次項に示します。

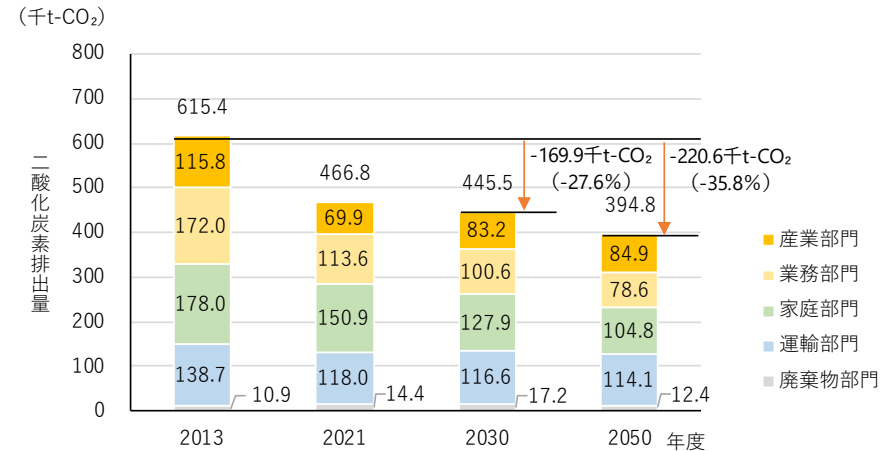


4. 温室効果ガス排出量の将来推計

(1) 現状維持ケース（BAU※）の二酸化炭素排出量

今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合（BAU）の二酸化炭素排出量は、2030（令和12）年度が445.5千t-CO₂、2050（令和32）年度が394.8千t-CO₂となり、基準年度である2013（平成25）年度と比較して、2030（令和12）年度が169.9千t-CO₂（27.6%）、2050（令和32）年度が220.6千t-CO₂（35.8%）削減となる見込みです。

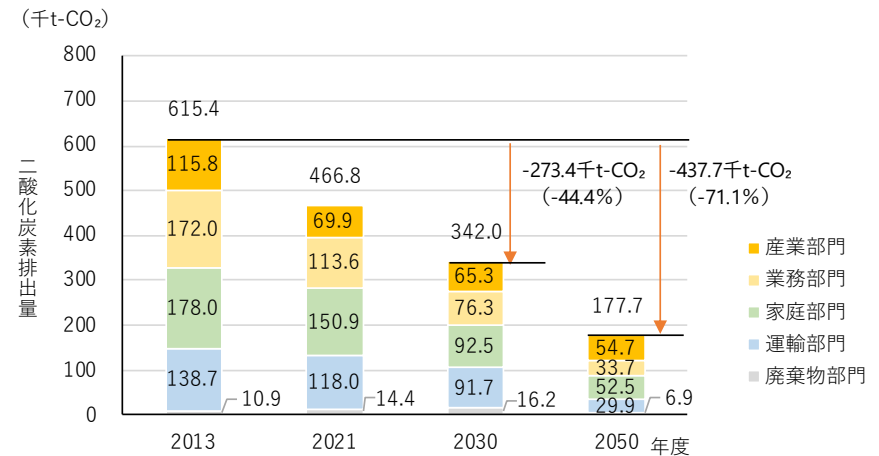
※Business as usualの略で、現状から追加の削減対策を行わない場合（現状を維持した場合）の、将来の排出量のこと。



現状維持ケースの二酸化炭素排出量推計

(2) 削減対策後の二酸化炭素排出量

省エネルギーや電気の二酸化炭素排出係数*の低減等の、削減対策をふまえた二酸化炭素排出量は、2030（令和12）年度が342.0千t-CO₂、2050（令和32）年度が177.7千t-CO₂となり、基準年度である2013（平成25）年度と比較して、2030（令和12）年度が273.4千t-CO₂（44.4%）、2050（令和32）年度が437.7千t-CO₂（71.1%）削減となる見込みです。



削減対策ケースの二酸化炭素排出量推計

(3) 再生可能エネルギー導入後の二酸化炭素排出量

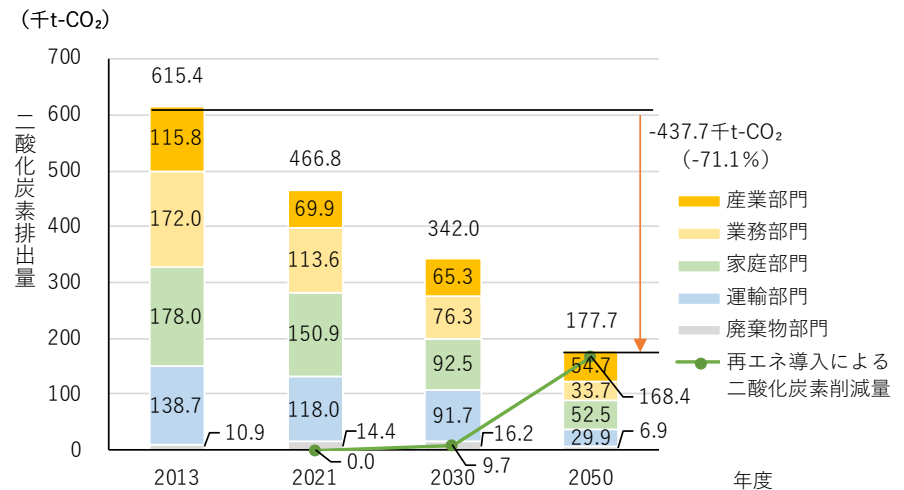
ア 2030年度目標達成および2050年度電力需要導入ケース

削減対策後の2030（令和12）年度の二酸化炭素排出量は342.0千t-CO₂で、基準年度から44.4%の削減となります。目標である46%削減には、再生可能エネルギーの導入により9.7千t-CO₂（基準年度の1.6%）の削減が必要となります。そのために必要な再生可能エネルギーの電力量は26,172MWh、設備容量は19,491kWとなります。

省エネルギー等の対策後の2050（令和32）年度のエネルギー需要は1,792.0TJで、このうち電力需要は1,638.6TJです。この電力需要をすべて再生可能エネルギーに置き換えた場合、必要な再生可能エネルギー電力量は455,159MWhとなります。この値には2021（令和3）年度までに導入した再生可能エネルギーを含むため、2021（令和3）年度の導入量を差し引くと、2021年度以降に必要な再生可能エネルギー電力量は431,994MWh、設備容量は347,645kWとなります。この場合の2050（令和12）年度の二酸化炭素排出量は9.3千t-CO₂で、基準年度比で98.5%の削減となります。

2030年度目標達成および2050年度電力需要導入ケースにおける
再生可能エネルギー導入量および二酸化炭素削減量

項目	2013年度	2021年度	2030年度	2050年度
二酸化炭素排出量 （実績・削減対策後推計）（千t-CO ₂ ）	615.4	466.8	342.0	177.7
目標 （二酸化炭素排出量）（千t-CO ₂ ）	-	-	332.3	実質ゼロ
エネルギー需要 （実績・削減対策後推計）（TJ）	6,316.6	5,085.2	3,790.3	1,792.0
うち電力需要（TJ）	-	-	1,534.5	1,638.6
再生可能エネルギー導入量 （実績・目標）（エネルギー量 TJ）	-	83.4	566.0	1,638.6
再生可能エネルギー導入量 （実績・目標）（電力量 MWh）	-	23,165	49,337	455,159
再生可能エネルギー導入量 （実績・目標）（設備容量 kW）	-	18,621	38,112	366,266
2021年度以降の再生可能エネルギー 導入量（目標）（電力量 MWh）	-	0	26,172	431,994
2021年度以降の再生可能エネルギー 導入量（目標）（設備容量 kW）	-	0	19,491	347,645
2021年度以降の再生可能エネルギー 導入による二酸化炭素削減量 （千t-CO ₂ ）	-	0.0	9.7	168.4
再生可能エネルギー導入後の二酸化 炭素排出量（千t-CO ₂ ）	-	-	332.3	9.3



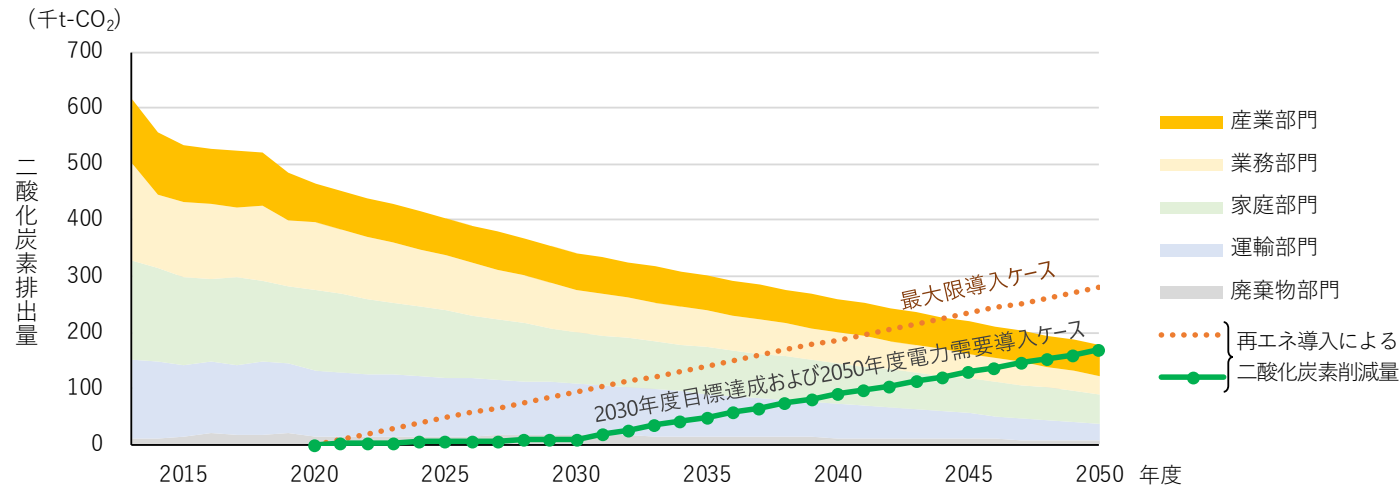
イ 最大限導入ケース

最大限導入ケースでは、自治体排出量カルテ（環境省）の再生可能エネルギー導入ポテンシャル*をもとに、2050（令和32）年度に再生可能エネルギーを最大限導入し、かつ毎年一定のペースで導入を進めたと想定し、2030（令和12）年度、2050（令和32）年度の再生可能エネルギー導入量および再生可能エネルギー導入による二酸化炭素削減量を推計結果は、下表のとおりです。

2021（令和3）年度以降の再生可能エネルギー導入量は、2030（令和12）年度の電力量が217,013MWh、設備容量が174,650kW、2050（令和32）年度の電力量が756,634MWh、設備容量が608,882kWとなります。再生可能エネルギー導入による二酸化炭素削減量は、2030（令和12）年度が88.9千t-CO₂、2050（令和32）年度が288.5千t-CO₂、二酸化炭素排出量は2030（令和12）年度が253.1千t-CO₂、2050（令和32）年度が-110.9千t-CO₂で、最大限導入ケースの2050（令和32）年度はカーボンマイナスとなります。

最大限導入ケースにおける再生可能エネルギー導入量および二酸化炭素削減量

項目	2013年度	2021年度	2030年度	2050年度
二酸化炭素排出量（実績・削減対策後推計）（千t-CO ₂ ）	615.4	466.8	342.0	177.7
再生可能エネルギー導入量（実績・想定）（電力量 MWh）	-	23,165	240,178	779,799
再生可能エネルギー導入量（実績・想定）（設備容量 kW）	-	18,621	193,270	627,503
2021年度以降の再生可能エネルギー導入量（想定）（電力量 MWh）	-	0	217,013	756,634
2021年度以降の再生可能エネルギー導入量（想定）（設備容量 kW）	-	0	174,650	608,882
2021年度以降の再生可能エネルギー導入による二酸化炭素削減量（千t-CO ₂ ）	-	0.0	88.9	288.5
再生可能エネルギー導入後の二酸化炭素排出量（千t-CO ₂ ）	-	-	253.1	-110.9



削減対策後の二酸化炭素排出量および再生可能エネルギー導入による二酸化炭素削減量

(4) 二酸化炭素削減量および森林吸収量

前項の「2030年度目標達成および2050年度電力需要導入ケース」をもとに二酸化炭素削減量を整理すると、2030（令和12）年度は、2021（令和3）年度までの削減量が148.6千t-CO₂（24.1%）、BAUにおける2021（令和3）年度以降の削減量が21.3千t-CO₂（3.5%）、省エネルギーによる削減量が103.5千t-CO₂（16.8%）、再生可能エネルギー導入による削減量が9.7千t-CO₂（1.6%）となり、これらの合計が283.1千t-CO₂（46.0%）となります。

同様に2050（令和32）年度は、2021（令和3）年度までの削減量が148.69.3千t-CO₂（24.1%）、BAUにおける2021（令和3）年度以降の削減量が72.0千t-CO₂（11.7%）、省エネルギーによる削減量が217.1千t-CO₂（35.3%）、再生可能エネルギー導入による削減量が168.4千t-CO₂（27.4%）となり、これらの合計が606.1千t-CO₂（98.5%）となります。

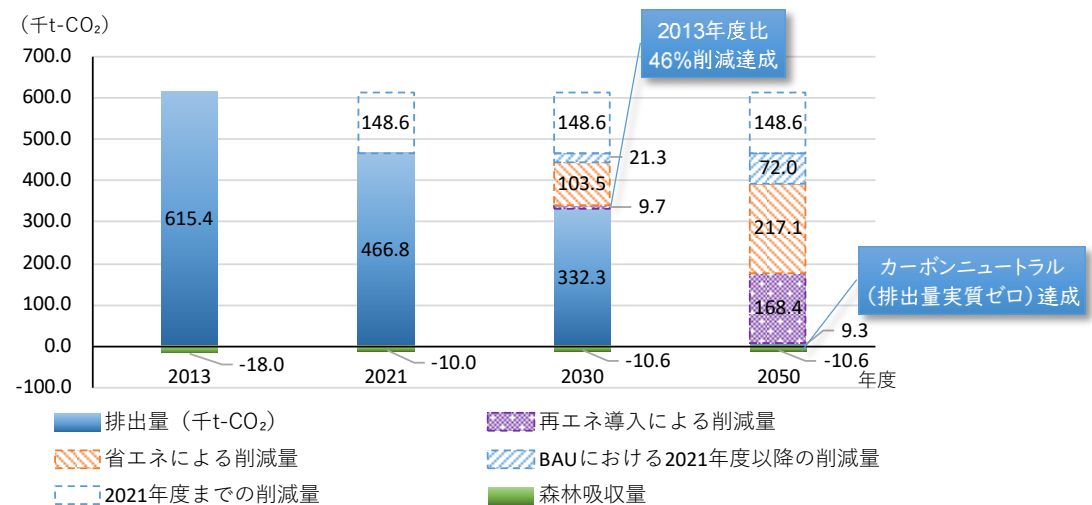
森林吸収量は、2030（令和12）年度、2050（令和32）年度とも10.6千t-CO₂と推計され、2050（令和32）年度の実質二酸化炭素排出量は、-1.3千t-CO₂となります。

※森林吸収量は「オール東京62市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト」にて算定した吸収量をもとに将来推計をしています。

(5) まとめ

二酸化炭素排出量の2030年度目標達成のためには、2021年度から2030年度に人口減少等による自然減21.3千t-CO₂のほかに、省エネルギーによる103.5千t-CO₂の削減と、再生可能エネルギーの導入による9.7千t-CO₂の削減が必要となります。

2050年度カーボンニュートラル達成のためには、2021年度から2050年度に人口減少等による自然減72.0千t-CO₂のほかに、省エネルギーによる217.1千t-CO₂の削減、再生可能エネルギーの導入による168.4千t-CO₂の削減が必要となります。なお、9.3千t-CO₂が残りますが森林吸収により10.6千t-CO₂の吸収が見込まれるため、カーボンニュートラルを達成する見込みです。

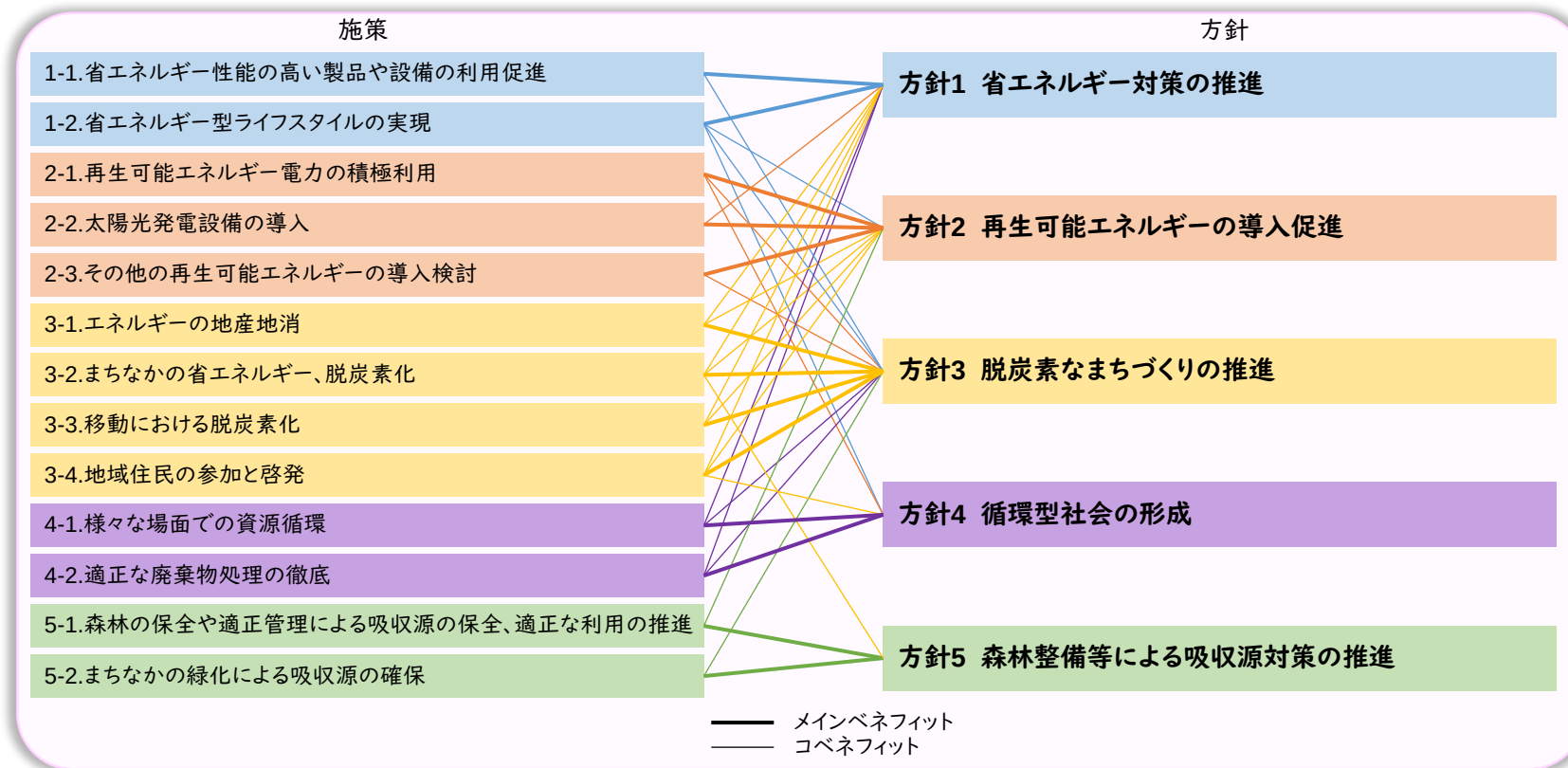


再生可能エネルギー導入後の二酸化炭素排出量と森林吸収量

5. カーボンニュートラルの実現に向けた方針および施策

「省エネルギー対策の推進」、「再生可能エネルギーの導入促進」、「脱炭素*なまちづくりの推進」、「循環型社会*の形成」、「森林整備等による吸収源*対策の推進」の5つの方針にもとづき、カーボンニュートラルの実現と自然との調和を両立した「ゼロカーボンシティおうめ」を目指します。





「ゼロカーボンシティおうめ」の実現

5つの方針と施策の関係

方針1 省エネルギー対策の推進

本市で削減目標を設定している二酸化炭素排出量は、その大部分がエネルギー起源のもので占められています。エネルギー起源の二酸化炭素の排出量を削減するには、電気やガス等の使用量を減らすほか、効率よくエネルギーを使用することも重要です。

省エネルギー機器の利用促進やライフスタイルの転換といった省エネルギー対策を推進し、1人1ヶ月あたりの電力消費量278kWh以下を目指します。

指標	現状値（年度または年）	目標値（2034年度）
市民1人1ヶ月当たりの電力使用量	367kWh/人・月（2022年度）	278kWh/人・月

1-1.省エネルギー性能の高い製品や設備の利用促進

省エネルギー対策の推進には、省エネルギー性能の高い機器の導入や、環境負荷*の少ない製品の購入が必要です。また、^{ヘムス}HEMS*や^{ベムス}BEMS*、^{ゼッチ}ZEHや^{ゼブ}ZEBの導入も効果的であるため、それらの導入検討や普及啓発を行います。

取組	市民	市	事業者
エコマークやグリーン購入*法適合マーク等、環境負荷の少ない製品を優先的に購入します。	○	○	○
LED*照明や高効率空調設備等、省エネルギー性能の高い機器の導入や普及啓発を行います。	○	○	○
コージェネレーションシステムやエネファーム等、高効率エネルギーシステムの導入や普及啓発を行います。	○	○	○
HEMS、BEMS等の導入検討や普及啓発を行います。	○	○	○
建物の新築、改築や修繕時に、窓や壁、床の断熱性の向上等、省エネルギー性能の向上に努め、ZEH化、ZEB化、LCCM住宅等の導入検討や普及啓発を行います。	○	○	○

●LED照明や高効率空調設備等、省エネルギー性能の高い機器の導入効果

LED照明は、一般電球に比べ、消費電力が約85%低く、寿命は約40倍です。家計にお得であることはもちろん、電球交換の手間も省けます。また瞬時に点灯するので、すぐに部屋が明るくなるという利点もあります。

また、家電の省エネ性能は年々進化しており、買い替えることで電気代が安くなります。省エネ性能と年間目安エネルギー料金が一目でわかる「統一省エネラベル」や、電気代や二酸化炭素排出量がどのくらい削減できるのか調べることができる「しんきゅうさん」を活用することで、買い替えによる効果を確認できます。

●地球にやさしい	●家計にやさしい	●暮らしにやさしい
CO2削減量	節約額	
【電球形LEDランプ】	【電球形LEDランプ】	
40 (kg-CO2)*1	2,883 (円/年)*1	
【LEDシーリングライト】	【LEDシーリングライト】	
29 (kg-CO2)*2	2,108 (円/年)*2	
		「健康」「安全」 「快適」「便利」 豊かな暮らし

LED照明の導入効果



統一省エネラベル（例）



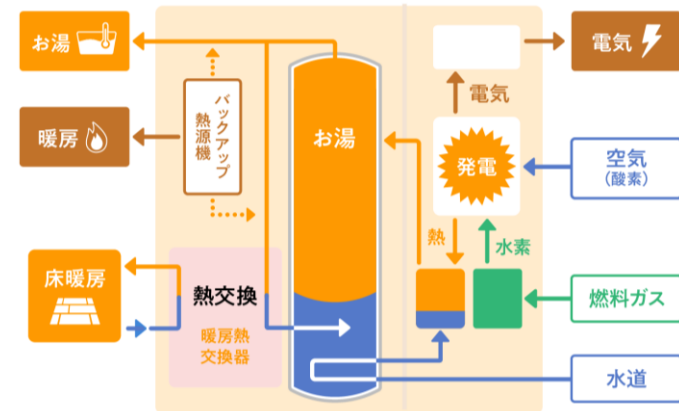
しんきゅうさん
出典：環境省（デコ活WEBサイト）

●コージェネレーションシステムやエネファーム等、高効率エネルギーシステムの仕組み

コージェネレーションシステムは「熱電併給システム」と呼ばれるもので、まず発電装置を使って電気をつくり、次に、発電時に排出される熱を回収して、給湯や暖房等に利用します。

エネファームは、家庭用コージェネレーションシステムのことで、都市ガスやLPガスから水素を取り出し、大気中の酸素との化学反応により電気をつくり、排熱からお湯をつくります。

発電時の排熱を利用するため、光熱費を安く抑えることができます。



出典：資源エネルギー庁

●環境ラベルの活用

環境ラベルとは、製品やサービスが環境負荷の低減に資することを示すマークや目印で、製品や包装に付けられています。日々の買い物でも、環境ラベルがついているものを選ぶことで、価格や品質、利便性だけでなく、環境負荷の少ない製品やサービスを購入することができます。

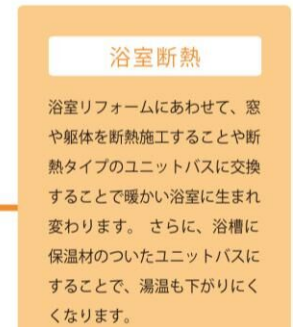
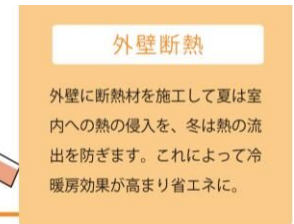
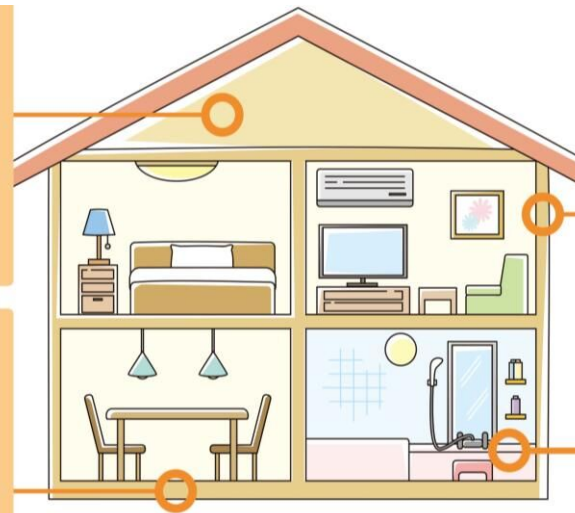
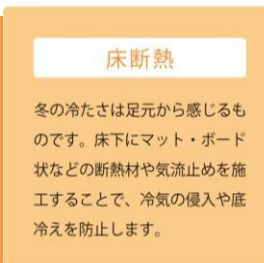
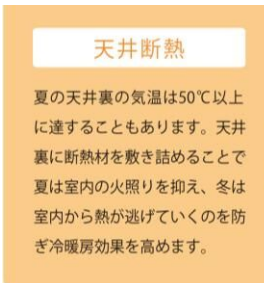
ライフサイクル*全体で環境負荷が少ないと認められた製品・サービスのマークです。 資源循環、地球温暖化、健康・環境、生物多様性*の保全、節水、大気汚染等の環境に配慮した製品・サービスが対象となります。	 エコマーク	パソコン等のオフィス機器についての、国際的な省エネルギー制度である「国際エネルギースタープログラム」の消費電力に関する基準（エネルギースター適合基準）を満たす商品につけられるマークです。 この制度は、日本、米国、カナダ、スイス、台湾の5か国・地域が協力して実施している国際的な制度で、経済産業省が運営しています。	 エネルギースターマーク
原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すマークです。 グリーンマークを古紙利用製品に表示することにより、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としています。	 グリーンマーク	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）にもとづき、家電製品の省エネ基準の達成度や年間目安エネルギー料金等の性能をわかりやすく表示しているラベルです。 省エネ性能を星の数による相対評価でわかりやすく示し、さらに電気料金を表示することにより、消費者の省エネ意識の向上と省エネ製品の選択を促します。	 統一省エネラベル
森林の管理を認証するFM（Forest Management）認証と、加工・流通過程の管理を認証するCoC（Chain of Custody）認証を受けていることを示すマークです。 このマークがついた製品を選ぶことで、森林の生物多様性を守り、地域社会や先住民族、労働者の権利を守りながら適切に生産された製品を選んで購入することができます。	 FSC	社会的、経済的、および環境的に持続可能な農業基準を満たす、認証農園で生産された作物が使用されていることを示すマークです。 このマークがついた製品を選ぶことで、森林の保護、労働者の人権尊重や生活向上、気候危機への緩和と適応等、より持続可能な農業の推進につながります。	 レインフォレスト・アライアンス認証マーク

出典：環境省

●住宅の省エネルギー性能の向上

室温は家の窓や壁、床や屋根等さまざまな部分から外気温の影響を受けています。住宅の断熱性能が向上することで、空調によるエネルギー使用量が減り、二酸化炭素排出量の削減につながるだけでなく、ヒートショックのリスクの低下や、光熱費の削減といった効果も期待できます。

また、高効率の熱交換換気システムや省エネ家電もあわせて活用するとさらに効果的です。



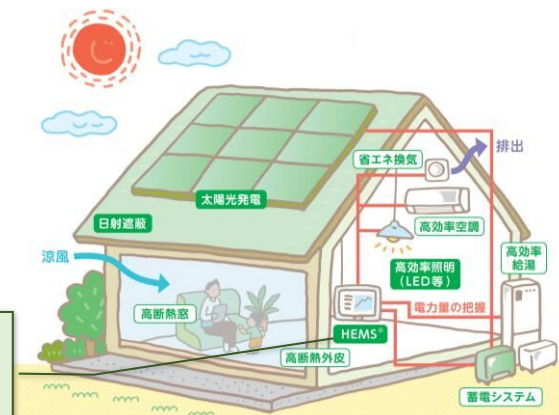
出典：環境省HP

●ZEH、LCCM住宅

ZEHとは、Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略語で、快適な室内環境を保ちながら、断熱性能の向上と高効率設備の導入により省エネルギー消費量を大幅に削減し、さらに再生可能エネルギーを導入することで、年間のエネルギー収支をゼロとすることを目指した住宅です。

LCCMとは、Life Cycle Carbon minus（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス）の略語で、LCCM住宅は、建設時、運用時、廃棄時において出来るだけ二酸化炭素削減に取り組み、さらに太陽光発電等を利用した再生可能エネルギーの創出により、住宅建設時の二酸化炭素排出量も含めライフサイクルを通じての二酸化炭素排出量の収支をマイナスにする住宅です。

※HEMSとは：エアコンや照明等の電気を使う家電製品と太陽光発電システム等の創エネ機器、発電した電気を蓄えるリチウムイオン蓄電池*等の蓄エネ機器をネットワーク化し、家全体のエネルギーを管理するシステム。

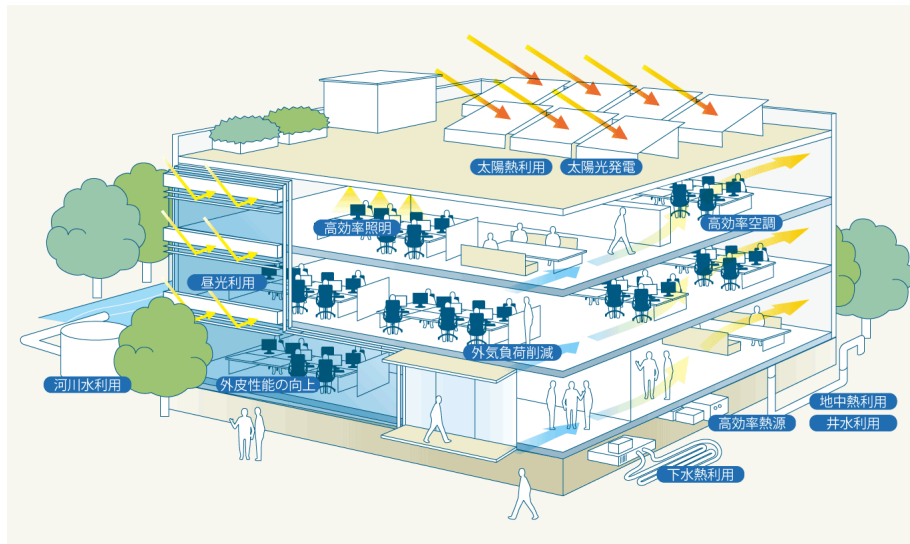


出典：エコ住宅断熱リフォームガイドブック（令和3年1月、環境省）

●ZEB（ゼブ）

Net Zero Energy Buildingの略で、外皮性能の向上や高効率機器の利用等による省エネルギー対策によって使うエネルギーを減らしつつ、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロまたはマイナスとすることを目的しているビルのことです。

建物のエネルギー消費量をゼロにするには、大幅な省エネルギーと大量の創エネルギーが必要なため、ゼロエネルギーの達成状況に応じて、4段階のZEBが定義されています。



出典：省エネポータルサイト（経済産業省資源エネルギー庁）

ZEBの定義

ZEB（ゼブ）	Nearly ZEB（ニアリーゼブ）
省エネ（50%以上）+創エネで、100%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物 『ZEB』（ゼブ） 省エネ+創エネで 0%以下まで削減 従来の建物で必要なエネルギー ZEBで使うエネルギー ZEBで創るエネルギー 0%以下	省エネ（50%以上）+創エネで、75%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物 Nearly ZEB（ニアリーゼブ） 省エネ+創エネで 25%以下まで削減 従来の建物で必要なエネルギー ZEBで使うエネルギー ZEBで創るエネルギー 100% 25%以下
ZEB Ready（ゼブレディ） 省エネで、50%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物 ZEB Ready（ゼブレディ） 省エネで 50%以下まで削減 従来の建物で必要なエネルギー ZEBで使うエネルギー 100% 50%以下	ZEB Oriented（ゼブオリエンテッド） 延べ面積10,000m²以上で、用途ごとに規定した一次エネルギー消費量の削減を実現し、更なる省エネに向けた未評価技術を導入している建物 ZEB Oriented（ゼブオリエンテッド） 延べ面積が10,000m²以上の建物 省エネで用途毎に規定する削減量達成+未評価技術+導入による更なる省エネ 事務所等・学校・工場等 ホテル等・病院等・百貨店等・飲食店等・集会所等 40%以上へらす 30%以上へらす 省エネ 更なる省エネ 従来の建物で必要なエネルギー ZEBで使うエネルギー 100% 60%以下 70%以下

出典：環境省（ZEB PORTAL）

1-2.省エネルギー型ライフスタイルの実現

省エネルギー対策の推進には、省エネルギー性能の高い機器の導入や、環境負荷の少ない製品の購入のほかに、私たちのライフスタイルを見直し、衣食住の様々な場面で省エネルギー型ライフスタイルへ変えることが必要です。

省エネルギー型ライフスタイルの取組には、電気やガスといったエネルギーを効率的に利用するほか、こみの削減・分別、地産地消、エコドライブ等があります。本市ではこれらについての情報発信を行うとともに、自発的な行動変容を促すナッジ*の考え方を活用して、効果的に普及啓発を行い、省エネルギー型ライフスタイルへの行動変容を促します。

取組	市民	市	事業者
エネルギーを無駄に消費していないか、普段の生活を見直し（ライフスタイルの見直し）、省エネルギーを意識した生活習慣、その実践方法について普及啓発を行います。	○	○	○
BEMS、HEMS等のデータから、省エネルギー対策を検討し、実践します。	○	○	○
省エネルギー型ライフスタイルの具体的取組やデコ活について、普及啓発を行います。		○	

●デコ活

環境省が推進する「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称で、二酸化炭素を減らす「脱炭素（Decarbonization）」と、環境に良い「エコ（Eco）」を含む「デコ」と、活動・生活を意味する「活」を組み合わせた言葉です。

2050年カーボンニュートラルや2030年度の温室効果ガス排出量削減目標の実現に向けて、国民や消費者の行動変容やライフスタイルの変革を促すことを目的としています。

デコ活アクション

まずはここから！

- デ** 電気も省エネ 断熱住宅
- コ** こだわる楽しさ エコグッズ
- 力** 感謝の心 食べ残しゼロ
- ツ** つながるオフィス テレワーク



出典：デコ活WEBサイト（環境省）

●省エネルギーを意識した生活習慣の例

省エネルギーを意識した生活習慣を身に付けることで、日常生活の中で温室効果ガス排出量の削減に貢献できます。

【ごみの減量】

- ・生ごみの自家処理や堆肥化をする。
- ・ごみの分別をしっかりと行う。
- ・修理や修繕、リサイクルショップ等を活用し製品を長期間使用する。
- ・マイバック、マイボトルを使用し、プラスチック製品の消費を削減する。
- ・資源回収に協力する。



【節水】

- ・洗濯に風呂の残り湯を使う。
- ・洗濯はまとめて行う。
- ・蛇口を開けたままにしない。



【省エネルギー（ガス等）】

- ・風呂を沸かすときは蓋をする。
- ・風呂の温度設定は控えめにする。
- ・風呂は間隔を開けずに、続けて入る。
- ・シャワーの時間を1分でも短くする。



【省エネルギー（電気）】

- ・洗濯ものを外干しする（電気乾燥機の使用減少）。
- ・節電、節約を心がける。
- ・空調の温度は控えめにする（服で調整する）。
- ・暖房便座の温度は低めにする。使用後は便座の蓋を閉じる。
- ・冷蔵庫にものを詰めすぎない。
- ・冷蔵庫の温度設定は適切にする。
- ・熱いものは冷ましてから冷蔵庫に入れる。
- ・できるだけ再生可能エネルギーを使用する。
- ・可能な範囲でエレベーター、エスカレーターの使用を控える。



【食品】

- ・食材は必要な分だけ購入し、無駄な買い物はしない。
- ・買い物はまとめて行う。
- ・食事を作りすぎない。
- ・余った料理は冷凍し後日食べる。
- ・すぐに消費する食品は賞味期限の短いものを購入する。
- ・必要以上に購入や提供をしない。
- ・フードロス削減に協力する。
- ・余った食べ物等はフードドライブに協力する。
- ・地元産の農産物を積極的に購入し、輸送エネルギーを抑制しつつ地域経済へ貢献する。



【移動】

- ・再配達削減のため、時間指定や宅配ボックスを利用する。
- ・近距離移動時は公共交通機関や自転車・徒歩で移動する。
- ・車の使用は必要最小限を心がける。



【その他】

- ・外出先で発生したごみは持ち帰る（ごみのポイ捨て・置き去りをしない）
- ・ごみ拾いや植栽のボランティア活動に参加する。
- ・家族で省エネルギーについて考える。



出典：市民座談会ワークショップ（2023（令和5）年11月）
中学生オンライン交流会（2023（令和5）年12月）
小学生オンライン交流会（2024（令和6）年7月）
資源エネルギー庁HP（家庭でできる省エネ）

方針2 再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーは、二酸化炭素を排出せず、地域資源を有効に活用した持続可能なエネルギーです。自家消費型太陽光発電等の分散型エネルギーの利用促進により再生可能エネルギーの地産地消が進むことで、災害時にもエネルギーが利用可能となるため、地域のレジリエンス*向上も期待できます。

市では、「ゼロカーボンシティおうめ」の実現にむけ、再生可能エネルギー導入ポテンシャルの9割以上を占める太陽光発電を中心に、2030年度に49,337MWh、2034年度に130,501MWhの再生可能エネルギーの導入を目指します。

なお、導入にあたっては、災害防止、生活環境の保全に配慮する等、地域との調和を図ります。

指標	現状値（年度または年）	目標値
市域の再生可能エネルギーの導入量※	24,329MWh（2022年度）	49,337MWh（2030年度） 130,501MWh（2034年度）

※「自治体排出量カルテ」における公表値

2-1.再生可能エネルギー電力の積極利用

電力供給事業者は、再生可能エネルギーで作られた電気をどの程度含むかにより、複数の契約プランを用意しています。再生可能エネルギー100%電力や再生可能エネルギー比率の高い電力プランを選ぶことは、エネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量の削減に効果があるため、それらの利用を普及啓発するとともに、市の施設でも積極的に利用します。

取組	市民	市	事業者
再生可能エネルギーにより発電された電力や再生可能エネルギー比率の高い電力を積極的に利用します。	○	○	○

●再生可能エネルギー電気プランのメリットは？

- ・発電設備を設置しなくとも契約を切り替えるだけで再生可能エネルギーが利用できる。
 - ・二酸化炭素排出量が実質ゼロ！
 - ・各社メニューにより料金は切り替え前と同等程度のものもある。
 - ・電気自動車等を購入する場合、再生可能エネルギー100%電気の契約を条件に環境省から補助金が受けられる。
- ※なお、電力会社が万一倒産しても、電気の供給義務は送配電会社にあるので電気が止められることはありません。災害復旧で不利になることもありません。

2-2.太陽光発電設備の導入

多くの市民、事業者が太陽光発電の導入をしやすいように、導入支援を行うとともに、市の施設についても積極的に導入します。また、PPAモデル（第三者所有モデル）を利用した、初期投資ゼロでの太陽光発電の導入についての普及促進を行います。

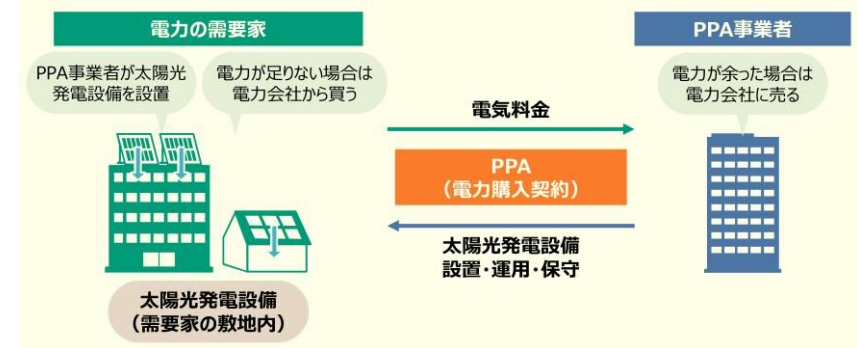
取組	市民	市	事業者
住宅や事業所、公共施設の屋根を利用した太陽光発電の導入、導入支援を行います。	○	○	○
ソーラーカーポート、営農型太陽光発電、未利用地の活用等、建物以外の太陽光発電の導入検討、普及啓発を行います。	○	○	○
PPAモデルによる太陽光発電設備の導入検討、普及啓発を行います。		○	○

●PPAモデル

PPAモデルとは、Power Purchase Agreementの略で、第三者が所有する設備から発電された電力の使用料を支払う方式で「第三者所有モデル」とも呼ばれます。

発電事業者が企業や自治体（または個人）が保有する施設の屋根や遊休地を借りて無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業や自治体（又は個人）が料金を支払い使用することで、電気料金と二酸化炭素排出量の削減ができます。

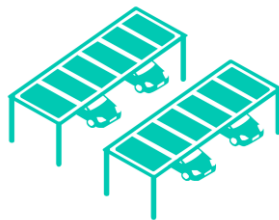
設備は第三者（事業者や別の出資者）が所有するため、初期費用の負担や維持管理をすることなく再生可能エネルギー由来の電力を利用できるといったメリットがあります。



出典：資源エネルギー庁

●ソーラーカーポート

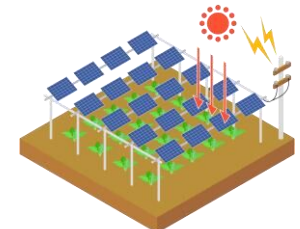
ソーラーカーポートとは、駐車場の屋根に太陽光発電パネルを設置したもので、駐車スペースを確保しながら太陽光発電を行うことができる設備です。発電した電気は自宅での消費や電気自動車への充電、余剰電力の売電等に利用できます。



出典：環境省

●営農型太陽光発電

営農型太陽光発電とは、一時転用を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業です。作物と発電で太陽光を分け合うことから、ソーラーシェアリングともいい、電気代の削減、夏場の暑さの緩和といったメリットがあります。



出典：イラストAC

第2部 第2次青梅市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

2-3.その他の再生可能エネルギーの導入検討

その他の再生可能エネルギーには、小水力、バイオマス、地中熱等、様々なエネルギーがあります。現時点では、コスト面で導入が難しいものもありますが、将来の技術革新も望めることから技術動向について把握していきます。

取組	市民	市	事業者
小水力、バイオマス、地中熱等の多様な再生可能エネルギーの可能性を調査研究します。		○	○
各種施設からの排熱の有効利用を進めます。		○	○
廃食用油をBDF（バイオディーゼル燃料）*化し、公用車等の燃料としての利用を継続します。	○	○	○
水素、アンモニア、バイオディーゼル燃料、生ごみ等を原料とするメタン発酵バイオガス発電等、次世代燃料*の調査研究を進めます。		○	○

2-4.地域脱炭素化促進区域、建築物再生可能エネルギー利用促進区域

環境に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入促進を目指すため、地球温暖化対策の推進に関する法律で規定されている「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（地域脱炭素化促進区域）」の設定を検討します。

また、太陽光発電等を利用した設備の設置を促すため、建築物の省エネルギー消費性能の向上等に関する法律で規定されている「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」の設定についても検討します。

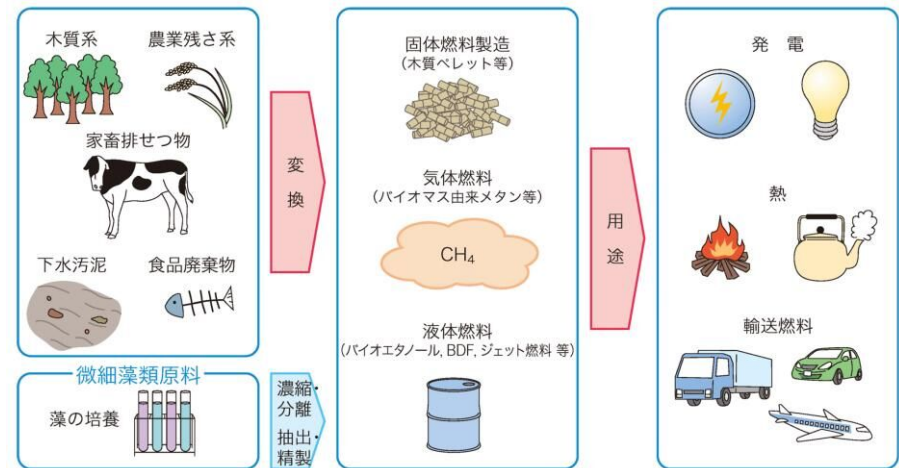
取組	市民	市	事業者
地域脱炭素化促進区域および建築物再生可能エネルギー利用促進区域について、都の方針を踏まえて、本市に適した形を検討します。		○	

●バイオマス燃料／バイオマス発電

バイオマスとは、バイオ（bio：生物）とマス（mass：量）からできている合成語で、「生物資源量」という意味の生態学の用語です。このバイオマス由来の燃料をバイオマス燃料といい、バイオマス燃料を利用した発電をバイオマス発電といいます。

エネルギーとして利用するバイオマスには、木質系、農業・畜産系、食品系、廃棄物系があり、また培養した藻類等もあります。

バイオマス燃料は、いずれも生物由来の有機物で、おおとは植物の光合成により作られたものです。そのため、バイオマス燃料の使用や、バイオマス発電により発生する二酸化炭素は、以前に植物が吸収した二酸化炭素であることから、燃焼時の二酸化炭素排出量は「実質ゼロ」とであると認められています。

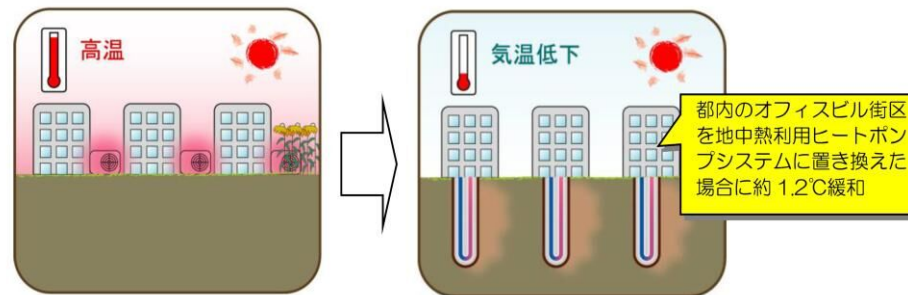
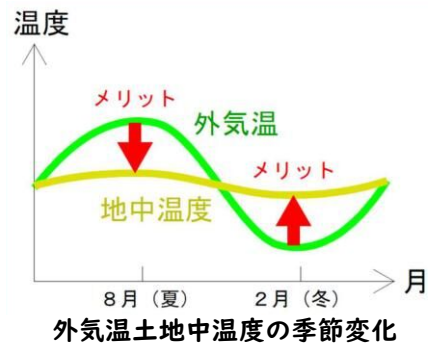


出典：NEDO 再生可能エネルギー技術白書第2版（2014年2月、NEDO）

●地中熱利用

地中熱利用とは、地中を熱源として空調・給湯・融雪等に利用することです。地中熱は、再生可能エネルギーの中でも太陽光や風力と異なり天候に左右されないため安定している、大気中へ排熱を出さない、年間を通して一定の温度であるため外気温との温度差を活用できるといった特徴があります。

地中熱の利用には、省エネルギーや二酸化炭素排出量の削減といったメリットがあるほか、ヒートアイランド現象*の緩和も期待されています。



ヒートアイランド現象緩和の試算例

出典：地中熱利用にあたってのガイドライン（第4版）（2024年3月、環境省）

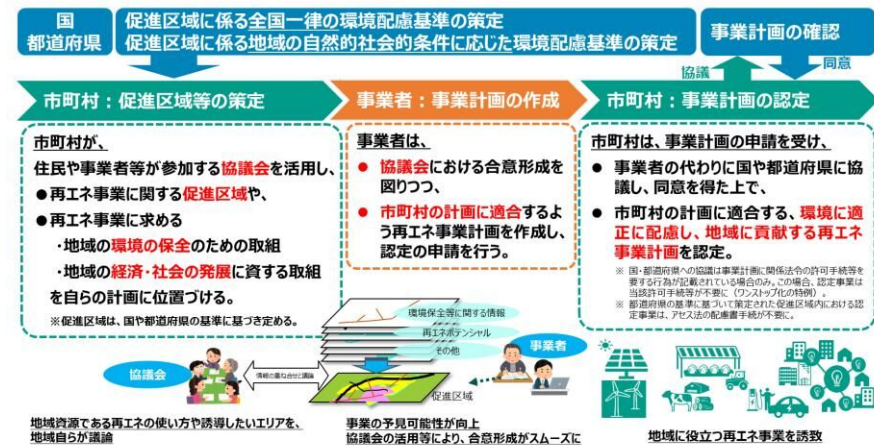
●地域脱炭素化促進区域

再生可能エネルギーの導入には、景観、環境への影響や土砂災害等、様々な懸念や問題が生じていることを踏まえ、地域の自然的社会的条件等に応じた配慮が必要となっています。

このような背景の下、再生可能エネルギーの導入において、円滑な合意形成、適正な環境配慮、地域貢献のため、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正により、地域脱炭素化促進事業の制度がつくられました。

これにより、市町村は環境省や都道府県の定める基準にもとづく地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（地域脱炭素化促進区域）の設定が努力義務とされています。

促進区域の設定により、円滑な合意形成を促進できるとともに、脱炭素化促進事業に係る各種法令手続きのワンストップ化等により事業者の負担が軽減されるため、事業者の参入促進が期待されます。



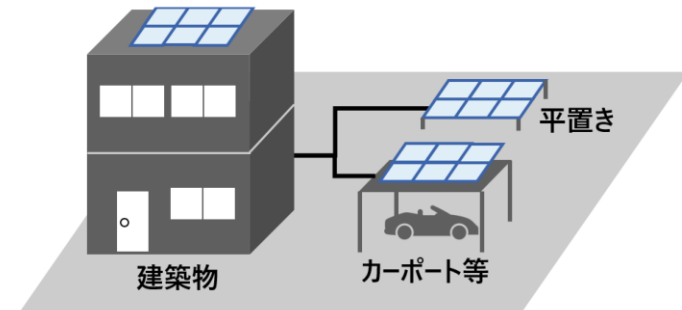
出典：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）（2024年4月、環境省）

●建築物再生可能エネルギー利用促進区域（建築物再エネ促進区域）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律により、建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度が創設されました。これにより市町村は、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画を作成することにより、計画内で定めた区域において、再生可能エネルギー利用設備の設置促進につながる措置を講じることができるようになりました。促進区域の設定の際は、住民の意見を踏まえ、気候・立地等が再生可能エネルギー設備の導入に適した区域に設定することが求められています。

促進計画に定める事項は、以下の3つです。

1. 建築物再生可能エネルギー利用促進区域の位置、区域
2. 設置を促進する再生可能エネルギー設備の種類
3. 再生可能エネルギー設備を設ける場合の建築基準法の特例適用要件に関する事項



再生可能エネルギー（太陽光発電）利用設備の設置イメージ

出典：「建築物省エネ法に基づく『建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度』促進計画の作成ガイドライン」（2023年9月、国土交通省）

方針3 脱炭素なまちづくりの推進

脱炭素なまちづくりとは、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入に加えて、都市機能の集約・高度化や二酸化炭素排出量の少ない交通手段の利用促進を行うとともに、二酸化炭素吸収源となるみどりの保全・活用を図っていくまちづくりをいいます。これらを進めることで、まちの課題の解決、魅力と質の向上、レジリエンスの確保等も目指していきます。

指標	現状値（年度または年）	目標値（2034年度）
骨格的なバス路線の利用者指数※1	83（2021年）	88
主に自家用車を利用して通勤・通学している人の割合※2	43.4%（2023年）	40.0%以下

※1：青梅市地域公共交通計画における指標で、骨格的なバス路線のうち梅74、梅76、河10、河11の4系統について、令和元年度の利用者数の合計を100とした場合の利用者数の指数

※2：通勤・通学時に自家用車・自動二輪車の移動距離が最も長い人の割合（アンケート調査より）

3-1.エネルギーの地産地消

エネルギーの地産地消とは、地域で作ったエネルギーをその地域の中で消費することです。電力の地産地消は、送電ロスの低減や、地域経済の活性化、災害時のエネルギー確保といったメリットがあるため、エネルギーの地産地消の実現に向けて検討を進めます。

また、将来的な地域マイクログリッドの構築について検討し、効率的な電力供給、地域内の再生可能エネルギー電力の市内への供給、デマンドレスポンスへの対応、災害・停電時の速やかな復旧に適した、自立分散型電源の確保を目指します。

取組	市民	市	事業者
地域の卒FIT*再生可能エネルギー電力を地域内で利用する仕組みを検討します。		○	○
地域のエネルギー供給事業者と協力し、将来的な地域マイクログリッドの構築を検討します。		○	○

●地域マイクログリッドとは

地域における複数の発電設備（特に太陽光発電等の再生可能エネルギー）や蓄電池により形成された小規模な電力網を「地域マイクログリッド」といい、平常時は発電設備を電源として有効活用しつつ、電力会社等とつながっている送配電ネットワークを通じて電力供給を受け、非常時には送配電ネットワークから切り離され、その地域内の電源をメインに自立的に電力を供給することができます。

地域マイクログリッドは、電気を使う場所の近くで発電するため、送電設備等の大規模インフラ投資や送電によるエネルギーの損失を回避することができるほか、非常時には停電による社会活動の機能停止といった災害リスクの低減にもつながります。



出典：「地域マイクログリッド構築の手引き」（2021年4月、資源エネルギー庁）

第2部 第2次青梅市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

3-2. まちなかの省エネルギー、脱炭素化

まちなかの様々な設備や制度について、手続の改善や技術革新による省エネルギー対策を進め、日常生活を送る中での省エネルギー・脱炭素化を進めると同時に、利便性向上を進めます。

また、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において自然環境の持つ多様な機能を活用するグリーンインフラ*の取組や、環境保全を意識した観光行動の推進を通じて、持続可能で魅力あるまちづくりを進めていきます。

取組	市民	市	事業者
公園等の公共施設における照明のLED化等、まちなかの設備の省エネルギー化を進めます。		○	
行政手続等のデジタル化、インターネット経由による各種手続きを推進し、市役所への移動に使うエネルギーの削減につなげます。		○	
まちなかのみどりや、多摩川沿いの崖線樹林を適正に管理し、温室効果ガス吸収源を確保するとともに、景観の形成、憩いの場の形成、雨水の保水・浸透等にも貢献します。		○	
温室効果ガス排出量の少ない燃料（バイオ燃料*、水素等）についての情報収集を行います。		○	○
公共交通網の確保や買い物環境の充実、魅力的な公園の整備等、歩いて暮らせる環境整備を進めます。		○	○
豊かな自然を観光資源として活用するとともに、環境保全を意識した観光行動について普及啓発を行います。		○	○

3-3. 移動における脱炭素化

青梅市の二酸化炭素排出量のうち約25%を運輸部門が占めており、そのほとんどは自動車からの排出となっています。このため、公共交通機関の利便性向上や自転車の走行環境の整備を進め、それらの利用促進に努めるとともに、地産地消の促進により輸送の効率化を図ります。

また、自動車の適切な使用を促すとともに、走行時に二酸化炭素を排出しない、または排出量が少ない次世代自動車（電気自動車やプラグインハイブリッド自動車*等）の導入や普及促進を図ります。

取組	市民	市	事業者
公共交通機関の積極的利用、普及啓発を行います。	○	○	○
自転車の積極的利用、走行環境の整備、普及啓発を行います。	○	○	○
ノーマイカーデーの実践、周知を行います。	○	○	○
エコドライブの実践、周知を行います。	○	○	○
デマンド交通*や自動運転、グリーンスローモビリティ*等の新技術を活用した移動手段の多様化について、取組を進めます。		○	○
新たな公共交通の導入検討等、鉄道と路線バスのサービス圏外の解消を進めます。		○	
次世代自動車の導入、普及啓発を行います。	○	○	○
レンタル自転車等の導入や普及啓発を行います。		○	○
地元農産物の購入や販売促進等、地産地消を進めます。	○	○	○

3-4. 地域住民の参加と啓発

事業者や市民団体と市の連携体制の構築を進め、市民と市、事業者と市が協力して、脱炭素化の施策を進めていきます。市民が参加しやすいプロジェクト等を行い、市民参加による脱炭素なまちづくりを推進します。

取組	市民	市	事業者
住民参加型のプロジェクトや環境教育プログラムを開催するとともに住民の参加を推奨し、意識向上に努めます。	○	○	○
事業者や市民団体と連携し、クールビズ・ウォームビズといったライフスタイルの啓発等、脱炭素につながる取組を進めます。	○	○	○

●エコドライブ

エコドライブとは、ゆっくり加速、ゆとりある車間距離、早めのアクセルオフ等の燃費を意識した運転方法のことで、二酸化炭素排出量の削減だけでなく、交通事故の減少も期待できます。エコドライブを意識することで、環境だけでなくお財布にも優しく、安心・安全な運転をすることができます。



出典：環境省（デコ活WEBサイト）

●次世代自動車

次世代自動車とは、ハイブリッド自動車*、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等、従来のエンジン自動車と比較し、走行時に二酸化炭素 (CO₂) や窒素酸化物 (NO_x) *、粒子状物質 (PM) 等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、環境性能が優れている自動車のことです。



出典：環境省（デコ活WEBサイト）

方針4 循環型社会の形成

循環型社会とは、製品や資源を繰り返し使用することで、天然資源の消費の抑制や最終的に処分される廃棄物を最小化し、環境負荷が出来る限り低減された社会をいいます。市では、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）の考え方を取り入れ、4Rをはじめとする取組を強化し、循環型社会の形成に向けて、1人1日当たりの燃やすごみ排出量を512.5g以下、総資源化率40.3%を目指します。

指標	現状値（年度または年）	目標値（2034年度）
1人1日当たりの燃やすごみ排出量	556.9g（2022年度）	512.5g ^{※1}
総資源化率	33.3%（2022年度）	40.3% ^{※2}

※1：青梅市一般廃棄物処理基本計画に記載の推計値より計算

※2：青梅市一般廃棄物処理基本計画に記載の推計値

4-1.様々な場面での資源循環

循環型社会実現のため、社会の様々な場面で資源循環の取組を進めます。また、近年注目されている、プラスチックごみ問題や食品ロスの問題についても、プラスチック資源のリサイクルや、食品ロス削減に取り組めます。



出典：環境省HP

取組	市民	市	事業者
4Rをさらに推進します。	○	○	○
省資源・資源循環を意識した生活習慣やその実施方法等の普及啓発を行います。	○	○	○
可燃ごみ焼却施設から発生する焼却灰のエコセメント*化を継続します。		○	
バイオマス由来のバイオプラスチック製品の普及啓発を行います。		○	○
プラスチックの使用量削減およびプラスチック類の全量リサイクルを推進します。		○	○
食べ残しの削減やフードドライブの実施等食品ロスの削減に向けた取組を行います。	○	○	○

●4Rのポイント

本市では、ごみ減量に重要な「3R（リユース：Reuse,リデュース：Reduce,リサイクル：Recycle）」に、「リフューズ：Refuse」を加えた4Rを推進しています。

4Rのポイントは、1番目はまずごみになる物は断る、2番目はごみを減らす、3番目は物を繰り返し使う、そして最後にどうしても使えなくなったらリサイクルに出すということです。

【Refuse リフューズ・・・ごみになる物は断ろう！】

ごみの元になるものを買わない・もらわないようにすることで、ごみそのものを出さないようにしましょう。

【Reduce リデュース・・・ごみを減らそう！】

ごみを処理するには多くのエネルギーや費用がかかります。ごみにならないような工夫をしてみましょう。

【Reuse リユース・・・再使用しよう！】

「使い捨て」商品なるべく使わずに、再利用できるものや詰め替え可能なものを選びましょう。

【Recycle リサイクル・・・どうしても使えなくなったら再生資源に！】

ごみを再び原材料に戻したり、エネルギーとして有効に活用したりできるように、ごみを正しく分別するよう日常生活でもリサイクルを意識し、きちんとしたごみの分別を心がけましょう。



出典：青梅市HP

●プラスチック資源循環

プラスチックは適切に処理されずに放置された場合、紫外線の影響により劣化し、5mm以下のマイクロプラスチック*となります。近年、マイクロプラスチックによる土壌汚染や海洋汚染が問題となっており、国内におけるプラスチック資源循環の重要性が高まっています。

こうした背景から、政府は2019（令和元）年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、さらに2022（令和4）年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、製品の設計から廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進することが定められました。

●食品ロス

「食品ロス」とは、食べられるのに廃棄されてしまう食品のことで、食べ切れずに廃棄された「食べ残し」、野菜の皮や茎等食べられるところまで切って捨ててしまう「過剰除去」、未開封のまま食べずに捨ててしまう「直接廃棄」があります。食品ロスを削減するには、買物時に「買いすぎない」、料理を作る際「作りすぎない」、外食時に「注文しすぎない」、そして「食べきる」ことが重要です。

また、家庭で余っている食べ物を持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄付をするフードドライブへの協力も食品ロス削減につながります。

4-2.適正な廃棄物処理の徹底

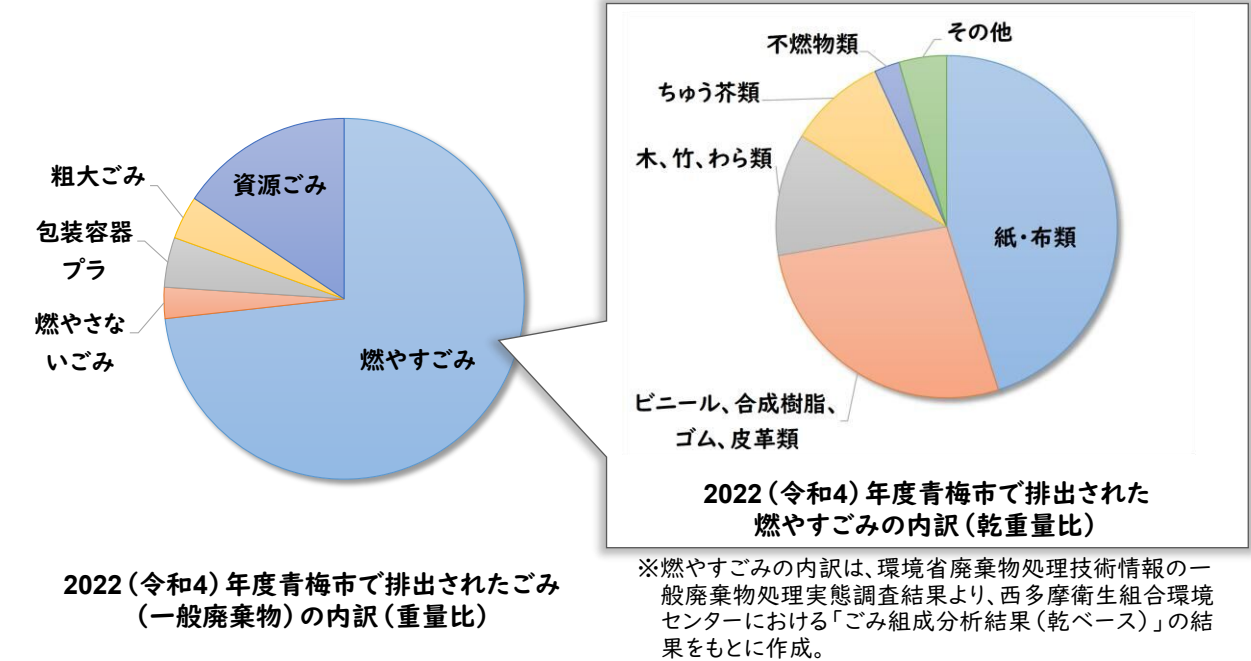
廃棄物を適正に処理し、リユース、リサイクルに取り込むことにより、社会全体のごみの排出量の低減につなげます。また、ごみの不法投棄*は、景観の悪化、野生動物への影響、土壌汚染、悪臭等、様々な環境問題につながるため、適正な処理の徹底を進めます。

取組	市民	市	事業者
資源物の分別の徹底を図り、資源の適正処理とごみの減量を推進し、廃棄物処理に係る温室効果ガスの発生を抑制します。	○	○	○

●資源物の分別

プラスチックや資源ごみ等は、正しく分別しなければリサイクルすることができません。「混ぜればごみ、分ければ資源」といいますが、最終処分されるごみの量を減らすためには、一人一人がきちんと分別を行うことが大切です。分別を全くしない場合、すべてのごみを燃やすことになり、処理場の負担や、焼却残さの処理が問題になります。

市内で排出される燃やすごみの中には、紙類やビニール類等、資源として回収できるものも含まれているため、分別を徹底することで焼却処分されるごみの量を減らすことができます。



燃やすごみに
資源が含まれているかも？！



方針5 森林整備等による吸収源対策の推進

森林には、生物多様性保全、土砂災害防止、水源かん養*、保健休養の場の提供等の機能に加え、二酸化炭素の吸収やバイオマスの生産といった機能があります。

また、都市公園のようなまちなかのみどりにも二酸化炭素吸収源としての機能が期待されており、本市において、吸収源対策はカーボンニュートラルの実現に向け重要な取組の1つとなっています。二酸化炭素吸収源の確保のため、適正な森林管理やまちなかのみどりの保全・活用を行い、市内の森林面積、みどり率の現状維持を目指します。

指標	現状値（年度または年）	目標値（2034年度）
市内の森林面積	6,462ha（2022年）	6,462ha維持
市全域のみどり率	79.6%（2023年）	79.6%維持

5-1.森林の保全や適正管理による吸収源の保全、適正な利用の推進

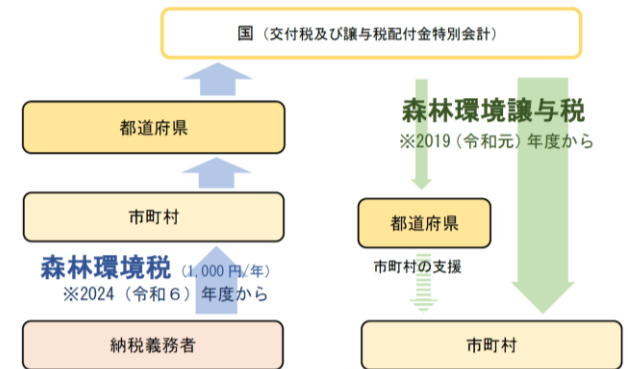
森林は、生長段階において大気中の二酸化炭素を取り込み、炭素として固定します。この森林による二酸化炭素の取り込みが安定して機能するよう、森林の適正な管理を進めます。また、森林環境譲与税を活用した取組や、森林整備により見込まれる二酸化炭素吸収量の取引（J-クレジット制度の活用）も検討していきます。

取組	市民	市	事業者
「青梅市森林整備計画」にもとづく、適正な森林整備を進めます。	○	○	○
森林ボランティアや企業等と連携した森林保全活動への参加や支援を行います。	○	○	○
森林環境教育等を通じて森林の有する公益的な機能に関する普及啓発を推進します。		○	○
多摩の森林再生事業等、都と連携した森林整備を行います。		○	○
森林環境譲与税を活用し、森林整備に関する施策、多摩産材の利用促進、森林整備の担い手の育成や確保等を行います。		○	
J-クレジット制度（カーボンオフセット）の活用を検討します。		○	○

●森林環境税・森林環境譲与税

森林環境税とは、2024（令和6）年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

森林環境譲与税は、市町村においては、「森林整備及びその促進に関する費用」に、また、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てるとされています。

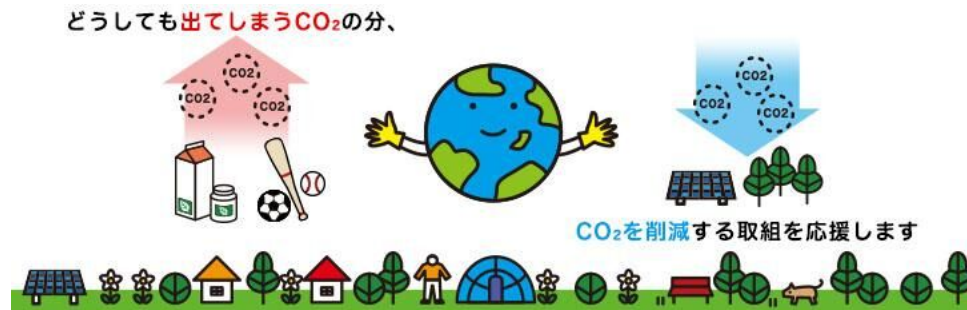


出典：総務省

●カーボンオフセット、J-クレジット制度

排出量削減の取組をしても発生してしまう二酸化炭素等の温室効果ガスを、森林による吸収や省エネルギー設備への更新により創出された他の場所の削減分で埋め合わせ（＝オフセット）する取組をカーボンオフセットといいます。

また、J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素の吸収量を「クレジット」として国が認証するカーボンオフセットの制度で、国により運営されています。クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指しています。



出典：J-クレジットHP

5-2. まちなかの緑化による吸収源の確保

まちなかのみどりは、景観の向上、環境の保全に加え、二酸化炭素の吸収源（緩和策）にもなります。さらに、木陰はわたしたちを直射日光から守り、またヒートアイランド現象を緩和します。

このように、地球温暖化対策、気候変動適応策等、様々な効果が見込めることから、緑地の保全やまちなかの緑化を進めます。

また、屋上緑化*やみどりのカーテン等、まちなかの緑化を支援・推進します。

取組	市民	市	事業者
「青梅市みどりの基本計画」にもとづく、緑地の保全および緑化を推進します。		○	
緑化の推進の意義を学び、啓発します。	○	○	○
緑化に関する制度の普及啓発を行います。		○	
道路や都市公園等の各種公共施設の樹木を適正に管理し、まちなかのみどりを維持していきます。		○	
屋上緑化、壁面緑化*、みどりのカーテン、生垣等身近な緑化についての取組を支援・推進していきます。	○	○	○
多摩川沿いの崖線樹林を適正に管理し、温室効果ガス吸収源を確保するとともに、景観の形成、憩いの場の形成、雨水の保水・浸透等にも貢献します。		○	

●みどりのカーテンの効果

みどりのカーテンとは、ゴーヤやアサガオ等のつる性植物を育ててネット一面にはわせてできる植物のカーテンをいい、エアコンに頼りすぎず、気持ちよく夏を過ごす工夫の1つとされています。

●みどりのカーテンの効果

- 日射しを遮断、または和らげ、室内の温度上昇を抑える
- 建物の壁や周辺の地面等も日陰にすることで、周辺の温度上昇を抑える
- クーラーの使用時間が減ることで、節電・省エネにつながる
- 植物の二酸化炭素吸収・固定作用等により地球温暖化対策に有効
- 植物を見ることで精神的な疲労や緊張感が緩和される
- 自然とのふれあいの中でしか感じることができない充実感を味わえる



出典：青梅市HP

第5章 気候変動適応策

1. 気候変動適応策とは

気候変動適応策とは、気候変動による影響に対し、被害の回避や低減のために備える取組をいいます。さらには、気候変動による影響を有効に活用することも含みます。

2. 影響に対する適応策

本市の気候変動適応策について、国の気候変動影響評価報告書を参考に、本市への影響を考察し、影響が考えられる項目についての適応策を以下に示します。

分野	大項目	考えられる影響	適応策	市民	市	事業者
1 農業・林業・水産業	農業	南方系の害虫・雑草の侵入	害虫、雑草の侵入に対する対策の周知		○	
		強雨の増加による農業への影響	農業基盤の整備		○	
	林業	病害虫被害の変化	病害虫に対する情報提供、対応策の周知		○	
2 水環境・水資源	水環境	河川等の水質の変化	継続的な水質調査、影響確認時の原因究明		○	
	水資源	水需要時期の変化・需給バランスの変化	水需要の現状把握、公表		○	
3 自然生態系	陸域生態系・その他	動植物の分布変化	指標種の設定と、定期的な調査の実施および結果の公表		○	
		希少動植物の生息・生育数の変化				
	淡水生態系	外来種の生息・生育数の増加による、在来種に対する影響	指標種の設定と、定期的な調査の実施および結果の公表		○	
4 自然災害・沿岸域	河川・山地・その他	台風の大化や局所集中豪雨の増加による河川氾濫リスクや土石流・地滑りリスクの増加	ハザードマップ*および災害発生時の避難経路、行動指針の把握および周知	○	○	○
5 健康	暑熱	熱中症の増加、重篤化	熱中症の危険性や応急処置の把握および周知	○	○	○
			気温や湿度、天気予報等をふまえた熱中症注意情報の発信等、状況に応じた注意喚起		○	○
			涼み処の設置、利用	○	○	○
	感染症	蚊やダニが媒介する感染症の増加	発生確認時の速やかな駆除、駆除体制の構築		○	
6 産業・経済活動	エネルギー	エネルギー需要の変化	感染時もしくは感染が疑われるときに取るべき行動を把握、周知	○	○	○
			光化学オキシダントによる健康へのリスクと対処方法について学習・周知	○	○	○
			エネルギー需給の逼迫時や供給過多時のデマンドレスポンスへの協力	○	○	○
7 国民生活・都市生活	都市インフラ・ライフライン等	停電の発生	太陽光発電や蓄電池による代替電源の確保、マイクログリッド構築の検討	○	○	○
		公共交通機関の運休	適切な情報把握と情報発信による、事前移動の徹底	○	○	○
	その他	熱ストレス、睡眠障害の発生	空調の適切な使用	○	○	○
			気候に合わせた服装で過ごす「サステナ×Blue*スタイル」の推進	○	○	○

●熱中症の予防と応急処置

熱中症とは、高温多湿な環境に長時間いることで、体温の調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されるばかりか、場合によっては死亡することもあります。正しい知識を身につけ、体調の変化や周囲に気を配ることで、熱中症による健康被害を防ぐことができます。

熱中症を引き起こす3つの要因

要因 その1

環境

- ・気温や湿度が高い ・風が弱い ・急に暑くなった
- ・日差しが強い ・締め切った室内 ・エアコンのない部屋

夏の室温 28℃は目安です。外気温や湿度、体調等を考慮しながら調整してください。温度計がお勧めです。



要因 その2

からだ

高齢者

- ・体内の水分が不足しがち。
- 体内の水分量は高齢者50%、成人60%、小児75%。
- 体内の老廃物を排泄する際に、たくさん水分が必要。
- ・暑さに対する感覚機能(のどの渇きなど)が低下。
- ・暑さに対する体の調節機能が低下。



子ども

- ・体温調節機能が未発達。特に汗をかく機能が未熟。
- ・体重に比べ体表面積が広いので、気温等の影響を受けやすい。
- ・身長が低いので、照り返しの影響を受けやすい。

糖尿病、肥満、体調不良者など

状態により、体温調節機能の低下や、皮下脂肪が体内の熱を逃がしにくい、脱水症などになります。

要因 その3

行動

- ・激しい筋肉運動や、慣れない運動
- ・長時間の屋外作業
- ・水分摂取できない状況

熱中症を予防するために
ちょっと気を付けてみよう！

水分・塩分補給(1日、2ℓを目安に)

- ・水分補給は「のどが渇く前、こまめに摂る」が理想的！
- ・大汗をかけたときは、塩分と糖分を摂りましょう。
- ・運動や入浴する前後、就寝・起床時に水分補給をしましょう。



室内の過ごし方

- ・エアコンや扇風機、カーテンを上手に利用しましょう。
- ・室温や湿度が高いときは、特に注意をしましょう。

暑さ・直射日光を避けましょう

- ・涼しい服装や日傘、帽子で工夫しましょう。
- ・外出する際は時間帯に注意し、日陰を利用しましょう。



暑さに備えた体づくり

- ・バランスのよい食事を摂りましょう。
- ・食事で水分も塩分も補給でき、暑さに強い体になります。

体調管理

- ・徐々に体を暑さに慣らし、無理のない範囲で体を動かしましょう。
- ・寝不足など体調の悪いときは、無理をせず休みましょう。
- ・「体調がおかしい」と感じたら、誰かに相談しましょう。

青梅市の「暑さ指数」が検索できます！

熱中症の予防や、生活や運動をする際にお役立てください。
環境省熱中症予防情報サイト⇒



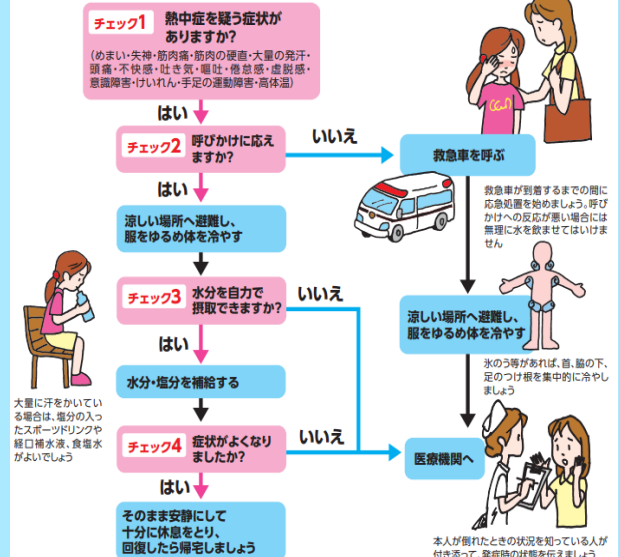
「涼み処」はじめました

のぼり旗「涼み処」が目印です。
青梅市では暑さをしのぐ、ひとときの「涼み処」
として、9月末ごろまで
各市民センターなどを開放しています。
詳細はホームページをご覧ください



熱中症の応急処置

もし、あなたのまわりの人が熱中症になってしまったら……
落ち着いて、状況を確認して対処しましょう。最初の措置が肝心です。



参考：環境省「熱中症予防情報サイト」

出典：青梅市健康センター

●光化学オキシダントによる健康へのリスクと対処方法

自動車や工場等から排出された窒素酸化物（NOx）や、ガソリンやシンナー等に含まれる炭化水素（HC）等が、太陽の強い紫外線を受けて光化学反応により、光化学オキシダント（Ox）という新たな物質に変化します。光化学オキシダント（Ox）が濃くなると、白いモヤがかかったようになり、この現象を光化学スモッグといいます。光化学スモッグは、特に6～8月頃の、風が弱くて気温が高い晴れた日に発生しやすくなり、目がチカチカする、のどが痛いといった症状が出る場合があります。

【光化学スモッグ注意報が出たときは】

- ・屋外にいる場合はすぐに屋内に入り、水道水で洗眼やうがいをして、屋内で安静にしましょう。
- ・症状は目や呼吸器系が中心で一過性のものがほとんどですが、しばらくしても症状が治らない場合や症状が重い場合は、必ず医師の診断を受けましょう。

【光化学スモッグが発生しやすい日】



出典：独立行政法人環境再生保全気候HP

●風水害時の行動、ハザードマップおよび災害発生時の避難経路の確認

山間部の多い本市では、特に土砂災害に警戒する必要があります。地震と異なり、台風接近や長雨が続く等、ある程度事前に災害発生の予測をすることもできることから、早めの避難行動をとることにより被害を最小限にすることができます。

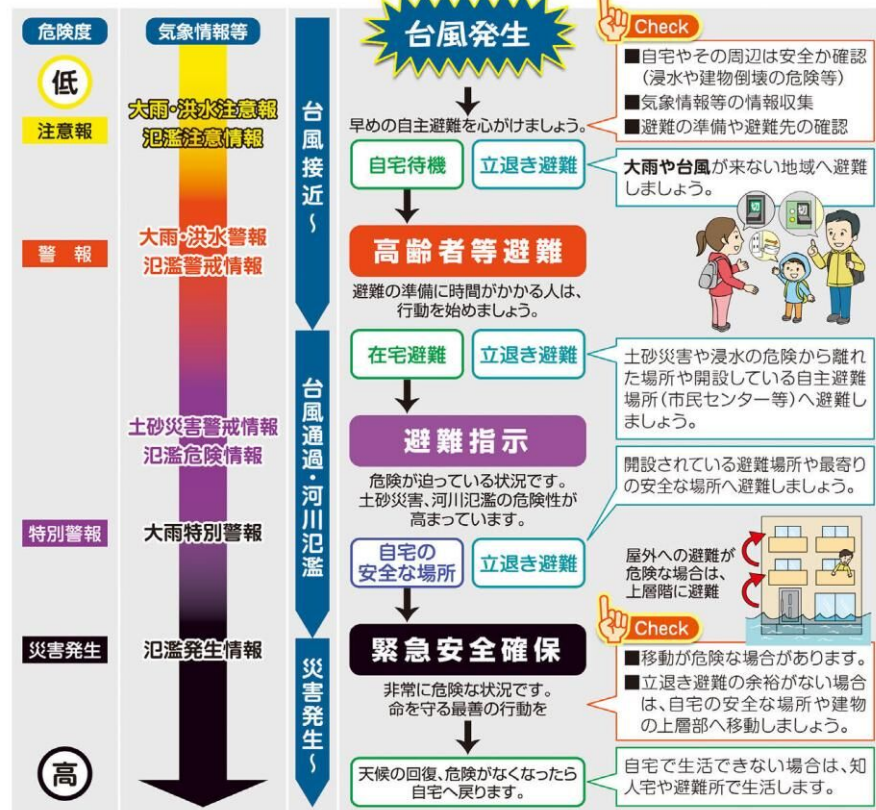
風水害のうち大雨や台風等は、土砂災害警戒区域あるいは浸水予想区域、多摩川浸水想定区域に住宅がある方が避難行動の中心的な対象者となり、これらの区域は防災マップやハザードマップで確認することができます。

なお、自宅が土砂災害警戒区域や浸水予想区域、多摩川浸水想定区域に入っていないとしても、斜面に面している場所等は注意が必要です。

●警戒レベルと取るべき行動避難の流れ

警戒レベル	市の発令 (避難情報)	とるべき行動
警戒レベル5	緊急安全確保	既に災害が発生または切迫している状況です(命の危険)。直ちに命を守るための最善の行動をとってください。
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難>~~~~~		
警戒レベル4 全員避難	避難指示 ※今までの避難勧告のタイミングで発令されます。	危険な場所(対象となる地域)から、全員避難してください。 ※自宅が安全であれば、屋内で安全を確保してください。
警戒レベル3 高齢者等は避難	高齢者等避難 ※高齢者等以外の人でも避難の準備、または、自主的に避難を開始してください。	危険な場所(対象となる地域)から、避難に時間がかかる人等は避難してください。 ※自宅が安全であれば、屋内で安全を確保してください。
警戒レベル2		避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。
警戒レベル1		災害への心構えを高めましょう。

## ●避難の流れ



確認してみてね!



青梅市土砂災害ハザードマップ・  
多摩川洪水ハザードマップ

出典: 青梅市

### ●デマンドレスポンス（需要応答）

電力需給のひっ迫時あるいは電力余剰時に、需要者側が需要減または需要増となるように対応することを、デマンドレスポンスあるいはディマンドリスポンス（DR）と言います。

これまでは、発電所が電力需要に合わせて供給量を調整していましたが、近年は太陽光発電や風力発電等、自然エネルギーを利用した発電が増加したため、供給側での供給量の調整が難しくなっています。このため、需要者側での需要量の調整が必要になりました。

デマンドレスポンスは、需要を減らす（抑制する）「下げDR」と、需要を増やす（創出する）「上げDR」の二つに区分されます。需要が大きく、供給が少ないときは節電や蓄電池からの給電により「下げDR」を、供給余剰時は蓄電池や電気自動車への充電により「上げDR」を行います。

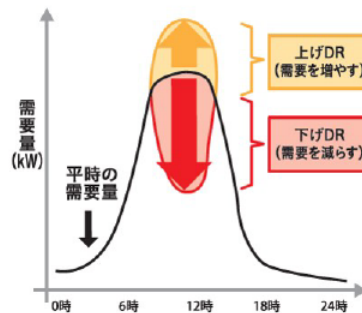
なお、複数の太陽光発電や蓄電池を束ね、統合制御により電力の需給バランスを調整する仕組みを、バーチャルパワープラント（VPP）とよび、デマンドレスポンスとともに需給バランスの維持への貢献が期待されています。

#### 上げDR

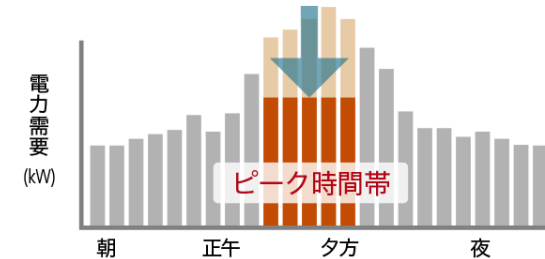
DR発動により電気の需要量を増やします。  
例えば、再生可能エネルギーの過剰出力分を需要機器を稼働して消費したり、蓄電池を充電することにより吸収したりします。

#### 下げDR

DR発動により電気の需要量を減らします。  
例えば、電気のピーク需要のタイミングで需要機器の出力を落とし、需要と供給のバランスを取ります。



ディマンド・リスポンスにより  
電力需要をスマートにコントロール



出典：資源エネルギー庁HP

### ●家庭でできる気候変動適応策

地球温暖化による気候変動の影響に対処するための家庭でできる適応策には、次のようなものがあります。

- 気温が高くなる日は、日傘を使用したり、飲み水を用意したりする等、熱中症対策を行う。
- 病気を媒介する虫に刺されないように、虫よけスプレー等を使用する。
- 打ち水やグリーンカーテンの設置を行い、気温の上昇に対応する。
- 災害時の非常用備品や食糧を備えておく。
- 家や学校、職場の防災ハザードマップを確認し、身の回りの危険性や、避難所の位置、避難経路を把握する。

## 第6章 計画推進のしくみ

### 1. 計画の推進・進捗管理組織

計画を実効性のあるものとしていくため、計画の進捗管理は、PDCAサイクルを用いて、[PLAN・計画]→[DO・実行]→[CHECK・点検]→[ACTION・改善]という流れで行います。このPDCAサイクルは、1年を基本単位として実施しますが、進捗状況や社会状況の変化に対応するため、必要に応じて計画本体の見直しを行います。

#### 環境審議会

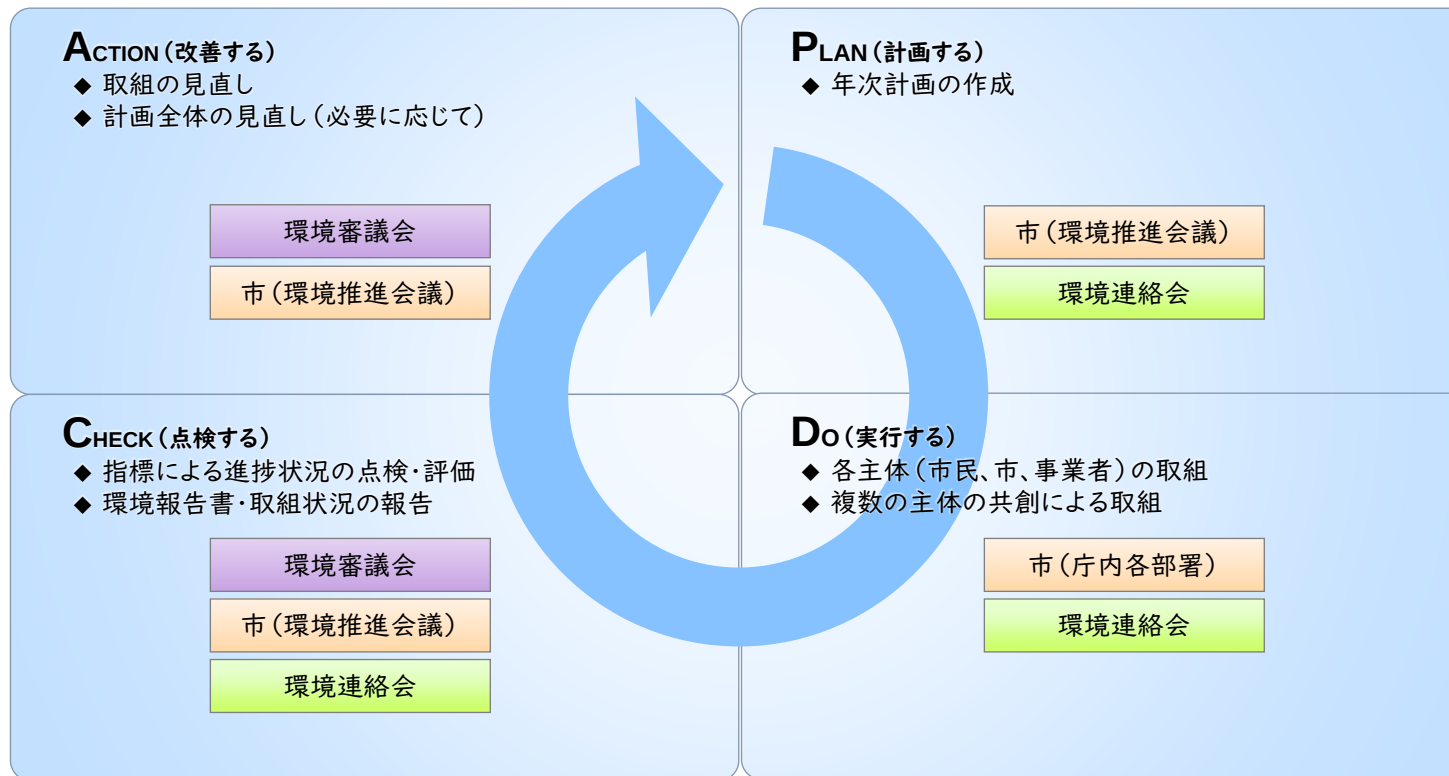
市長からの諮問に対し調査審議の後、答申する。  
市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議する。

#### 環境推進会議

市内各部署からなる組織で、市の環境の保全等に関する施策について検討し、推進する。本計画の進捗管理、全体の環境マネジメントを行う。

#### 環境連絡会

おうめ環境市民会議、市民団体、事業者と市の運営組織として、基本計画および取組内容の実施主体相互の共通理解と連絡調整を図る。  
共創事業を調整・推進する。



## 2. 環境指標および目標

本計画の点検・評価（CHECK）は「指標の目標に対する進捗状況」により行います。指標は全体の指標を市域の二酸化炭素削減目標とし、また方針ごとに設定している目標達成に向け、各主体がそれぞれにまたは協働*して取り組みます。

また、各指標の値と目標値から計画の進捗状況进行评估します。取組を進めても環境目標が達成に向っていない場合は、取組を見直します。

指標および目標一覧

区分	指標	現状値（年度または年）	目標値（年度） ※年度の記載がない場合は2034年度
全体	市域の二酸化炭素排出量の2013（平成25）年度比削減量	24.1%（148.6千t-CO ₂ ）削減（2021年度）	46%（283.1千t-CO ₂ ）削減 プラス さらに高み（削減量の+ $\alpha$ ）を目指す（2030年度） 56.5%（347.7千t-CO ₂ ）削減（2034年度）※1
方針1	市民1人1ヶ月当たりの電力使用量	367kWh/人・月（2022年度）	278kWh/人・月
方針2	市域の再生可能エネルギーの導入量※2	24,329MWh（2022年度）	49,337MWh（2030年度） 130,501MWh（2034年度）※3
方針3	骨格的なバス路線の利用者指数※4	83（2021年）	88
	主に自家用車を利用して通勤・通学している人の割合※5	43.4%（2023年）	40.0%以下
方針4	1人1日当たりの燃やすごみ排出量	556.9g（2022年度）	512.5g
	総資源化率	33.3%（2022年度）	40.3%
方針5	市内の森林面積	6,462ha（2022年）	6,462ha維持
	市全域のみどり率	79.6%（2023年）	79.6%維持

※1：2034年度の目標値は「2050年カーボンニュートラル」を満たす二酸化炭素削減量からバックキャストにより計算

※2：「自治体排出量カルテ」における公表値

※3：2034年度の目標値は「2050年カーボンニュートラル」を満たす再生可能エネルギー導入量からバックキャストにより計算

※4：青梅市地域公共交通計画における指標で、骨格的なバス路線のうち梅74、梅76、河10、河11の4系統について、令和元年度の利用者数の合計を100とした場合の利用者数の指数

※5：通勤・通学時に自家用車・自動二輪車の移動距離が最も長い人の割合（アンケート調査より）

第3部  
資料編



## 1. 計画策定体制と策定経過

### (1) 計画策定体制

#### ア 環境審議会

区分	委員氏名	役職等	備考
公募による市民 2人 (男女各1人)	氏 江 規 雄		
	鮫 島 ひふみ		
各種団体の代表 2人	宮 口 泉	青梅市自治会連合会会長	
	小 澤 徳 郎	一般社団法人青梅市観光協会会長	令和5年度
	竹 内 俊 夫		令和6年度
事業者 2人	野 村 直	青梅市農業振興団体連絡協議会会長	令和5年度
	榎 戸 茂 之		令和6年度
	久 保 安 宏	青梅商工会議所工業部会部会長	副会長
学識経験者 2人	西 浦 定 継	明星大学建築学部教授	
	小 堀 洋 美	東京都市大学特別教授	会長
関係行政機関の職員 2人	黒 瀬 淳 美	東京都多摩環境事務所 環境改善課長	令和5年度
	船 木 克 彦	東京都多摩環境事務所 副所長	令和6年度
	廣 瀬 光一郎	東京都森林事務所 保全課長	



環境審議会委員



令和6年度第3回環境審議会

## イ 環境基本計画等懇談会

区分	委員氏名	役職等	備考
公募による市民 2人 (男女各1人)	相 山 春 樹		
	小 川 佳那恵		
各種団体の代表 3人	野 澤 俊 雄	おうめ環境市民会議	
	白 川 弘	青梅市環境美化委員連合会会長	副会長
	及 川 清 隆	美しい多摩川フォーラム事務局長	
市内事業者の代表 3人	山 崎 靖 代	NPO法人青梅林業研究グループ理事	
	大 野 仁和雄	西東京農業協同組合青壮年部部長	
	井 戸 功 誠	井戸鉄建株式会社 代表取締役 社長	
学識経験者 2人	奥 真 美	東京都市大学環境学部教授	会長
	柳 川 亜 季	明星大学理工学部准教授	



環境基本計画等懇談会委員

ウ 青梅市環境基本計画等検討委員会

委員長：川島正男

副委員長：高野剛志（並木友道） 野村正明

委員：関根真吾 山本綱二 河村純 小井戸雄一 木下政廣 塚田正巳 村井基樹 並木友道（渡部亀四郎）  
 並木徹二 木下茂 田中常治 芥川純一郎 平岡正海（遠藤康弘） 榎本雅弘（秋山和則）

※（ ）は前任者

## (2) 策定経過

年度	期日	実施内容
令和4年度	2月8日	令和4年度第2回環境審議会（諮問）
令和5年度	6月14日	第1回青梅市環境基本計画等検討委員会
	6月28日	令和5年度第1回青梅市環境審議会
	7月26日	第1回青梅市環境基本計画等懇談会
	8月9日～24日	パブリック・コメント（地球温暖化対策実行計画の目標について）
	8月18日～9月17日	市民・事業者アンケート
	8月28日	第2回青梅市環境基本計画等検討委員会
	8月29日	令和5年度第2回青梅市環境審議会
	8月31日	第2回青梅市環境基本計画等懇談会
	11月5日	第1回市民座談会
	11月16日	第3回青梅市環境基本計画検討委員会
	11月29日	第3回青梅市環境基本計画等検討懇談会
	12月18日	令和5年度第3回青梅市環境審議会
	2月8日	第4回青梅市環境基本計画等検討委員会
	2月21日	第4回青梅市環境基本計画等懇談会
	3月21日	令和5年度第4回青梅市環境審議会
令和6年度	5月23日	第5回青梅市環境基本計画等検討委員会
	7月20日	第2回市民座談会
	8月5日	第6回青梅市環境基本計画等検討委員会
	8月26日	第5回青梅市環境基本計画等懇談会
	9月30日	令和6年度第1回青梅市環境審議会
	10月11日	第7回青梅市環境基本計画等検討委員会
	10月30日	第6回青梅市環境基本計画等懇談会
	11月14日	令和6年度第2回青梅市環境審議会
	12月2日～16日	パブリック・コメント
	1月10日	第8回青梅市環境基本計画等検討委員会
	1月23日	第7回青梅市環境基本計画等懇談会
	2月7日	第9回青梅市環境基本計画等検討委員会
	2月19日	令和6年度第3回青梅市環境審議会（答申）



環境審議会答申

### (3) パブリック・コメント実施結果

「第3次青梅市環境基本計画(案)」および「第2次青梅市地球温暖化対策 実行計画(区域施策編)案」へのパブリック・コメント実施結果。

#### ア 実施期間

令和6年12月2日(月)から令和6年12月16日(月)までの15日間

#### イ 意見募集結果

期間中5名・7件

#### ウ 意見要旨および市の考え方

##### a. 「第3次青梅市環境基本計画(案)」

- ・国内外の情勢に対する意見      ・アンケート結果に対する意見      ・テーマ「みどり」に対する意見      ・テーマ「水」に対する意見
- ・テーマ「大気」に対する意見      ・テーマ「ごみと資源」に対する意見      ・テーマ「エネルギー」に対する意見

国内外の情勢に対する意見	
意見要旨	市の考え方
7ページの表内の2021年「IPCC第6次報告書」は、第1作業部会の報告のことかと思うが、全体の統合報告書は2023年に発行された。間違いではないが、記載を正確にした方がよい。	2021年「IPCC第6次報告書」とある記載を削除し、2023年「IPCC第6次評価報告書統合報告書」の記載を追加しました。
市を挙げてカーボンニュートラルと言っているが、大気中の二酸化炭素の割合は、0.04%に過ぎない。このうち問題となるのは人工的な二酸化炭素であり、その割合は0.04%の中のたった11%である。わずか0.04%の中の11%を無くすために、莫大な資金を投入する必要があるのか。	大気中の二酸化炭素濃度と温室効果の関係については、国際的にも様々な意見があることを承知しておりますが、国や都の動向を踏まえて対応してまいります。
2023年の温室効果ガス排出量は、国連環境計画(UNEP)によると、中国160億トン、米国59億トン、インド41億トン、EU32億トン、ロシア26億トン、日本11億トンとなっており、日本は極めて少ない排出量である。これを減らす必要は皆無と考える。ここに挙げた日本以外の国は、排出量の削減にあまり協力的ではない国ばかりである。国からの要請があるからだと思うが、青梅市がカーボンニュートラルを宣言する必要があるとは思えない。	青梅の魅力ある地域資源を未来へと引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが、今まで以上に地球温暖化に対して強い危機感を持ち、脱炭素への取組を強化する必要があると捉え、本市においても、2022(令和4)年2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。
アメリカのトランプ大統領は、化石燃料を重視している。また世界の多くの国では、太陽光をはじめとする再エネは立ち行かないことがわかり、化石燃料の見直しやガソリン車の復活に舵を切っている。そんな中で、日本だけがEV車や再エネへと猛進していくのは、たいへん危険である国からの命令に従わざるを得ない面もあると思うが、青梅市は少し賢く立ち回り、再エネへ向かうスピードを遅くしてはどうか。	再生可能エネルギーの導入は、エネルギーの外国への依存度の低下や、災害発生時のレジリエンスの強化という面での効果もあるため、取り組んでおります。

アンケート結果に対する意見	
意見要旨	市の考え方
23ページのアンケートの結果の「市が重点的に取り組むべき事項」として、市民が多く選んだものについて、「14.太陽光・太陽光・バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入促進」については、10年前の意見と比べると半分となっている。市民はこの10年間に再生可能エネルギーについて半数が「取り組む必要無し」と判断した結果と言えるが、市は再生可能エネルギーを強く推そうとしており、市民の意見を反映していない。	太陽光発電の導入は10年前に比較して進んでいるため、「重点的に取り組むべき事項」とする意見が減ったものと考えており、取り組む必要がないと判断されたものとは認識しておりません。
23ページのアンケートの結果の「市が重点的に取り組むべき事項」として、市民から選ばれた事項の上位3位と4位は、「2.動植物にとって良好な森林・河川の保護・回復」、「1.里山・農地など身近な里山・農地など身近な環境の維持管理」であり、青梅市にとって重要である森林・里山・農地など壊して設置する太陽光パネルを推すのは、どう考えてもおかしい。望ましい環境像を支える6つの環境テーマの「みどり」と「エネルギー」の中の「3.再生可能エネルギー等の利用を促進する」は矛盾します。緑地がどんどん少なくなっている現代、青梅市の森林・里山・農地を最低でも維持、できれば増やすことが必須です。そして、もういぶん前から食料自給率を上げる必要が叫ばれている中、青梅市で農業を活性化することは非常に重要である。	基本的に木々を伐採して太陽光パネルを設置することは考えておりません。 また、農業においては、営農型太陽光発電について普及啓発する予定です。
25ページのアンケートの結果「市が重点的に取り組むべき事項」として、事業者が多く選んだものについて「11.太陽光発電など再生可能エネルギーを利用した設備や高効率設備機器の導入に関する支援制度の充実」が最も多くと書いてありますが、「太陽光発電など再生可能エネルギーを利用した設備」と「高効率設備機器」の2つを並列するべきではないと考える。そして、この項目を選んだ事業者は、この異なる2つのどちらを重要視したのかわからない。	省エネルギーに資する機器の導入に支援を必要としているかどうかを問うために設けた質問です。
テーマ「みどり」に対する意見	
意見要旨	市の考え方
青梅市には豊かな森林があり魅力の一つになっていると思うので、36ページ「基本方針1みどり豊かな森林を守り、育て、活かす」の項目に、FSC認証等、狭くても象徴となる世界基準の持続可能な認証管理地を作っていくことを加えることを検討いただきたい。	御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
40～41ページの「基本方針3恵み豊かな農地を活かす」の市の取組事例の中に、気候変動に対する農業への支援を加えてほしい。（作付け変更等の支援策等）	具体的施策11の農業支援の中で気候変動への適応も含めどのような支援が可能か検討してまいります。
40～41ページの「基本方針3恵み豊かな農地を活かす」の市の取組事例の中に、景観を守りながら、ソーラーシェアリング等の活用の支援を追加してほしい。	具体的施策10の環境保全型農業の推進の中で、景観を守りながらのソーラーシェアリングの活用も検討してまいります。
テーマ「水」に対する意見	
意見要旨	市の考え方
46ページの「基本方針2きれいな水・豊かな水量を守る」の中でPFASに関する記載を加えてほしい。もしくは、PFAS以外も含めて、水質に異常がありそうなときはきちんと確認をして公表する旨を明記していただきたい。	水質汚濁防止法の規定により、水質調査の結果は公表が義務付けられております。 また、国はPFASのうち、PFOS、PFOAについて、河川水および水道水の暫定基準を設けており、調査を進めるとともに今後の方針を検討しているため、国の動向を踏まえて対応してまいります。

テーマ「大気」に対する意見	
意見要旨	市の考え方
55ページの表内の市の取組事例の中に、業務用車両の適正な運用・整備について、事業者と協力したり、または事業者を支援する、というような項目を加えてほしい。(どうしても事業者だけの取り組みですと限界があるように思うからです)	御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
テーマ「ごみと資源」に対する意見	
意見要旨	市の考え方
59ページの表内の市の取組事例の中に、事業者と連携し、容器包装プラや過剰なプラを削減する、というような項目を加えてほしい。(どうしても事業者だけの取り組みですと限界があるように思うからです)	御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
59ページの表内の市民団体の「プラスチックごみの問題について、啓蒙活動を行います。」ですが、「啓蒙」という言葉は「啓発」ではいけないか？(言葉の印象の問題です)	表現について改めます。
60ページの表内の市の取組事例の中に、事業者の取り組みを支援していただく項目を追加していただきたい。(どうしても事業者だけの取り組みですと限界があるように思うからです)	食品ロスには市民・事業者の皆様の協力が必要になってまいります。その為の支援の必要性についても承知しておりますので、今後の検討課題として捉え、御意見として承ります。
テーマ「エネルギー」に対する意見	
意見要旨	市の考え方
家電製品で唯一スイッチが無い冷蔵庫は、家庭の中で一番電気の消費量が多いため、古い冷蔵庫を新しい電気消費量の少ない冷蔵庫に買い替えるための補助金を出して、買い替えの後押しをする省エネ事業にできないか。	市では、費用対効果等を検討した中で省エネルギー事業を進めておりますので、御意見として承ります。
64～66ページの表内の市の取組事例の中に、事業者の取り組みを支援していただくという項目を追加してほしい。(どうしても事業者だけの取り組みですと限界があるように思うからです)	省エネルギーの推進や、再生可能エネルギーの利用促進の為の支援の必要性についても承知しておりますので、今後の検討課題として捉え、御意見として承ります。
太陽光パネルには、たくさんのデメリットがある。 ・天候によって安定供給ができないため、火力発電の強力なバックアップが必要であり、石炭火力を減らすことにはならない。 ・火力発電所と太陽光発電所を単位面積当たり発電電力量で比較すると、2600:1である。発電効率が悪いため、再エネが進むほど電気代が高くなる。 ・太陽光パネルの寿命は、メーカー自ら25年しか持たないと言っている。また、廃棄時に猛毒が発生するために、コストのかかる特別な廃棄作業が必要である。 ・太陽光パネルで火災が起ると、光が当たっている限り発電し、消火活動ができないため、数日間燃え続ける危険がある。 他にもいくつものデメリットがあり、設置は大変なリスクを背負うことになるが、リターンは少ないため、百害あって一利なしと言っても過言ではないと考える。ゼロカーボンシティの実現など、不可能である。	太陽光パネルには御指摘のような課題があると認識しております。 一方で、国により、使用済の太陽光発電設備の廃棄、リユース、リサイクルについて検討が進められている等、対応策についても検討されております。これらの動向を踏まえ、取組を進めてまいります。

## b. 「第2次青梅市地球温暖化対策 実行計画(区域施策編)案」

- ・計画の基本的事項に対する意見
- ・計画策定の背景に対する意見
- ・青梅市の現状に対する意見
- ・気候変動緩和策～2050年カーボンニュートラルの実現にむけて～に対する意見
- ・計画推進のしくみに対する意見

計画の基本的事項に対する意見	
意見要旨	市の考え方
計画期間が10年は少し長いように思う。社会変化のスピードも早くなる可能性もあるため、5年など、途中できちんと評価をするタイミングを作り、そのことを明記してもらいたい。	計画の見直しについては社会情勢の変化等に応じて行う予定です。
計画策定の背景に対する意見	
意見要旨	市の考え方
地球温暖化対策は、青梅市を守り、新しい豊かさや魅力を作り出すことができるというようなポジティブな表現を取り入れてほしい。(例えば80ページや81ページ)	表現について改めます。
82ページの表内の2021年「IPCC第6次報告書」については、第1作業部会の評価報告書のことと思うが、全体の統合報告書は2023年に発行されたと思うので、間違いではないが、記載をもう少し正確にされたい。	2021年「IPCC第6次報告書」とある記載を削除し、2023年「IPCC第6次評価報告書統合報告書」の記載を追加しました。
気候変動緩和策～2050年カーボンニュートラルの実現にむけて～に対する意見	
意見要旨	市の考え方
2030年度目標値に向けて、今後5年間の年度毎の目標値も合わせて明記しなければ、点検・評価もできないのではないかな。	年度毎の排出量の目安は持っていますので、計画の進ちょく管理においては、御意見を参考として進めてまいります。
2030年の排出削減目標は、国との整合をとり2013年比で46%とのことであるが、国と青梅市とはそれぞれ事情も状況も異なるので、46%にこだわらず独自の積極的な数値目標があると良いのではないかな。	市では、より高い目標に向って市民および事業者等と計画を推進していきたいと考えておりますが、まずは国の目標をクリアすることを目指しております。
各方針の表内「取組内容」に、「～普及啓発を行います」との表記が多く出てくるが、普及啓発を行うのは市か。普及啓発だけでは削減にはならないので、表現をまとめたり変えた方が良いと思う。	普及啓発は市を中心に行ってまいります。カーボンニュートラルの達成には、全ての皆様のライフスタイルの転換が必要であると認識しております。そのため、普及啓発を通じて、この転換を強制や義務を伴わない「デコ活」として推進してまいります。

気候変動緩和策～2050年カーボンニュートラルの実現に向けて～に対する意見	
意見要旨	市の考え方
青梅市におけるエネルギー消費量の削減を実現するためには市民による各家庭でのエネルギー消費量の削減が、各家庭でのエネルギー消費量の削減を実現するためには家電の省エネ化は必須事項と思う。しかしながらエアコンや冷蔵庫などは高価であり、エネルギー消費量の削減を目的として購入することは中々難しい。青梅市からの期間限定で補助があるとすれば、一気に家電の省エネ化が進むのではないかな。	今後の省エネルギー事業の参考とさせていただきます。
105ページからの「方針3 脱炭素のまちづくりの推進」に記載はあるが、青梅市では運輸部門の削減も非常に大事であると思うので、もう少し記載を加えてもらいたい。	移動における脱炭素の取組として、「3-3.移動における脱炭素化」に地産地消の促進に関する内容を記載します。
青梅には森林という財産があり、森林吸収という重要な役割を担うものなので、方針5の森林の項目に、FSC認証等、狭くても象徴となる世界基準の持続可能な認証管理地を作っていくことを目指してほしい。	御意見として承ります。
計画推進のしくみに対する意見	
意見要旨	市の考え方
目標に対する進捗状況を点検・評価する手法について、具体的にどのように実施するのか明記し、チェックリストを作成して担当部課別に明確化すべきと考えます。	進捗状況の点検・評価については、「指標の目標に対する進捗状況」により行い、指標の値と目標値から進捗状況を評価します。 また、チェックリストについては、これまでの環境報告書と同様に担当部署がわかるように作成することを考えています。

## 2. 関係条例・要綱等

### (1) 青梅市環境基本条例

○青梅市環境基本条例

平成14年6月28日 条例第34号

青梅市環境基本条例

#### 目次

第1章 総則(第1条―第7条)

第2章 環境基本計画等(第8条―第11条)

第3章 施策の推進(第12条―第19条)

第4章 開発事業等にかかる環境への配慮(第20条―第22条)

第5章 青梅市環境審議会(第23条)

第6章 雑則(第24条)付則

付則

#### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、青梅市(以下「市」という。)の環境の保全、回復および創出(以下「環境の保全等」という。)について、基本となる理念を定め、市、市民、事業者および滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(雨水および地下水の汚染を含む。)、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等によって、人の健康または生活環境に被害が生ずることをいう。

- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化およびオゾン層破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態にかかる環境の保全であって、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

**第3条** 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

3 地球環境の保全等は、日常生活およびすべての事業活動において推進されなければならない。

(市の責務)

**第4条** 市は、環境の保全等を図るため、次の各号に掲げる事項について基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全等に関すること。
- (3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関すること。
- (5) 良好な景観の保全および歴史的文化的遺産の保全等に関すること。
- (6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用および廃棄物の減量に関すること。
- (7) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全等に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 市は、環境の保全等を図る上で市民および事業者が果たす役割の重要性を考慮し、環境の保全等に関する施策に、これらの者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

（市民の責務）

**第5条** 市民は、環境の保全等について関心を払うとともに、必要な知識を持つよう努めるものとする。

2 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減ならびに公害の防止および自然環境の適正な保全等に努めなければならない。

3 市民は、前2項に定めるもののほか、市および地域社会と協働して環境の保全等に努めるものとする。

（事業者の責務）

**第6条** 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って発生する公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業活動にかかる製品その他のものが使用され、または廃棄されることによる環境への負荷を低減するために、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、市および地域社会と協働して環境保全等に努めるものとする。

（滞在者の責務）

**第7条** 市域の自然に親しみ、または文化施設等を利用する滞在者は、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 環境基本計画等

（環境基本計画）

**第8条** 青梅市長（以下「市長」という。）は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、青梅市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する目標
- (2) 環境の保全等に関する施策の基本方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関し必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第23条に規定する青梅市環境審議会の意見を聴くとともに、市民および事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境行動指針）

**第9条** 市長は、市、市民、事業者および滞在者の環境に配慮すべき具体的な行動について定める青梅市環境行動指針（以下「行動指針」という。）を策定するものとする。この場合において、当該行動指針は、基本計画に則したものでなければならない。

2 市長は、行動指針を策定するに当たっては、あらかじめ青梅市環境審議会の意見を聴くとともに、市民および事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、行動指針を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、行動指針の変更について準用する。

（施策の策定に当たっての調整）

**第10条** 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画および行動指針との整合を図るものとする。

2 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（報告書）

**第11条** 市長は、環境の状況および環境基本計画にもとづき実施された施策の状況等について環境報告書を作成し、これを定期的に公表するものとする。

## 第3章 施策の推進

（水と緑の豊かな環境の保全の推進）

**第12条** 市は、水（河川、湧水、池等）と緑（森林、樹木、農地、草花等）が有する環境の保全における機能を重視し、人と自然との豊かな触れ合いを確保するため、水の保全ならびに緑の保護および緑化推進に必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的な利用等の促進）

**第13条** 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民および事業者による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用および廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設および維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用および廃棄物の減量に努めなければならない。

（環境学習の推進）

**第14条** 市は、市民および事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに自発的な活動が促進されるよう、環境に関する学習の推進を図るものとする。

（環境状況の把握）

**第15条** 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視および測定を行うものとする。

（情報の収集および提供）

**第16条** 市は、環境の保全等に関する施策を実施するため、環境に関する情報の収集に努めるものとする。2 市は、環境の保全等に資するため、必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（環境管理および環境監査）

**第17条** 市および事業者は、自らの行為にかかる環境への負荷の低減を図るため、環境管理および環境監査を行うよう努めるものとする。

（自発的活動の促進）

**第18条** 市は、市民、事業者およびこれらの者で構成する団体が行う環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（国、東京都等との協力）

**第19条** 市は、環境の保全等を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国、東京都、その他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

## 第4章 開発事業等にかかる環境への配慮

（開発事業者等に対する要請）

**第20条** 市長は、環境に影響を及ぼすおそれがある事業で規則で定めるもの（以下「開発事業等」という。）については、当該開発事業等を実施しようとする者（以下「開発事業者等」という。）に対して、環境へ配慮する事項についてあらかじめ協議するよう要請することができる。

2 市長は、前項の規定による協議終了後、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響およびそれに対する配慮の方策を示す書類を提出するよう要請するものとする。

3 市長は、前項の書類の提出があったときは、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響およびそれに対する配慮の方策について、当該開発事業等に関係する市民等に対する周知を行い、これらの者の当該開発事業等についての意見を聴き、その内容等を報告するよう要請するものとする。

4 市長は、前項の規定による報告があったときは、環境の保全等の見地から、開発事業者等に対し、当該開発事業等の実施にかかる環境への配慮について要請することができる。

5 市長は、前項の規定による要請を行うに当たっては、あらかじめ青梅市環境審議会の意見を聴かなければならない。ただし、軽微な要請については、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、市長は、開発事業者等に対し、当該開発事業等にかかる環境への配慮に関し必要と認める事項について要請することができる。

（勧告および公表）

**第21条** 市長は、開発事業者等が前条の規定による要請の全部または一部を受け入れないときは、当該要請を受け入れるよう勧告することができる。

2 市長は、開発事業者等が前項の規定による勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該要請および勧告についてこの者に意見を述べる機会を与える等の手続を経た上でその内容を公表することができる。

3 この章に定める環境への配慮について必要な事項は、規則で定める。

（紛争の解決）

**第22条** 開発事業者等は、当該開発事業等の実施により関係する市民等との間に紛争または障害が生じたときは、自らの責任においてこれを解決しなければならない。

## 第5章 青梅市環境審議会

（青梅市環境審議会）

**第23条** 市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として青梅市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議し、答申する。

- （1）環境基本計画に関すること。
- （2）前章に定める環境への配慮に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、環境の保全等についての基本的事項に関すること。

3 審議会は、前項の市長の諮問に応じるもののほか、同項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 雑則

（委任）

**第24条** この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## （2）青梅市環境審議会規則

○青梅市環境審議会規則

平成14年7月10日 規則第38号

青梅市環境審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、青梅市環境基本条例（平成14年青梅市条例第34号）第23条第6項の規定にもとづき、青梅市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 青梅市長が委嘱する委員は、次に掲げる者とする。

- （1）公募による市民 4人以内
- （2）各種団体の代表 2人以内
- （3）事業者 3人以内
- （4）学識経験者 4人以内
- （5）関係行政機関の職員 2人以内

（会長および副会長）

第3条 審議会に会長および副会長を置く。

2 会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長および副会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、審議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、その意見を聴き、または委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

5 会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

（部会）

第5条 会長が必要と認めたときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置く。部会長は、部会に属する委員が互選する。

4 部会長は、部会を招集するほか、部務を掌理し、部会の経過および結果を審議会に報告する。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、環境保全担当課において処理する。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成14年7月20日から施行する。

### (3) 青梅市環境基本計画等懇談会設置要綱

○青梅市環境基本計画等懇談会設置要綱

令和5年4月1日実施

青梅市環境基本計画等懇談会設置要綱

#### 1 設置

青梅市環境基本計画、青梅市環境行動指針および青梅市地球温暖化対策実行計画（以下「環境基本計画等」という。）の策定に当たり、市民、事業者等の意見を聴取することを目的として青梅市環境基本計画等懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

#### 2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項について必要な意見交換等を行う。

- (1) 環境基本計画等の策定に関すること。
- (2) その他環境基本計画等に関し必要な事項に関すること。

#### 3 組織

懇談会は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 各種団体の代表 3人以内
- (2) 学識経験者 2人以内
- (3) 市内事業者の代表 3人以内
- (4) 公募による市民 2人以内

#### 4 委員の任期

委員の任期は、市長が委嘱した日から令和7年3月31日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

#### 5 会長および副会長の職務

- (1) 懇談会に会長および副会長を置く。
- (2) 会長および副会長は、委員が互選する。
- (3) 会長は懇談会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## 6 会議

- (1) 懇談会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。
- (2) 懇談会の議長は、会長をもって充てる。
- (3) 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見または説明を求めることができる。

## 7 報告

会長は、必要に応じて会議の経過および意見等を市長に報告する。

## 8 庶務

懇談会の庶務は、環境政策担当課において処理する。

## 9 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、懇談会が定める。

## 10 実施期日等

この要綱は、令和5年4月1日から実施し、令和7年4月1日をもってその効力を失うものとする。

## (4) 青梅市環境推進会議設置要綱

○青梅市環境推進会議設置要綱

平成17年9月1日実施

改正

平成21年4月1日  
平成22年4月1日  
平成24年4月1日  
平成26年4月1日  
平成30年4月1日  
令和5年4月1日  
令和5年11月1日  
令和6年4月1日

青梅市環境推進会議設置要綱

### 1 設置

青梅市の環境の保全等に関する施策について検討し、その円滑な推進を図るため、青梅市環境推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### 2 所掌事項

推進会議の所掌する事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 青梅市環境基本計画の推進における施策・事業の計画、点検および見直し等の進行管理に関すること。
- (2) その他環境政策の推進に関し、必要と認められる事項

### 3 組織

- (1) 推進会議は、委員15人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもって充てる。

ア 委員長 環境部長

イ 副委員長 企画政策課長および環境政策課長

ウ 委員 総務契約課長、市民活動推進課長、清掃リサイクル課長、公園緑地課長、下水道課長、商工業振興課長、農林水産課長、都市計画課長、都市整備部管理課長、教育総務課長、社会教育課長および病院事務局施設用度課長

(2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める者を臨時委員として委員会に出席させることができる。

(3) 推進会議は、必要があると認めたときは、推進会議の構成員以外の者から意見を聴取することができる。

#### 4 委員長、副委員長の職務および代理

(1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する副委員長が職務を代理する。

#### 5 会議

推進会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

#### 6 報告

委員長は、必要に応じて推進会議の検討等の経過および結果を青梅市長に報告する。

#### 7 庶務

推進会議の庶務は、環境政策担当課において処理する。

#### 8 その他

この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

#### 9 実施期日

この要綱は、平成17年9月1日から実施する。

#### 10 経過措置

(1) この要綱の一部改正は、平成21年4月1日から実施する。

(2) この要綱の一部改正は、平成22年4月1日から実施する。

(3) この要綱の一部改正は、平成24年4月1日から実施する。

(4) この要綱の一部改正は、平成26年4月1日から実施する。

(5) この要綱の一部改正は、平成30年4月1日から実施する。

(6) この要綱の一部改正は、令和5年4月1日から実施する。

(7) この要綱の一部改正は、令和5年11月1日から実施する。

(8) この要綱の一部改正は、令和6年4月1日から実施する。

### (5) 青梅市環境基本計画推進要綱

○青梅市環境基本計画推進要綱

平成20年4月1日実施

改正

平成26年4月1日

青梅市環境基本計画推進要綱

#### 1 目的

この要綱は、青梅市環境基本計画（以下「基本計画」という。）第6章の計画の推進のしくみに加え、基本計画に定めた取組内容（以下「取組内容」という。）の円滑な実施について必要な事項を定め、もって基本計画の着実な推進を図ることを目的とする。

#### 2 推進方針

(1) 基本計画は、取組内容の実施主体である青梅市民、市民団体、青梅市（以下「市」という。）、事業者および滞在者の自発的な取組により推進していくものとする。

(2) 基本計画は、青梅市環境基本条例（平成14年条例第34号）第18条の規定にもとづき、市が各実施主体の自発的な取組が促進されるよう必要な措置を講じ、推進していくものとする。

(3) 前号の市が講ずる必要な措置として、既定の計画推進のしくみに加え、取組内容に関する実施主体相互の共通理解と連絡調整を図るための青梅市環境連絡会（以下「連絡会」という。）を設置し、必要に応じ開催する。

#### 3 連絡会

##### (1) 所掌事項

ア 基本計画および取組内容の共通理解と周知に関すること。

イ 取組内容の実施主体相互間との連携の確保と情報交換に関すること。ウ その他基本計画の推進に関し、必要と認められる事項に関すること。

##### (2) 構成員

連絡会は、おうめ環境市民会議、市民団体、事業者等の、市において参加の意思確認を行った実施主体（以下「参加団体等」という。）の代表者および市職員をもって構成する。

(3) 期間

市は、参加団体等に対し、2年ごとに参加の意思確認を行う。

(4) 会議

ア 連絡会の会議は、青梅市長（以下「市長」という。）が参加団体等に通知し開催する。

イ 連絡会は、市長が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させて説明または意見を述べさせることができる。

ウ 連絡会の会議の進行は、環境担当部長が行う。

(5) 庶務

連絡会の庶務は、環境政策担当課において処理する。

(6) その他

この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

4 実施期日

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

5 経過措置

この要綱の一部改正は、平成26年4月1日から実施する。

### 3. 用語集

用語に続くページ番号は、環境基本計画および地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の初出ページを示しています。

#### 【数字、A～Z】

#### BDF P66、P102

バイオマスを原料として作られるディーゼルエンジン用燃料の総称で、様々な油から燃料をつくることができる。市が回収した、廃食用油もバイオディーゼル燃料に使用している。

#### BEMS（ベムス） P65、P93

Building Energy Management Systemの略で「ビル用エネルギー管理システム」と訳す。

温度・湿度センサー、人探知センサー、中央監視制御装置、機器制御装置等を用い、建物内のエネルギー使用状況や設備機器の運転状況を把握し、需要予測にもとづく負荷を勘案して最適な運転制御を自動で行うもの。

#### BOD（生物化学的酸素要求量） P9

水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。単位はmg/L（ミリグラムパーリットル）。この値が大きいほど水質が悪いと判断される。

#### dB（デシベル） P9

音の大きさ（音圧レベル）または振動の大きさを指す単位。騒音のレベルの評価は、周波数ごとの人の耳の聞こえ

方に近い補正を加えることが多い。

#### DX（Digital Transformation） P28

デジタル技術を活用し、業務や事務の仕組み、手続き等を変革し、価値を高めること。自治体においては、主に手続きのしやすさの向上、業務の効率化による住民サービスの向上を指す。

#### FIP P17

Feed-in Premiumの略称。FIT制度のように固定価格で買い取るのではなく、再エネ発電事業者が卸市場等で売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム（補助額）を上乗せすることで再エネ導入を促進することを目的としている。

#### FIT（固定価格買取制度） P17、P105

Feed-in Tariffの略称。再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社等に一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。ドイツ、スペイン等での導入の結果、風力や太陽光発電が大幅に増加した実績等が評価され、採用する国が増加している。

#### HEMS（へムス） P65、P93

Home Energy Management Systemの略で、「家庭用エネルギー管理システム」と訳す。

エアコンや照明等の電気を使う家電製品と太陽光発電システム等の創エネ機器、発電した電気を蓄えるリチウムイオン蓄電池等の蓄エネ機器をネットワーク化し、家全体のエネルギーを管理するシステム。

#### IPCC P7、P82

国連気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）のこと。1988（昭和63）年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織で、人為起源による気候変化、影響、適応および緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済的な見地から包括的な評価を行うことを目的としている。

#### ISO14001 P24

環境マネジメントに関する国際規格で、環境に与える影響を分析して環境リスクを最小限に抑えるための枠組を構築することを目的としている。

#### J（ジュール） P17、P84

エネルギー、仕事、熱量、電力量の単位で、1J=1Ws（ワット秒）。k（キロ、千倍）、M（メガ、100万倍）、G（ギガ、10億倍）、T（テラ、1兆倍）等をつけて使用することもある。なお、関東地方では、1世帯あたり、約31GJのエネルギーを1年間で消費する。

#### LCA（ライフサイクルアセスメント） P57

製品は、製造から廃棄にいたるすべての段階において、様々な環境負荷を発生させている。環境負荷を製品のライフサイクル全体にわたって、科学的、定量的、客観的に評価する手法をライフサイクルアセスメント（Life Cycle Assessment：LCA）という。

#### LED（Light Emitting Diode） P25

発光ダイオードのこと。電気を流すと光る性質を持ち、照明機器や液晶TVのバックライト等に利用されている。なお、

LED照明は、寿命が長い、消費電力が少ない、環境負荷物質を含まない等の特長がある。

## NPO (Nonprofit Organization) P23

特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」。福祉、教育・文化、まちづくり、環境保全等の多様な分野において、公共の利益を目的として活動している。

## OECD P42

国立公園等、従来の保護地域とは異なる、地域主導等により生物多様性の保全が図られている区域。

## pH P18

水溶液の酸性やアルカリ性の度合いを示す指標。中性ではpH7であり、数値が小さいほど酸性度が高い。

## ppm (Parts per million) P9

大気汚染の濃度表示等に用いられる単位。1m³の空気中に1cm³の硫酸酸化物が混じっている場合、硫酸酸化物濃度は1ppmと表示される。（1ppm = 0.0001%）

## SDGs (持続可能な開発目標) P6、P82

2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と、その下にさらに細分化された169のターゲット、232のインディケーター（指標）から構成され、地球上の誰一人として取り残さないこと（leave no one behind）を誓っている。

## SSP (Shared Socio-economic Pathways) P83

共通社会経済経路と訳され、将来の気候変動の影響や対策を考えるための、2100年までの異なる社会経済状況を想定したシナリオで、IPCC第6次評価報告書にて、下記の5つのシナリオにおける将来推計を行っている。

SSP1-1.9: 持続可能な発展の下で、気温上昇を1.5℃以下におさえるシナリオ。

SSP1-2.6: 持続可能な発展の下で、気温上昇を2℃未満におさえるシナリオ。

SSP2-4.5: 中道的な発展の下で、気温上昇を2℃未満におさえるシナリオ。

SSP3-7.0: 地域対立的な発展の下で気候政策を導入しないシナリオ。

SSP5-8.5: 化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない最大排出量シナリオ。

## TEQ (Toxic Equivalency Quantity) P9

ダイオキシン類の毒性を示す単位で「毒性等量」と訳す。ダイオキシン類は物質により毒性が異なるため、毒性を2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-1,4-ジオキシン（2,3,7,8-TCDD）に置き換えて示している。1pg-TEQ/m³は、大気1m³に1兆分の1gの2,3,7,8-TCDDと等しい毒性があることを示す。

## t-CO₂ P9、P81

温室効果ガスの排出量を示す単位。二酸化炭素以外の温室効果ガスについても、温室効果の能力をもとに、二酸化炭素排出量に換算して計算する。

## Wh (ワット時) P9、P84

電力量を表す単位で、1Wの電力を1時間使用した場合の電力量が1Whとなる。k（キロ、千倍）、M（メガ、100万倍）、G（ギガ、10億倍）、T（テラ、1兆倍）等をつけて使用することもある。

## 【あ～お】

## アスベスト P50

石綿ともいわれる繊維状鉱物で、耐熱性や耐薬性にすぐれていることから、過去には工業原料として幅広く利用されていた。しかし、吸入した場合に人体に悪影響を与え、肺がんや悪性中皮腫等の原因になるとされているため、新たな製造・使用等は禁止されている。平成17年6月以降、アスベストによる健康被害が大きな社会問題となったことを受け、規制対象の建築物の規模要件の撤廃や対象建築材料の拡大、工作物の追加等、規制を拡充・強化している。

## 一酸化炭素 (CO) P18

燃料等の有機物が不完全燃焼したときに発生する気体。

## 一酸化二窒素 (N₂O) P16、P85

温室効果ガスの一つで、二酸化炭素の約300倍の温室効果があるとされている。

## 一般廃棄物 P8、P78

廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出される生活系廃棄物（いわゆる家庭ごみ）の他、事業所等から排出される産業廃棄物

以外の不要物（いわゆるオフィスごみ等）も一般廃棄物に含まれる。

## ウェルビーイング P28

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義等の将来にわたる持続的な幸福を含む概念。国の環境基本計画では「高い生活の質」としている。

## 雨水浸透ます P45

コンクリート性の筒に多数の穴を開けた設備。この多数の穴から雨水の地下浸透を促す。市街地の拡大により、コンクリートやアスファルトで覆われた地面の割合が高まっていることから、地下へ浸透する雨水の量は減少しており、湧水を水源とする多くの中小河川において、自然の水循環の衰退が懸念されている。

## 雨水小型貯留槽 P45

散水や防火用水等に利用するため、雨どいに接続して雨水を貯留し、散水や防火用水等に利用する設備。

## 運輸部門 P16、P84

最終エネルギー消費のうち、企業・家計が住宅・工場・事業所の外部で人・物の輸送・運搬に消費したエネルギー消費等を示す部門。

## エコセメント P15、P108

ごみの焼却残さ（焼却灰とばいじん）を主原料とする、セメント。本市では、かつて焼却残さを埋立処分していたが、エコセメントに加工することで、埋立処分が不要となった。

## エネルギー基本計画 P7、P82

「エネルギー政策基本法」第12条の規定に基づき、将来を見通してエネルギー需給全体に関する施策の基本的な方向を定性的に示す計画。

## 援農ボランティア P40

後継者不足や高齢化等のため、人手が不足している農業者をサポートするボランティア活動。

## 屋上緑化／壁面緑化 P113

建築物等の構造物の表層に人工の地盤を作り、植栽により緑化すること。一般的に、軽量骨材によって排水層を設け、その上に土壌を盛って植栽する。壁面緑化も広い意味で屋上緑化と捉えられる。建築物等の緑化は、ヒートアイランド現象の緩和、大気の浄化、建物内の消費エネルギーの軽減、生物の移動空間としての効果がある。

## 温室効果ガス P7、P78

地表面から放出される赤外線を吸収する微量物質。本来、宇宙空間に逃げるはずの熱が温室効果ガスによって地表面に戻ることで、気温が上昇する現象を温室効果という。環境省において年間排出量等が把握されている物質としては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7物質がある。

## 【か〜こ】

## カーボンニュートラル P7、P81

二酸化炭素の排出量と、森林による吸収量を相殺して、温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにすること。ゼロカーボンともよばれる。

## カーボンニュートラル宣言 P7、P78

2020年10月に政府による「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指す」宣言のこと。

## 外来生物 P35

他の地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、自然分布域を超えて生息または生育する生物。外来生物には、生態系を破壊してしまうものや、農林水産業、人の生命・身体への著しい影響等を生じさせるものがある。

## 化石燃料 P28、P83

動物や植物の死骸が地中にたい積し、長い年月の間に変成してできた、石炭、石油、天然ガス等の有機物燃料の総称。化石燃料の燃焼に伴って発生する二酸化炭素は地球温暖化の大きな原因となっており、硫酸化合物や窒素酸化物は大気汚染や酸性雨の主な原因となっている。資源の有限性および環境問題解決の観点から、化石燃料使用量の削減、化石燃料に替わるエネルギーの確保が大きな課題となっている。

**家庭部門 P16、P84**

最終エネルギー消費のうち、家計が住宅内で消費したエネルギー消費等を示す部門。

**環境基準 P9**

環境基本法に基づき設定される、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

**環境基本計画 P6、P78**

国や地方自治体が、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画。

**環境基本法 P6**

環境の保全について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者および国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、現在および将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としたもの。

**環境負荷 P23、P93**

人間が環境に与える負担のこと。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

**環境報告書 P18、P119**

事業者が、事業活動に係る環境配慮の方針、計画、取組の体制、状況や製品等にかかる環境配慮の状況等の事業

活動に係る環境配慮等の状況を記載した文書。

**環境保全型農業 P35**

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調等に留意しつつ、化学肥料、農薬の使用低減等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

**気候変動適応計画 P7、P78**

気候変動適応法に基づき2021（令和3）年11月に閣議決定された国の計画。

**気候変動適応法 P6、P78**

気候変動への適応の推進を目的として2018（平成30）年に制定された法律。国、地方公共団体、事業者、国民、それぞれが適応の推進を担うと明確化されている。

**希少な生き物／希少種 P21**

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）やレッドデータブックにより指定されている、絶滅のおそれのある野生動植物種のこと。

**揮発性有機化合物（VOC：Volatile Organic Compounds） P18**

トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称。塗料、インキ、溶剤（シンナー等）等に含まれるほかガソリン等の成分になっているものもある。

**吸収源 P91**

大気中の二酸化炭素等の温室効果ガスを吸収し、比較

的長期間にわたり固定することのできる森林や海洋等。

**協働 P30、P120**

立場が異なる複数の団体や個人等が、共通の目標や課題に対して対等な関係で協力し合うこと。互いの特性を生かし、役割分担しながら取り組むことで、単独では解決が困難な課題や目標を達成する。

**業務部門 P16、P84**

最終エネルギー消費のうち、第三次産業（水道・廃棄物・通信・商業・金融・不動産・サービス業・公務等）に属する企業・個人が、事業所の内部で消費したエネルギー消費等を示す部門。

**グリーンインフラ P106**

自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする社会資本整備の考え方。自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応や、持続可能な社会、自然共生社会、質の高いインフラ投資を目指している。

**グリーン購入 P64、P93**

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをさす。2001年には国等によるグリーン購入（調達）の促進を定めるグリーン購入法が制定された。

## グリーンスローモビリティ P55、P106

時速20km未満で公道を走る電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称。車両がコンパクトであることから道幅が狭く今まで公共交通機関を整備できなかった地域の足になることも可能。地域交通の大幅な脱炭素化、ラストワンマイルの確保、観光振興、中心市街地の活性化等、地域が抱える様々な交通課題の解決が期待されている。

## グリーン成長 P7、P82

二酸化炭素削減等の環境対策を、制約やコストではなく経済成長の機会と捉え、経済成長を実現しながら環境を保全し、持続可能な社会を目指す「環境・経済・社会の好循環」に向けた取組。

## 建設発生土 P61

道路、下水道、河川、鉄道等の公共工事、ビル、住宅等の民間工事等建設工事に伴って発生する土砂類をいう。一般には建設残土と呼ばれることも多い。これらの建設工事によって副次的にえられた土砂は、建設副産物であって廃棄物ではないとされている。

## 【さ～そ】

## 災害廃棄物 P8

地震や台風、水害等の自然災害によって発生する廃棄物。具体的な内容としては、倒壊した家屋の廃材や廃コンクリート、家屋が押しつぶした家電や家具、流された自動車その他、腐敗した食料品等も含む。

## 最終処分場 P15

廃棄物の最終処分を行う施設。最終処分は埋立が原則とされている。最終処分場には、廃棄物の飛散および流出を防止する安定型（廃プラスチック等）、地下水の汚染を防止するため、底にシートを張る等の遮水工が施されている管理型、周囲をコンクリートで固め、雨水等が入り込まないよう覆いを設ける等、有害物質の外界への浸出を遮断する遮断型がある。

## 再生可能エネルギー P17、P81

資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギー。「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用および化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」で「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。

## 再生可能エネルギー導入ポテンシャル P89

設置可能面積や平均風速等から求められる理論的なエネルギー量から、自然要因、法規制等の開発不可となる地域を除いて算出されるエネルギー量。

## サステナ×Blue（サステナブルー） P114

持続可能を意味する「サステナブル」と青梅市における地域プロモーションの取組である「Ome Blue（青梅ブルー）」とをかけた造語。カーボンニュートラル実現に向けた取組を通じて、青梅市の豊かな自然や文化を未来へつないでいく、というメッセージを託している。

## サステナブル・ツーリズム P68

「持続可能な観光」と訳す。訪問客、産業、環境、受け入れ地域の需要に適合しつつ、現在と未来の環境、社会文化、経済への影響に十分配慮した観光のことで、旅行者、観光関係事業者、受け入れ地域にとって、「環境」「文化」「経済」の観点で、持続可能かつ発展性のある観光を目指す。

## 里山 P23

奥山自然地域と都市地域の間位置し、かつては薪炭用材や落ち葉の採取、農業生産等、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。多様な動植物の生息・生育環境となっている。

## 産業廃棄物 P33

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等20種類の廃棄物をいう。また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

## 産業部門 P16、P84

最終エネルギー消費のうち、第一次産業および第二次産業に属する法人ないし個人の産業活動により、工場・事業所内で消費されたエネルギー等を示す部門。

## 酸性雨 P50

二酸化硫黄、窒素酸化物等の大気汚染物質が、大気中で硫酸、硝酸等に変化し、再び地上に戻ってきたもの。酸性

雨は、土壌の酸性化をもたらし、肥沃度を低下させ、森林生態系に影響を与えることが懸念されている。

### 三ふっ化窒素 (NF₃) P16、P85

常温常圧では無色、無臭の気体。有毒で、強力な温室効果ガス。温室効果の強さは、二酸化炭素を1とすると、三ふっ化窒素は16,100である。半導体製造等の工業プロセスで使用される。

### 次世代燃料 P102

現在、主に利用されているガソリン、軽油、重油等の化石燃料に対し、再生可能エネルギーを用いたカーボンニュートラル燃料や、バイオエタノール、バイオジェット燃料等がある。

### 循環型社会 P6、P91

「循環型社会」とは、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用および適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。有価・無価を問わず廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進する。

### 省エネルギー P23、P81

石油・ガス・電力等、産業や生活における資源やエネルギーを効率的に利用すること。昭和54年の「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）制定により、大規模な工場ではエネルギー管理者の選任や定期的な報告等が求められ、機器のエネルギー消費効率に基準を設定して省エネルギー化を促す等の措置を行うことが義務付けられている。

### 親水 P43

水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めることを指す。かつて、河川や湖沼の管理では、治水、利水、水産等に重点を置いていた。現在は、景観、自然とのふれあい、レクリエーション、公園等親水機能も重視されている。

### 水源かん養 P26、P111

森林が持つ機能の一つで、大雨が降った時の急激な増水を抑え（洪水緩和）、しばらく雨が降らなくても流出が途絶えないようにする（水資源貯留）等、水源山地から河川に流れ出る水量や時期に関わる機能。より広い意味では、水質浄化を含む。

### 水質汚濁 P18

人の生活様式の変化や産業の発達により、有機物や有害物質が河川、湖沼等に排出され水が汚れること。

発生源には、生活排水、工場排水、農業排水、畜産排水等がある。影響には、水生動植物の減少・死滅、水産業への影響、悪臭等がある。

### スマートローカル青梅 P65

本市のDXに関する基本方針で、「1 行政サービスを変える」「2 市役所を変える」「3 地域社会を変える」を掲げている。デジタル技術やデータ等の活用による、行政サービスにおける住民の利便性向上、業務の効率化等に加え、地域全体のデジタル化、山里や川等を有する地域における豊かな自然と共生した地域づくり「スマートローカル」を目指している。

### 生態系 P8

食物連鎖等の生物間の相互関係と、ある空間に生きている生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的に捉えた生物社会のまとまりを示す概念。生態系は、森林、草原、湿原、湖、河川等から、地球という巨大な空間まで、様々な捉え方ができる。

### 生物多様性 P6、P95

自然生態系を構成する動物、植物、微生物等地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。遺伝子、種、生態系の3つのレベルで捉えられることが多い。

### 生物多様性国家戦略 P8

生物多様性条約および生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画。

現在の「生物多様性国家戦略2023-2030」は、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した戦略で、2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指している。

### 生物多様性地域戦略 P6

生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する、生物の多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画。

### ゼロエミッション P7

ある産業の製造工程から出る廃棄物を他の産業の原料やエネルギーとして利用することにより、廃棄物の排出（エ

ミッション)を限りなくゼロに近づける循環型産業システムの構築を目指すもの。国連大学が提唱し、企業や自治体で取組が進んでいる。

## ゼロエミッション東京 P78

東京都が掲げる「2050年までに二酸化炭素(CO₂)排出実質ゼロ」を目指した施策や取組のこと。

## ゼロカーボンシティ宣言 P7、P81

市町村等の地方自治体単位で、温室効果ガスまたは二酸化炭素の排出量を減らし、森林による吸収量と相殺して、実質的な排出量をゼロにする、すなわちゼロカーボンの達成を目指す旨を、首長自らがまたは地方自治体として公表すること。

## 【た〜と】

## ダイオキシン類 P9

ごみの焼却等、炭素・酸素・水素・塩素を含む物質が熱せられる過程で発生する生成物。多量に曝露した場合は、発がん性を有するとされるが、現在、環境中にあるダイオキシン類の量では危険性は少ないと考えられている。

## 太陽光発電 P17、P84

自然エネルギーを利用した発電方式のうち、太陽光を利用した発電方式。太陽エネルギーの利用には、熱を利用する温水器のシステムと、太陽電池を使い、太陽光を電気に変換して利用する太陽光発電がある。

## 脱炭素 P91

地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を削減するため、エネルギー消費の効率化と共に、再生可能エネルギーや水素エネルギーを導入することで、化石燃料を可能な限り削減すること。森林吸収量と相殺し、排出量実質ゼロ(カーボンニュートラル)となった場合を脱炭素に含めることもある。

## 地球温暖化 P6、P78

温室効果ガスの排出量増加により、地球の平均気温が上昇していること。

## 地球温暖化対策計画 P7、P78

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。2016(平成28)年に閣議決定された。

## 地球温暖化対策実行計画 P6、P78

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく、地方公共団体が地球温暖化対策を推進するために策定する計画で、温室効果ガスの排出量削減を目的としている。

区域施策編と事務事業編があり、区域施策編は対象となる行政区域全体から排出される温室効果ガスを、事務事業編は役所の事務や事業から排出される温室効果ガスを対象としている。

## 地球温暖化対策の推進に関する法律 P6、P78

温対法と省略する。地球温暖化防止京都会議(COP3)で採択された「京都議定書」を受けて、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取組むための枠組を定めたもので、平成10(1998)年10月に公布された。

## 蓄電池 P28、P96

充電と放電を繰り返し行うことができる電池のこと。電気エネルギーを化学エネルギーに変えて蓄え、必要に応じて電気エネルギーとして取り出せる。

## 窒素酸化物(NO_x) P18、P107

一酸化窒素(NO)と、二酸化窒素(NO₂)を主として、石油やガス、石炭等の燃焼に伴い発生するもの。高濃度時に人の呼吸器(のど、気管、肺等)に悪影響を与え、また酸性雨や光化学スモッグの原因となる。特に二酸化窒素は濃度が高くなると、人の呼吸器に悪影響を及ぼす。発生源は、工場、自動車、家庭の厨房等様々。

## 地盤沈下 P18

自然的・人為的な要因により、地表面が広い範囲にわたって徐々に沈んでいく現象。地下水の大量揚水や鉱物資源の採取等が原因となる。地盤沈下の影響として、「海拔ゼロメートル地帯」の発生や排水の悪化による冠水、道路や建物等の建造物の歪曲や破壊等、甚大な被害の発生が懸念される。

**デマンド交通 P55、P106**

需要応答型交通システム (Demand Responsive Transport) と呼ばれ、路線バスとタクシーの中間的な位置にある交通機関。事前予約により運行するという特徴があり、広範囲な地域の発生需要が分散している場合、需要が少ない場合に適していると考えられている。

また、運行方式や運行ダイヤ、発着地の自由な組み合わせが可能で、多様な運行形態が存在する。

**電気自動車 P25、P81**

バッテリー (蓄電池) に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車。ガソリン自動車に比べ、走行時に二酸化炭素や排気ガスを出さないことや騒音が小さいことから、地球環境にやさしい自動車として期待されている。航続距離が短いこと、充電に時間がかかること、車重が重くタイヤからの粉じんが多いこと、バッテリーの廃棄問題等の課題がある。

**【な～の】****ナッジ P98**

「そっと後押しする」という意味の言葉で、行動経済学の分野においては、大幅な経済的インセンティブや行動の強制をせず、選択肢や情報の提供を工夫することで、自発的な行動変容を促すことを指す。

**ナラ枯れ P34**

カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌 (カビの仲間) によって、ナラ類やシイ・カン類等の樹木が集団で枯れてしまう病気。正式名称は「ブナ科樹木萎凋病」。

**二酸化硫黄 (SO₂) P9**

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じる物質。かつての四日市ぜんそく等の公害病や酸性雨の原因となっている。

**ネイチャーポジティブ (自然再興) P8**

「自然再興」と訳し、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指す。

**燃料電池自動車 P29、P81**

「水素」と「酸素」の化学反応を利用して発電する、燃料電池の電気エネルギーを使い走行する自動車。ガソリン内燃機関自動車が、ガソリンスタンドで燃料を補給するように、燃料電池自動車は水素ステーションで燃料となる水素を補給する。

**農地バンク P40**

農地中間管理機構のことで、農地を貸したい人と借りたい人を仲介し、農地の貸借と有効利用を促進する組織で、農地の遊休農地化の防止や、新規就農者への支援等を目的としている。

**【は～ほ】****バイオ燃料 P106**

バイオマスを原料として製造された燃料のことで、バイオエタノール、バイオディーゼル燃料等がある。

**排出係数 P63、P87**

電気、ガス等の単位使用量当たりから排出される温室効果ガス排出量のこと。

**ハイドロフルオロカーボン類 (HFC) P16、P85**

フッ素原子と水素原子を含む人工の有機化合物で、代替フロンと言われるフロンガス類。オゾン層破壊効果はないものの、強力な温室効果ガスである。

**ハイブリッド自動車 P29、P106**

動力源にエンジンとモーターを有し、エンジンの回転による走行に加え、エンジンや回生ブレーキで発電した電気をバッテリーに充電し、モーターでも走行できる自動車。

**ハザードマップ P69、P114**

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図。

**パリ協定 P7、P82**

第21回気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) が開催されたパリにて、2015 (平成27) 年12月12日に締結された、気候変動抑制に関する国際的な協定。世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を目標としている。

**パーフルオロカーボン類 (PFC) P16、P85**

炭素とフッ素のみから構成される化学物質で、不燃性で

安定しており、かつオゾン層破壊効果がないことから、フロン類の代替物質として利用されてきた。オゾン層破壊効果はないものの、強力な温室効果ガスである。

## ヒートアイランド現象 P103

都市部が郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見える現象。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、都市の地面の大部分がコンクリートやアスファルト等に覆われた結果、夜間気温が下がらないことにより発生する。特に夏には、エアコンの排熱が室外の気温をさらに上昇させ、また上昇した気温がエアコンの需要をさらに増大させるという悪循環を生み出している。

## 微小粒子状物質 (PM2.5) P18

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5 $\mu\text{m}$  ( $\mu\text{m}$  (マイクロメートル) は1mmの1,000分の1) 以下の非常に小さな粒子のこと。

## 不法投棄 P23、P110

廃棄物が定められた場所以外に廃棄されること。特に産業廃棄物の不法投棄の増加は、環境破壊を招いており、不法投棄の防止や原状回復のための措置が大きな課題となっている。

## 浮遊粒子状物質 (SPM: Suspended Particulate Matter) P18

大気中に浮遊する粒子状の物質 (浮遊粉じん、エアロゾル等) のうち粒径が10 $\mu\text{m}$ 以下のものをいう。主に工場や事業場から排出され、大気中に長時間滞留し、肺や気管支に

沈着して呼吸器に影響を及ぼす。

## プラグインハイブリッド自動車 P29、P106

外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車。走行時に二酸化炭素や排気ガスを出さない電気自動車のメリットと、ガソリンエンジンとモーターを併用することで遠距離走行ができるハイブリッド自動車の長所を併せ持つ。

## フロン類 P80

フロン類とは、フルオロカーボン (ふっ素と炭素の化合物) の総称。クロロフルオロカーボン類 (CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン類 (HCFC)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)、パーフルオロカーボン類 (PFC) 等を「フロン類」と呼ぶ。CFCは化学的にきわめて安定した性質で扱いやすく、人体に毒性が小さいといった性質を有していることから、エアコン、冷蔵・冷凍庫の冷媒や、建物の断熱材、スプレーの噴射剤等、身の回りの様々な用途に活用されていた。現在は、CFCによるオゾン層の破壊が明らかになったため、より影響の少ない代替フロン (HFC等) が使用されているが、温室効果ガスであるため適切な使用が求められている。

## 保護地域 P42

生物多様性条約第2条で、「保全のための特定の目的を達成するために指定され又は規制され及び管理されている地理的に特定された地域」と定義されており、国立公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区等が該当する。

## 【ま〜も】

## マイクロプラスチック P6、P109

大きさが5mm以下の小さなプラスチック片。水中や土壌に広く拡散し、分解されにくいと、長期間にわたって残留する。特に海洋環境では、海流に乗って広がり、魚や貝類に摂取されることで、食物連鎖を通じて人の健康に影響を与える可能性が指摘されている。

## マニフェスト制度 P61

産業廃棄物の収集・運搬や中間処理 (無害化や減量化等の処理)、最終処分 (埋め立て処分) 等を他人に委託する場合、排出者が委託者に対して「マニフェスト (産業廃棄物管理票)」を交付し、委託した内容通りの処理が適正に行われたことを確認するための制度。「産業廃棄物管理票制度」ともいう。

## みどりのネットワーク P38

野生生物が生息・生育する様々な空間 (森林、社寺林、農地、都市内緑地、公園緑地、街路樹、水辺、河川、池沼等) がつながるネットワークのこと。

## メタン (CH₄) P16、P80

炭素と水素から成る化合物で常温では気体として存在しており、沼沢の底、家畜 (反芻)、下水汚泥の嫌気性分解過程等から発生する。また、ガス田から採掘される天然ガスの主成分で、都市ガス等に利用されている。一方で温室効果ガスの一つで、二酸化炭素の28倍の温室効果がある。そのため、下水処分場等で発生したメタンを回収し、エネルギー源としての利用が進められている。

## 【や～よ】

## 湧水

P35

地下水が自然的に地表にあふれ出したもの。地表面の被覆が進んでいる都市部では、雨水の浸透不足による地下水位の低下に加え、トンネルやビル、地下鉄等の地下構築物が地下水の流れを遮断することにより、湧水や付近の井戸を枯渇させる傾向にある。また、開発の影響により、湧水地点そのものが失われてしまうこともある。

## ユニバーサルデザイン

P67

あらゆる人が利用しやすいデザインを目指す設計思想やアプローチのこと。性別、年齢、身体的能力、文化的背景等に関係なく、すべての人が快適に利用できる製品、建物、サービス等で、特定の障害を持つ人々だけでなく、すべての人が快適に利用できることを目指す点が特徴。

## 【ら～ろ】

## ライフサイクル

P57、P95

本来は人間等生物に関する生命や細胞等の循環現象を指す用語。転じて、製品の、その原料採取から、製造、流通、使用、リサイクル・廃棄にいたる循環のこと。

## リターナブル

P58

英語で「返すことができる」という意味で、再使用するために返却・回収できるものを指す。代表的なものに、ビール瓶や一升瓶等のリターナブル瓶がある。

## レジリエンス（強靱性）

P6、P100

Resilienceを直訳すると「弾力」「復元力」「回復力」を意味する。防災分野や環境分野においては、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靱さを意味する用語として使われる。

## レスポンシブル・ツーリズム

P68

「責任ある観光」と訳す。観光客もツーリズムを構成する要素であると捉え、観光客が意識や行動に責任を持つことで、より良い観光地形成を行っていくという考え方。

六ふっ化硫黄（SF₆）

P16、P85

常温常圧下で化学的に安定な無毒、無臭、無色、不燃の気体。強力な温室効果ガスで、温室効果の強さは、二酸化炭素を1とすると、六ふっ化硫黄は23,500である。1960年代から電気・電子分野で絶縁材等として広く使用されている。

**第3次青梅市環境基本計画**  
**第2次青梅市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）**

令和7（2025）年3月 発行

発行 青梅市  
編集 青梅市環境部環境政策課  
〒198-8701 東京都青梅市東青梅1-11-1  
電話 0428-22-1111（代表）  
青梅市ホームページ <https://www.city.ome.tokyo.jp>



青梅市